

## グローバル5.5倍バランスファンド (1年決算型)

愛称:ゴーゴー・バランス

追加型投信／内外／資産複合



## グローバル5.5倍バランスファンド (予想分配金提示型)

愛称:ゴーゴー・バランス(予想分配金提示型)

追加型投信／内外／資産複合



### \* ご注意ください

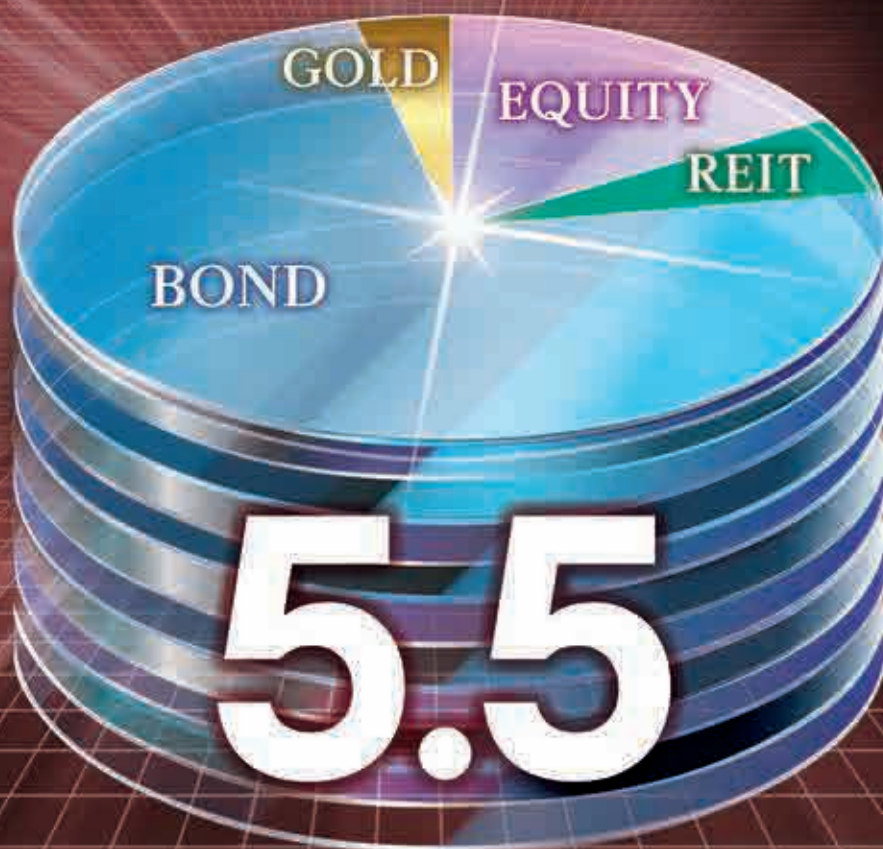
本書は、上記各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)を取りまとめたものです。交付目論見書の内容はそれぞれ異なりますので、ご購入に際しては、ご購入対象となるファンドの交付目論見書を正しく選んで、お読みください。



# グローバル5.5倍バランスファンド (1年決算型)

愛称: ゴーゴー・バランス

追加型投信／内外／資産複合



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。  
社名変更後URL: [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

**amova**  
アモーヴァ・アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル5.5倍バランスファンド(1年決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月21日に関東財務局長に提出しており、2025年3月22日にその効力が発生しております。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                                                                                                                             |      |                 |               |       |
|---------|--------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                                                                                                                           | 決算頻度 | 投資対象地域          | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 内外     | 資産複合              | その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合<br>資産配分固定型<br>(株式、不動産<br>投資信託証券、<br>債券、その他資産<br>(株価指数先物<br>取引、不動産投信<br>指数先物取引、<br>国債先物取引、<br>金先物取引)))) | 年1回  | グローバル<br>(含む日本) | ファミリー<br>ファンド | なし    |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

愛称として「ゴーゴー・バランス(1年決算型)」という名称を用いることがあります。

＜委託会社の情報＞

|                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 委託会社名                  | 日興アセットマネジメント株式会社          |
| 設立年月日                  | 1959年12月1日                |
| 資本金                    | 173億6,304万円               |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 31兆893億円<br>(2024年12月末現在) |



## ファンドの目的

主として、日本を含む世界の株式、不動産投信(REIT)、債券および金に実質的に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

## ファンドの特色



**世界の株式、REIT、債券および金の4資産への分散投資により、収益の獲得をめざします。**

■マザーファンドを通じて、主として世界(日本を含む)の資産(株式、REIT、債券、金)に実質的に投資を行ないます。



**先物取引を積極的に活用し、信託財産の純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。**

- 株式および金については、主として株価指数先物取引および金先物取引に係る権利などを通じて投資を行ないます。
- REITについては、主としてETF(上場投資信託証券)を通じて投資を行ないます。
- 債券については、主として国債先物取引に係る権利および国債を通じて投資を行ないます。
- 先物取引の買建総額と現物資産の組入総額との合計額が、信託財産の純資産総額の5.5倍相当額となるように投資を行ないます。



**年1回、決算を行ないます。**

■毎年12月21日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

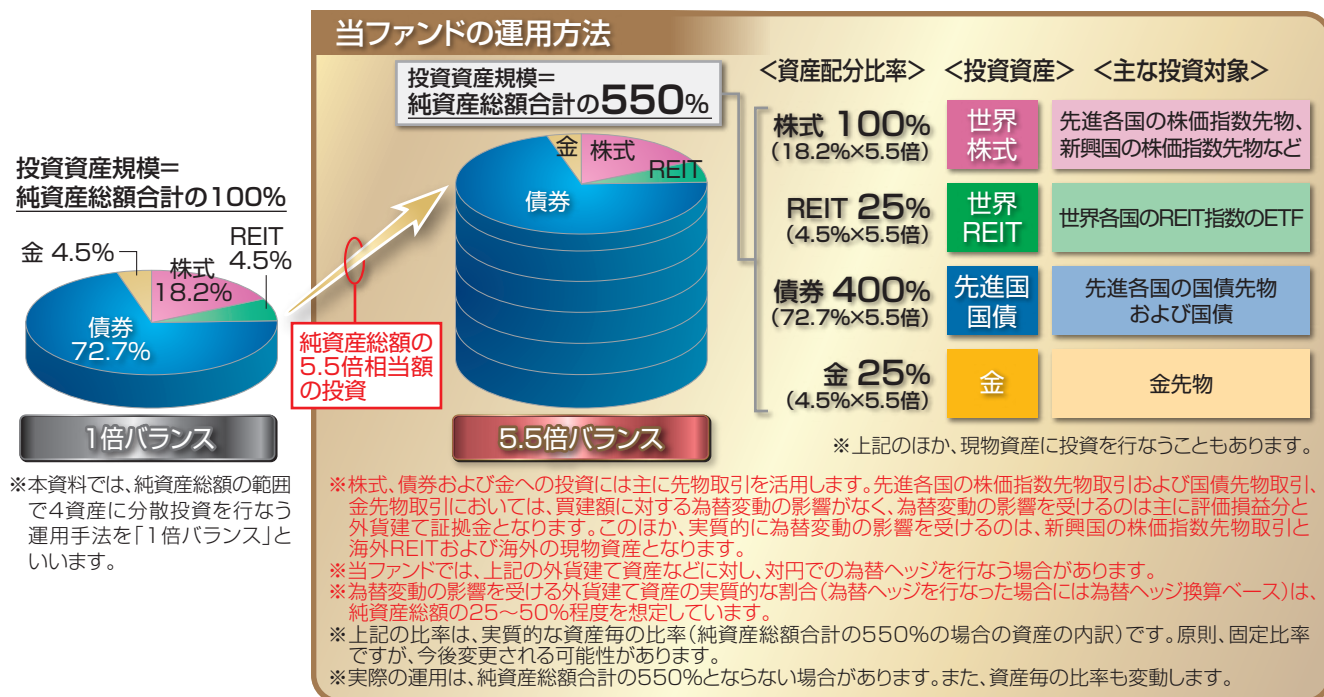
世界の株式、REIT、債券および金への分散投資にあたり、先物取引の活用によって純資産総額の5.5倍相当額の投資を行なう運用手法を「5.5倍バランス(ゴーゴー・バランス)」としています。

基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 投資対象資産と実質的な運用について

- 当ファンドは、世界の株式、REIT、債券および金の4資産に、幅広く分散投資を行ないます。株式、債券および金への投資において、先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。



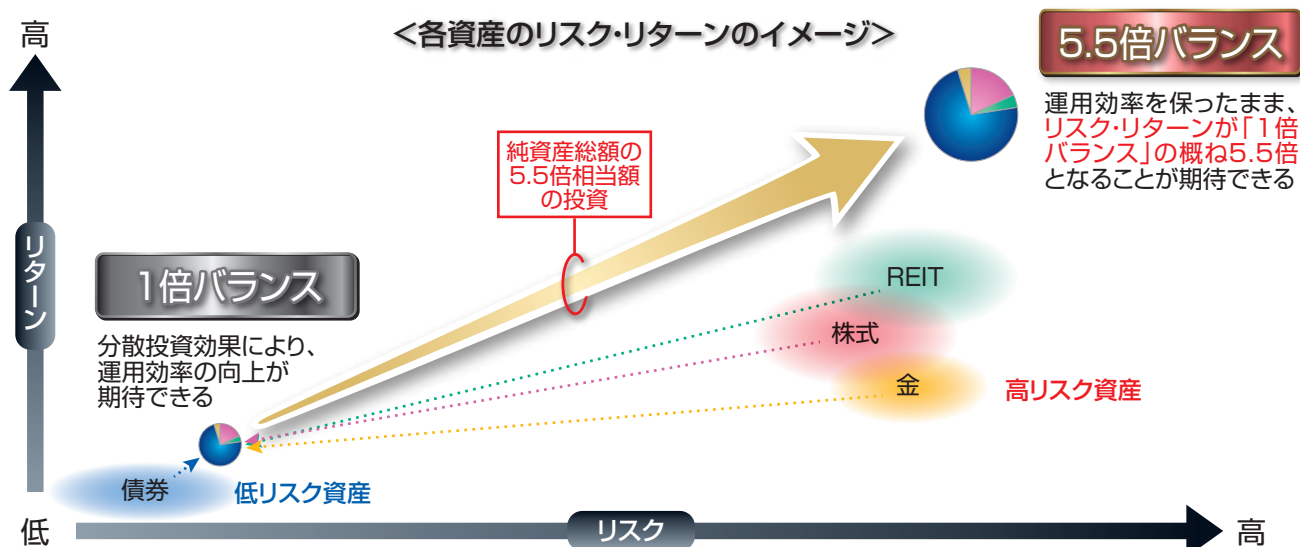
※上記はイメージ図です。

※上記の「1倍バランス」の資産配分比率は、「5.5倍バランス」の実質的な資産配分比率を5.5で除して(端数は四捨五入)計算したものであり、実在するポートフォリオではありません。

※上記は資料作成時点のものであり、投資対象資産および資産配分比率は、変更される可能性があります。

## 「5.5倍バランス」のリスク・リターンイメージ

- 一般に、値動きの異なる複数の資産に分散投資を行なうことで、運用効率(リスクあたりのリターン)が向上し、価格変動リスクの低減とリターンの安定化が期待できます。さらに、当ファンドでは、運用効率を保ったまま、リスク・リターンの引き上げをめざし、先物取引などを活用して純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。



※上記は「5.5倍バランス」についてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際のリスク・リターンなどの運用成果を保証するものではありません。

※実際の累積パフォーマンスが5.5倍になる訳ではありません。

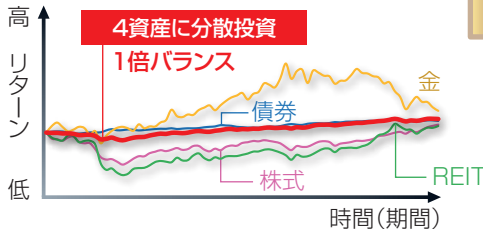
## 当ファンドの値動きのイメージ

■当ファンドでは、株式、債券および金への投資において、先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。そのため、「1倍バランス」の運用手法に比べて、日々の基準価額の変動が大きくなります。

### 「1倍バランス」の値動きのイメージ



値動きの異なる資産を組み合わせることで、リスク(値動きのブレ)が抑制され、リターン(安定化)が期待される

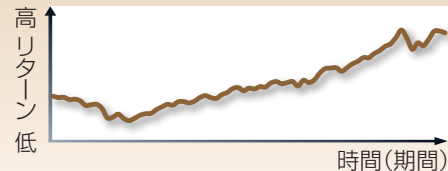


純資産総額の  
**5.5倍**相当額  
の投資

### 「5.5倍バランス」に期待される運用成果



先物取引を活用することで、「1倍バランス」に比べて、リスク(値動きのブレ)が大きくなる一方、リターンの向上が期待される



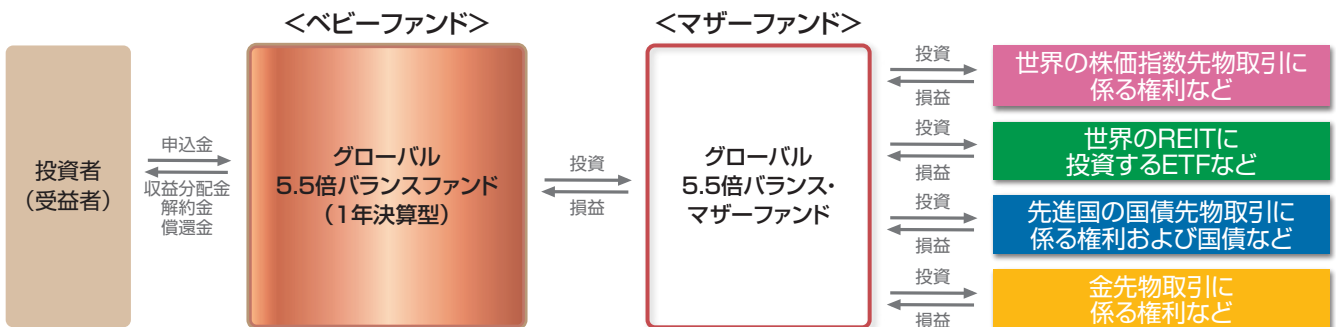
※市況動向および設定・解約による資金動向、収益分配の影響などから、日々の値動きが、「1倍バランス」の5.5倍になるとは限りません。  
※中長期で見ると、複利の効果により、「1倍バランス」のパフォーマンスとの乖離がプラスにもマイナスにも大きくなる傾向があります。そのため、累積パフォーマンスが5.5倍になる訳ではありません。

※当ファンドのリスクについては、後述の「投資リスク」をご覧ください。

※上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

## ファンドの仕組み

■当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※世界のREITに投資するETFについては、日興アセットマネジメントグループ<sup>\*1</sup>が運用する以下のETFを購入する場合があります。

- ・上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数) 隔月分配型 <運用会社:日興アセットマネジメント>
- ・上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数) 隔月分配型(ミニ) <運用会社:日興アセットマネジメント>
- ・日興AM・ストレイトレーディング・アジア(除く日本)リート ETF<sup>\*2</sup> <運用会社:日興アセットマネジメント アジア リミテッド<sup>\*3</sup>>
- \*1 2025年9月1日、社名変更に伴ない、日興アセットマネジメントグループは「アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ」に変更となります。
- \*2 2025年9月1日、日興AM・ストレイトレーディング・アジア(除く日本)リート ETFは「アモーヴァ・ストレイトレーディング・アジア(除く日本)リート ETF」に名称変更します。
- \*3 2025年9月1日、日興アセットマネジメント アジア リミテッドは「アモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッド」に社名変更します。

※「グローバル5.5倍バランスファンド」の各ファンド間で、スイッチングを行なうことができる場合があります。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。

(主な投資制限)

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券、上場投資信託証券および株価指数先物取引・国債先物取引・金先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、債券、上場投資信託証券および株価指数先物取引・国債先物取引・金先物取引にかかる権利の価格の下落や、債券および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産および金地金の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 上場投資信託証券の価格は、連動目標とする資産価格および当該資産が関係する市況や市況の変化などの要因により変動します。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じるリスクがあります。不動産投信へ投資を行なう上場投資信託証券の価格については、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。
- 株価指数先物取引、国債先物取引および金先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給および金利の動きなどの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

## 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券および先物取引にかかる権利などの取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

## 信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 上場投資信託証券について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も上場投資信託証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。



## 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

## カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。

## デリバティブリスク

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

## レバレッジリスク

- 株価指数先物取引、国債先物取引および金先物取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、株式、債券および金地金市況の影響を大きく受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

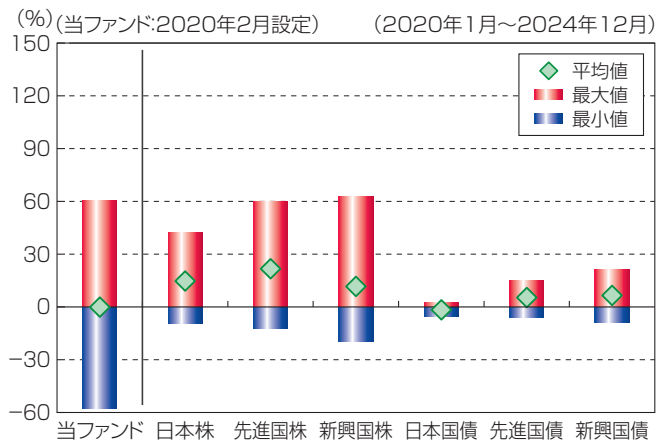
## リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

|     | 当ファンド  | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平均値 | -0.1%  | 14.7% | 21.7%  | 11.7%  | -1.7% | 5.3%  | 6.6%  |
| 最大値 | 60.4%  | 42.1% | 59.8%  | 62.7%  | 2.3%  | 15.3% | 21.5% |
| 最小値 | -57.8% | -9.5% | -12.4% | -19.4% | -5.5% | -6.1% | -8.8% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

### <各資産クラスの指数>

日本株 ……TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 ……NOMURA-BPI国債

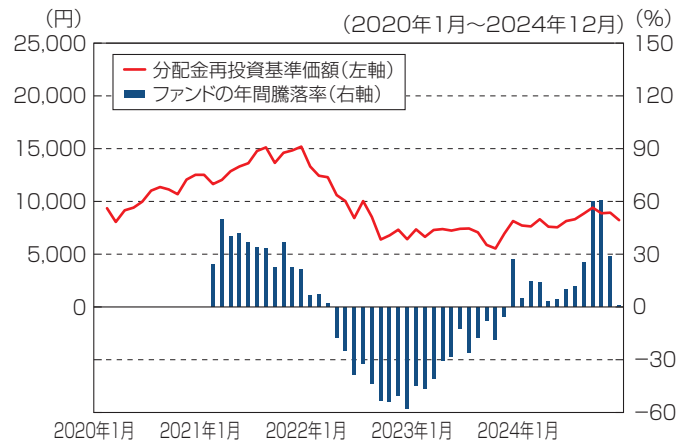
先進国債 ……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2020年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………8,216円

純資産総額……………121.20億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2020年12月 | 2021年12月 | 2022年12月 | 2023年12月 | 2024年12月 | 設定来累計 |
|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 0円       | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       | 0円    |

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比&gt;

| 資産     | 比率     | 組入上位銘柄               | 国・地域    | 比率    |
|--------|--------|----------------------|---------|-------|
| 世界株式   | 99.7%  | 米国株先物ミニ(S&P500)      | 米国      | 69.8% |
|        |        | 欧州株先物(ユーロ・ストックス50)   | 欧州      | 10.0% |
|        |        | 新興国株先物ミニ(MSCI EM)    | 新興国     | 8.9%  |
| 世界REIT | 25.3%  | VANGUARD REAL ES-ETF | 米国      | 16.0% |
|        |        | VANGUARD AU PROP-ETF | オーストラリア | 3.4%  |
|        |        | ISHARES UK PROPE-ETF | 英国      | 2.6%  |
| 先進国国債  | 401.2% | 米国国債先物2年             | 米国      | 96.4% |
|        |        | 米国国債先物10年            | 米国      | 71.7% |
|        |        | フランス国債先物10年          | フランス    | 57.0% |
| 金      | 25.1%  | 金先物                  | 米国      | 25.1% |
| 合計     | 551.4% |                      |         |       |
| 現金その他  | 46.7%  |                      |         |       |

## &lt;通貨別構成比&gt;

| 通貨名       | 比率    |
|-----------|-------|
| アメリカドル    | 34.1% |
| ユーロ       | 3.7%  |
| オーストラリアドル | 3.4%  |
| シンガポールドル  | 1.0%  |
| イギリスポンド   | 0.2%  |
| 日本円その他    | 57.6% |

※比率は当ファンドの純資産総額比で、先物取引による建玉は含みません。

※比率は当ファンドの純資産総額比です。

※先物取引にかかる証拠金は「現金その他」に含まれます。

※当ファンドはグローバル5.5倍バランズ・マザーファンド受益証券を通じて、主な投資対象ごとに次の資産へ投資を行います。

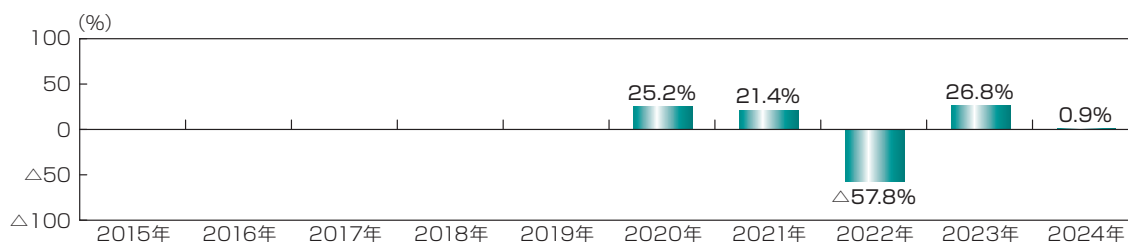
世界株式：世界の株価指数先物取引に係る権利など

世界REIT：世界の不動産投資信託など

先進国国債：世界の国債先物取引に係る権利など

金：世界の金先物取引に係る権利など

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2020年は、設定時から2020年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



## お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>※販売会社の照会先にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                    |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入代金              | 販売会社が指定する日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                 |
| 換金単位              | 1口単位<br>※販売会社によって異なる場合があります。                                                                                                                                                                                                           |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                      |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                     |
| 申込締切時間            | 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。<br>※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                              |
| 購入の申込期間           | 2025年3月22日から2025年9月22日まで<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                                                                         |
| 購入・換金申込不可日        | 販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日が下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日<br>・ニューヨークの銀行休業日<br>・ニューヨーク商品取引所の休業日<br>・シカゴ商品取引所の休業日<br>・英国証券取引所の休業日<br>・ロンドンの銀行休業日<br>・ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日           |
| 換金制限              | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。                                                                                                                                                              |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間              | 2029年12月21日まで（2020年2月12日設定）                                                                                                                                                                                                            |
| 繰上償還              | 次のいずれの場合等には、繰上償還することがあります。<br>・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合<br>・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                                                                                                         |
| 決算日               | 毎年12月21日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                  |
| 収益分配              | 年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                                                                      |
| 信託金の限度額           | 1兆円                                                                                                                                                                                                                                    |
| 公告                | 電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。<br>ホームページ アドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">www.nikkoam.com/</a><br>※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。                                                                       |
| 運用報告書             | 毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。                                                                                                                                                                                           |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。<br>・当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>・配当控除の適用はありません。<br>・益金不算入制度は適用されません。                                                                                     |

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | <b>購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内</b><br>※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。 |
| 信託財産留保額 | <b>ありません。</b>                                                                                                                       |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>(信託報酬)              | <p><b>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.089%(税抜0.99%)</b><br/>※この他に、投資対象とする上場投資信託証券には運用などに係る費用がかかりますが、投資する上場投資信託証券の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。<br/>運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>&lt;運用管理費用の配分(年率)&gt;</p> <table><tr><th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>0.99%</td><td>0.36%</td><td>0.60%</td><td>0.03%</td></tr></table> <table><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                     |       | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |  |  |  | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 0.99% | 0.36% | 0.60% | 0.03% | 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 | 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------|--|--|--|----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|--------------|------|-------------------------------------------|------|-------------------------|
| 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |  |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 合計                            | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                | 受託会社  |                               |  |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 0.99%                         | 0.36%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 0.60%                                                                                                                                                                                                                                               | 0.03% |                               |  |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 委託会社                          | 委託した資金の運用の対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |  |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 販売会社                          | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |  |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 受託会社                          | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |  |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| その他の<br>費用・手数料                | 諸費用<br>(目論見書の<br>作成費用など)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p><b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b><br/>①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用、⑤運用において利用する指数の標準使用料などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。<br/>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> |       |                               |  |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
|                               | 売買委託<br>手数料など                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。<br/>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。また、有価証券の貸付は現在行っておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。</p>                                                                               |       |                               |  |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年3月21日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

#### (参考情報) ファンドの総経費率

対象期間: 2023年12月22日～2024年12月23日

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.15%     | 1.08%      | 0.07%     |

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※ファンド(実質的な保有も含みます)がETF(上場投資信託)等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



# グローバル5.5倍バランスファンド (予想分配金提示型)

愛称: ゴーゴー・バランス(予想分配金提示型)

追加型投信／内外／資産複合



予想分配金提示型



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
  - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
  - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
  - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]  
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。  
社名変更後URL: [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

**amova**  
アモーヴァ・アセットマネジメント



- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル5.5倍バランスファンド(予想分配金提示型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月21日に関東財務局長に提出しており、2025年3月22日にその効力が発生しております。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                                                                                                                             |              |                 |               |       |
|---------|--------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                                                                                                                           | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 内外     | 資産複合              | その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合<br>資産配分固定型<br>(株式、不動産<br>投資信託証券、<br>債券、その他資産<br>(株価指数先物<br>取引、不動産投信<br>指数先物取引、<br>国債先物取引、<br>金先物取引)))) | 年12回<br>(毎月) | グローバル<br>(含む日本) | ファミリー<br>ファンド | なし    |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

愛称として「ゴーゴー・バランス(予想分配金提示型)」という名称を用いることがあります。

＜委託会社の情報＞

|                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 委託会社名                  | 日興アセットマネジメント株式会社          |
| 設立年月日                  | 1959年12月1日                |
| 資本金                    | 173億6,304万円               |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 31兆893億円<br>(2024年12月末現在) |

## ファンドの目的

主として、日本を含む世界の株式、不動産投信(REIT)、債券および金に実質的に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

## ファンドの特色

1

**世界の株式、REIT、債券および金の4資産への分散投資により、収益の獲得をめざします。**

■マザーファンドを通じて、主として世界(日本を含む)の資産(株式、REIT、債券、金)に実質的に投資を行ないます。

2

**先物取引を積極的に活用し、信託財産の純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。**

■株式および金については、主として株価指数先物取引および金先物取引に係る権利などを通じて投資を行ないます。

■REITについては、主としてETF(上場投資信託証券)を通じて投資を行ないます。

■債券については、主として国債先物取引に係る権利および国債を通じて投資を行ないます。

■先物取引の買建総額と現物資産の組入総額との合計額が、信託財産の純資産総額の5.5倍相当額となるように投資を行ないます。

3

**毎月決算を行ないます。**

■毎月21日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、収益分配方針に基づいて収益分配を行ないます。

■各計算期末の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じて、原則として、以下の金額の収益分配を行なうことをめざします。

| 各計算期末の前営業日の基準価額    | 分配金額(1万口当たり、税引前) |
|--------------------|------------------|
| 11,000円未満          | 基準価額の水準等を勘案して決定  |
| 11,000円以上12,000円未満 | 200円             |
| 12,000円以上13,000円未満 | 300円             |
| 13,000円以上14,000円未満 | 400円             |
| 14,000円以上          | 500円             |

●分配金額は、毎決算時に、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合や、基準価額水準、市場動向などによっては、委託会社の判断により上記とは異なる分配金額となる場合や、分配を行なわない場合もあります。

●基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を行なうというものではありません。

●分配金が支払われた場合、その金額相当分、基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。

●あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

世界の株式、REIT、債券および金への分散投資にあたり、先物取引の活用によって純資産総額の5.5倍相当額の投資を行なう運用手法を「5.5倍バランス(ゴーゴー・バランス)」としています。

**基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。**

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 投資対象資産と実質的な運用について

- 当ファンドは、世界の株式、REIT、債券および金の4資産に、幅広く分散投資を行ないます。株式、債券および金への投資において、先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。



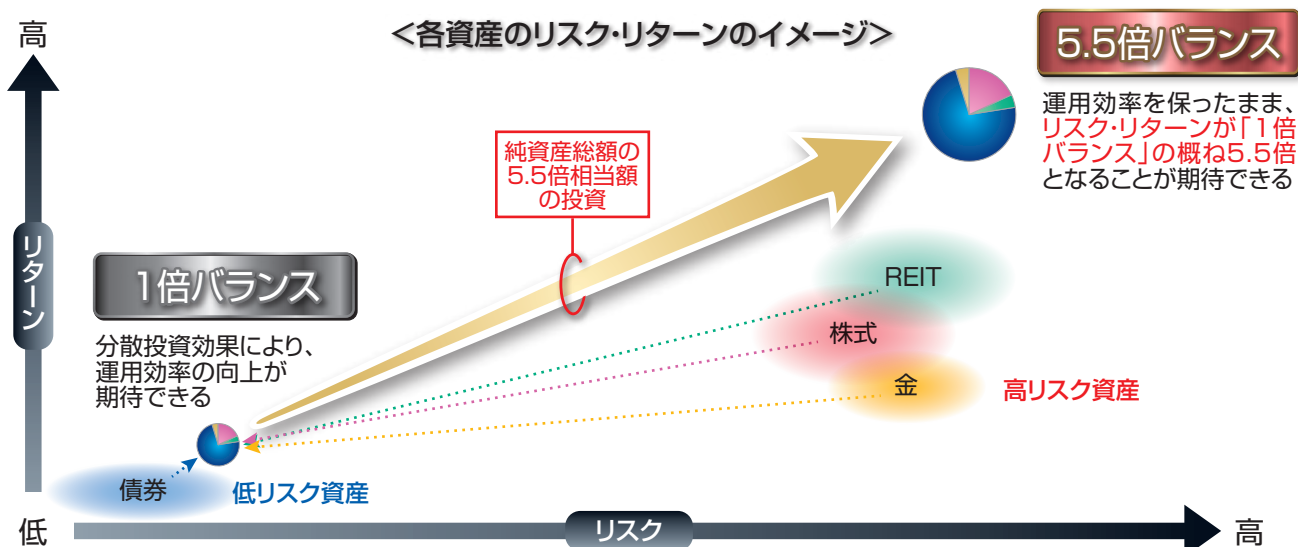
※上記はイメージ図です。

※上記の「1倍バランス」の資産配分比率は、「5.5倍バランス」の実質的な資産配分比率を5.5で除して(端数は四捨五入)計算したものであり、実在するポートフォリオではありません。

※上記は資料作成時点のものであり、投資対象資産および資産配分比率は、変更される可能性があります。

## 「5.5倍バランス」のリスク・リターンイメージ

- 一般に、値動きの異なる複数の資産に分散投資を行なうことで、運用効率(リスクあたりのリターン)が向上し、価格変動リスクの低減とリターンの安定化が期待できます。さらに、当ファンドでは、運用効率を保ったまま、リスク・リターンの引き上げをめざし、先物取引などを活用して純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。



※上記は「5.5倍バランス」についてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際のリスク・リターンなどの運用成果を保証するものではありません。

※実際の累積パフォーマンスが5.5倍になる訳ではありません。

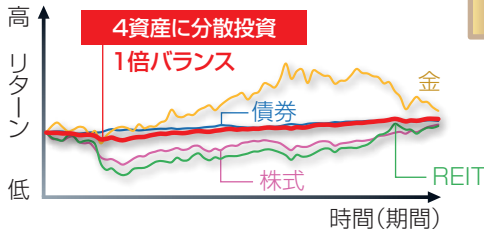
## 当ファンドの値動きのイメージ

■当ファンドでは、株式、債券および金への投資において、先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。そのため、「1倍バランス」の運用手法に比べて、日々の基準価額の変動が大きくなります。

### 「1倍バランス」の値動きのイメージ



値動きの異なる資産を組み合わせることで、リスク(値動きのブレ)が抑制され、リターン(安定化)が期待される

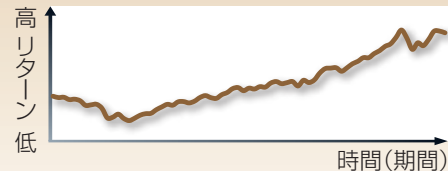


純資産総額の  
**5.5倍**相当額  
の投資

### 「5.5倍バランス」に期待される運用成果



先物取引を活用することで、「1倍バランス」に比べて、リスク(値動きのブレ)が大きくなる一方、リターン(向上)が期待される



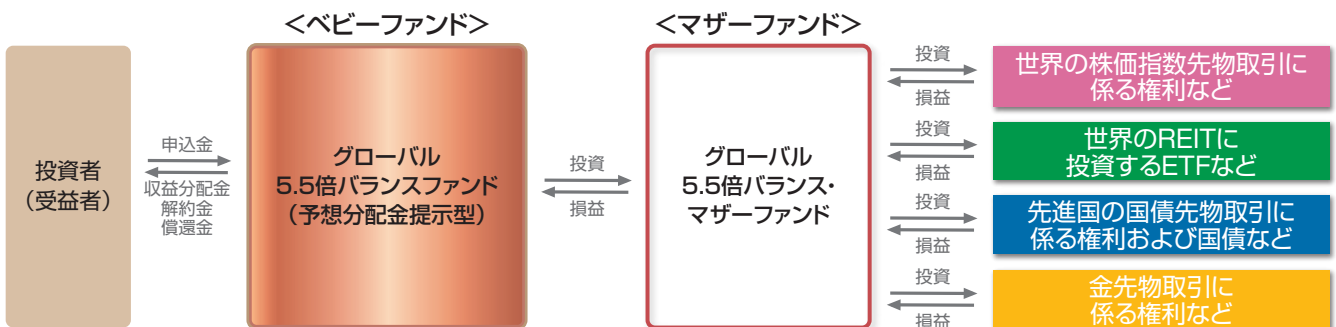
※市況動向および設定・解約による資金動向、収益分配の影響などから、日々の値動きが、「1倍バランス」の5.5倍になるとは限りません。  
※中長期で見ると、複利の効果により、「1倍バランス」のパフォーマンスとの乖離がプラスにもマイナスにも大きくなる傾向があります。そのため、累積パフォーマンスが5.5倍になる訳ではありません。

※当ファンドのリスクについては、後述の「投資リスク」をご覧ください。

※上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

## ファンドの仕組み

■当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※世界のREITに投資するETFについては、日興アセットマネジメントグループ<sup>\*1</sup>が運用する以下のETFを購入する場合があります。

- ・上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数) 隔月分配型 <運用会社:日興アセットマネジメント>
- ・上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数) 隔月分配型(ミニ) <運用会社:日興アセットマネジメント>
- ・日興AM・ストレイトレーディング・アジア(除く日本)リート ETF<sup>\*2</sup> <運用会社:日興アセットマネジメント アジア リミテッド<sup>\*3</sup>>
- \*1 2025年9月1日、社名変更に伴ない、日興アセットマネジメントグループは「アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ」に変更となります。
- \*2 2025年9月1日、日興AM・ストレイトレーディング・アジア(除く日本)リート ETFは「アモーヴァ・ストレイトレーディング・アジア(除く日本)リート ETF」に名称変更します。
- \*3 2025年9月1日、日興アセットマネジメント アジア リミテッドは「アモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッド」に社名変更します。

※「グローバル5.5倍バランスファンド」の各ファンド間で、スイッチングを行なうことができる場合があります。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。

(主な投資制限)

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※詳細については、前述のファンドの特色3をご参照ください。



## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

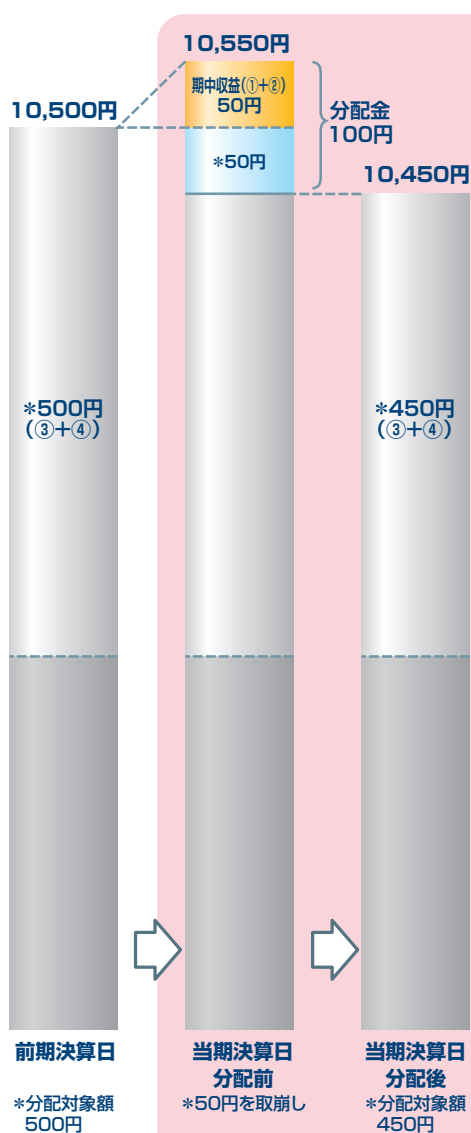
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



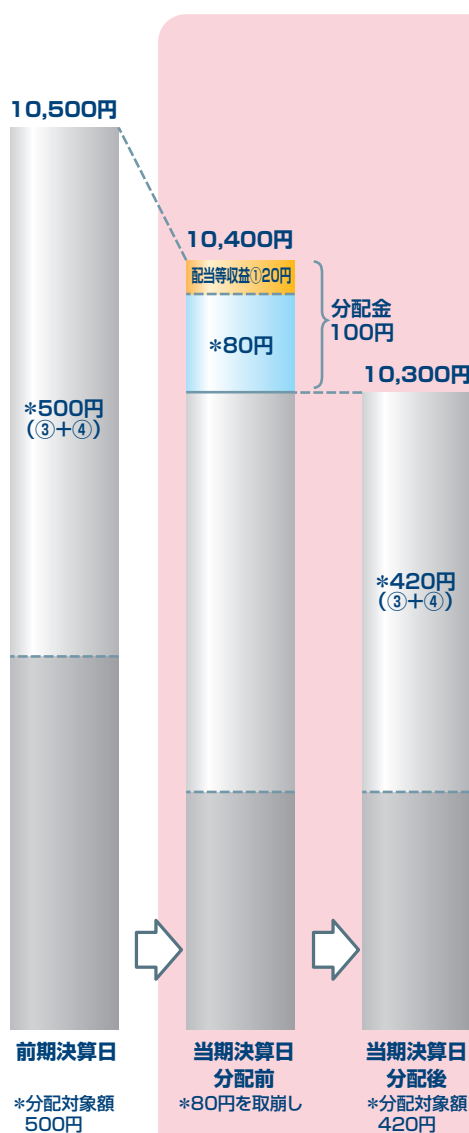
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



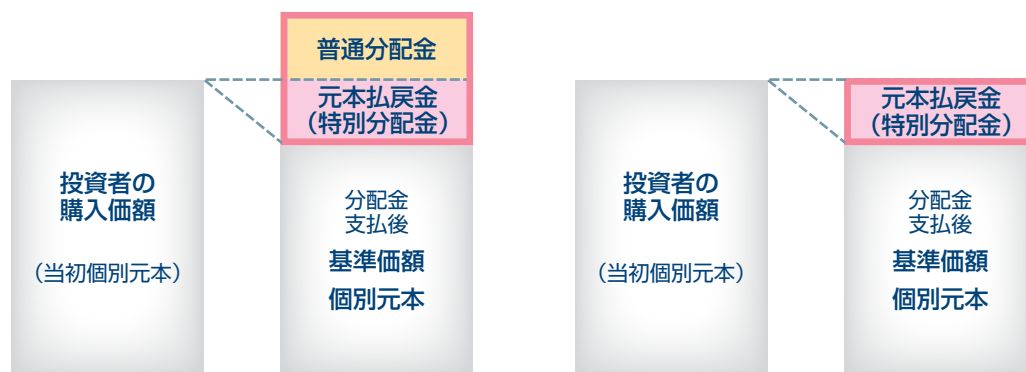
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券、上場投資信託証券および株価指数先物取引・国債先物取引・金先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、債券、上場投資信託証券および株価指数先物取引・国債先物取引・金先物取引にかかる権利の価格の下落や、債券および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産および金地金の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 上場投資信託証券の価格は、連動目標とする資産価格および当該資産が関係する市況や市況の変化などの要因により変動します。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じるリスクがあります。不動産投信へ投資を行なう上場投資信託証券の価格については、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。
- 株価指数先物取引、国債先物取引および金先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給および金利の動きなどの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

## 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券および先物取引にかかる権利などの取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

## 信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 上場投資信託証券について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も上場投資信託証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

## 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

## カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。

## デリバティブリスク

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

## レバレッジリスク

- 株価指数先物取引、国債先物取引および金先物取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、株式、債券および金地金市況の影響を大きく受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## リスクの管理体制

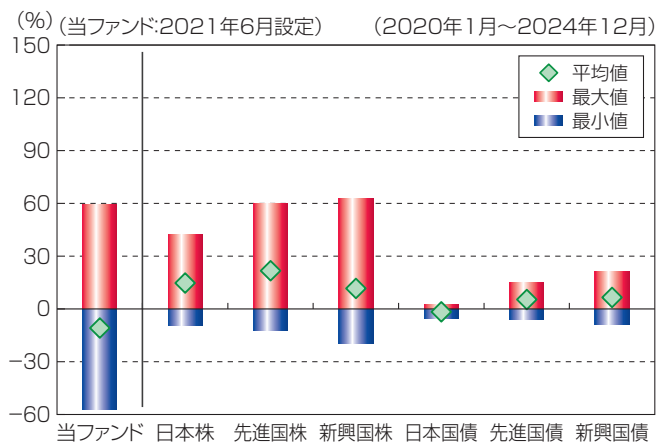
- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

|     | 当ファンド  | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平均値 | -10.9% | 14.7% | 21.7%  | 11.7%  | -1.7% | 5.3%  | 6.6%  |
| 最大値 | 59.4%  | 42.1% | 59.8%  | 62.7%  | 2.3%  | 15.3% | 21.5% |
| 最小値 | -57.1% | -9.5% | -12.4% | -19.4% | -5.5% | -6.1% | -8.8% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

### <各資産クラスの指数>

日本株 ……TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 ……NOMURA-BPI国債

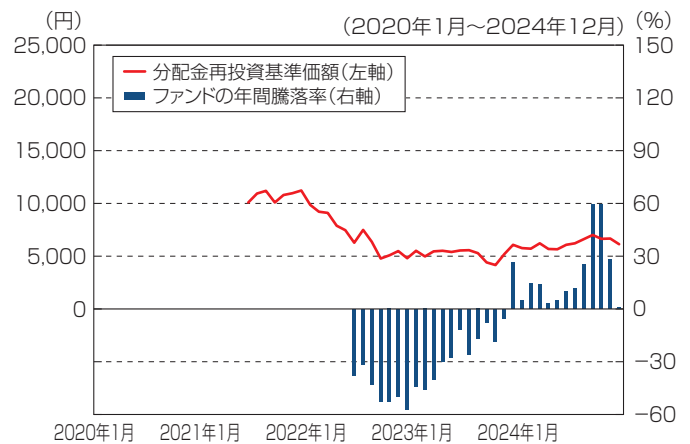
先進国債 ……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

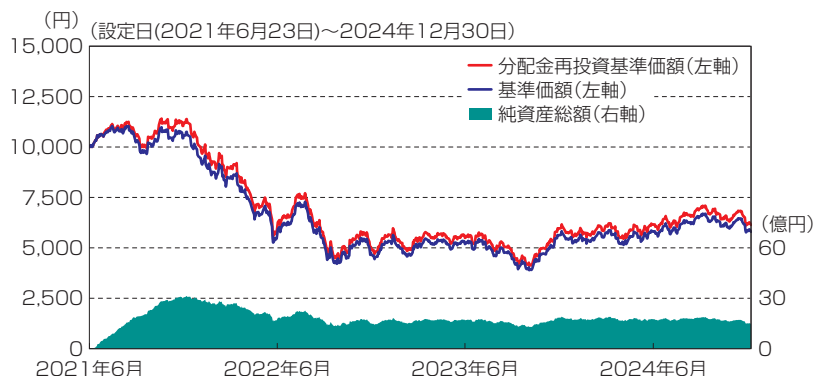


※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年6月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………5,799円

純資産総額……………14.84億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることに  
ご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2024年8月 | 2024年9月 | 2024年10月 | 2024年11月 | 2024年12月 | 直近1年間累計 | 設定来累計 |
|---------|---------|----------|----------|----------|---------|-------|
| 0円      | 0円      | 0円       | 0円       | 0円       | 0円      | 600円  |

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比&gt;

| 資 産    | 比 率    | 組入上位銘柄               | 国・地域    | 比 率   |
|--------|--------|----------------------|---------|-------|
| 世界株式   | 98.3%  | 米国株先物ミニ(S&P500)      | 米国      | 68.8% |
|        |        | 欧州株先物(ユーロ・ストックス50)   | 欧州      | 9.9%  |
|        |        | 新興国株先物ミニ(MSCI EM)    | 新興国     | 8.7%  |
| 世界REIT | 24.9%  | VANGUARD REAL ES-ETF | 米国      | 15.8% |
|        |        | VANGUARD AU PROP-ETF | オーストラリア | 3.3%  |
|        |        | ISHARES UK PROPE-ETF | 英国      | 2.5%  |
| 先進国国債  | 395.4% | 米国国債先物2年             | 米国      | 95.0% |
|        |        | 米国国債先物10年            | 米国      | 70.7% |
|        |        | フランス国債先物10年          | フランス    | 56.2% |
| 金      | 24.8%  | 金先物                  | 米国      | 24.8% |
| 合計     | 543.3% |                      |         |       |
| 現金その他  | 47.5%  |                      |         |       |

## &lt;通貨別構成比&gt;

| 通 貨 名     | 比 率   |
|-----------|-------|
| アメリカドル    | 34.1% |
| ユーロ       | 3.7%  |
| オーストラリアドル | 3.4%  |
| シンガポールドル  | 1.0%  |
| イギリスポンド   | 0.2%  |
| 日本円その他    | 57.6% |

※比率は当ファンドの純資産総額比で、  
先物取引による建玉は含みません。

※比率は当ファンドの純資産総額比です。

※先物取引にかかる証拠金は「現金その他」に含まれます。

※当ファンドはグローバル5.5倍バランス・マザーファンド受益証券を通じて、主な投資対象ごとに次の資産へ投資を行います。

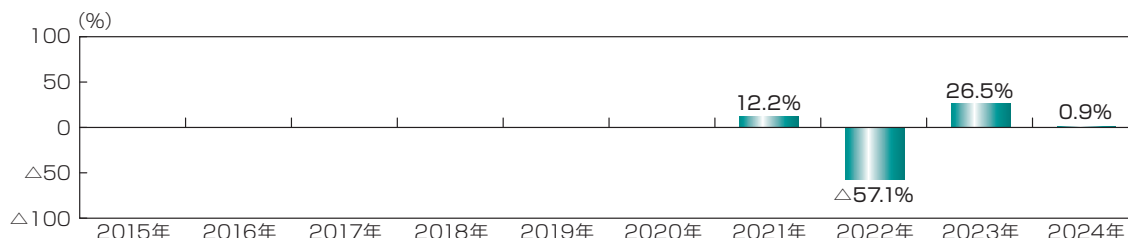
世界株式 : 世界の株価指数先物取引に係る権利など

世界REIT : 世界の不動産投資信託など

先進国国債 : 世界の国債先物取引に係る権利など

金 : 世界の金先物取引に係る権利など

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2021年は、設定時から2021年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>※販売会社の照会先にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                    |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入代金              | 販売会社が指定する日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                 |
| 換金単位              | 1口単位<br>※販売会社によって異なる場合があります。                                                                                                                                                                                                           |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                      |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                     |
| 申込締切時間            | 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。<br>※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                              |
| 購入の申込期間           | 2025年3月22日から2025年9月22日まで<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                                                                         |
| 購入・換金申込不可日        | 販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日が下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日<br>・ニューヨークの銀行休業日<br>・ニューヨーク商品取引所の休業日<br>・シカゴ商品取引所の休業日<br>・英国証券取引所の休業日<br>・ロンドンの銀行休業日<br>・ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日           |
| 換金制限              | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。                                                                                                                                                              |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間              | 2029年12月21日まで（2021年6月23日設定）                                                                                                                                                                                                            |
| 繰上償還              | 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。<br>・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合<br>・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                                                                                                        |
| 決算日               | 毎月21日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                     |
| 収益分配              | 年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                                                                     |
| 信託金の限度額           | 1兆円                                                                                                                                                                                                                                    |
| 公告                | 電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。<br>ホームページ アドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">www.nikkoam.com/</a><br>※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。                                                                       |
| 運用報告書             | 年2回（6月、12月）および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。                                                                                                                                                                                     |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。<br>・当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>・配当控除の適用はありません。<br>・益金不算入制度は適用されません。                                                                                     |

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | <b>購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内</b><br>※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。 |
| 信託財産留保額 | <b>ありません。</b>                                                                                                                       |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------|------|-------------------------------------------|------|-------------------------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                                                                         | ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.089%(税抜0.99%)<br>※この他に、投資対象とする上場投資信託証券には運用などに係る費用がかかりますが、投資する上場投資信託証券の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。<br>運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。<br>＜運用管理費用の配分(年率)＞  |                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
|                                                                                                                                                                                          | <table><tr><td colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>0.99%</td><td>0.36%</td><td>0.60%</td><td>0.03%</td></tr></table> |                                                                                                                                                                                                                                     |       | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |      |                                           |      | 合計                      | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 0.99% | 0.36% | 0.60% | 0.03% |
|                                                                                                                                                                                          | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
|                                                                                                                                                                                          | 合計                                                                                                                                                                                                     | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                | 販売会社  | 受託会社                          |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
| 0.99%                                                                                                                                                                                    | 0.36%                                                                                                                                                                                                  | 0.60%                                                                                                                                                                                                                               | 0.03% |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
| <table><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table> |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                     | 委託会社  | 委託した資金の運用の対価                  | 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |      |      |      |       |       |       |       |
| 委託会社                                                                                                                                                                                     | 委託した資金の運用の対価                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
| 販売会社                                                                                                                                                                                     | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
| 受託会社                                                                                                                                                                                     | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
| ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                     |       |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
| その他の<br>費用・手数料                                                                                                                                                                           | 諸費用<br>(目論見書の<br>作成費用など)                                                                                                                                                                               | ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額<br>①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用、⑤運用において利用する指数の標準使用料などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。<br>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 |       |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |
|                                                                                                                                                                                          | 売買委託<br>手数料など                                                                                                                                                                                          | 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。<br>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。また、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。                                                                      |       |                               |      |                                           |      |                         |      |      |      |       |       |       |       |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年3月21日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2024年6月22日～2024年12月23日

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.24%     | 1.09%      | 0.15%     |

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※ファンド(実質的な保有も含みます)がETF(上場投資信託)等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。





2025. 3. 22

# グローバル 5.5 倍バランスファンド (1年決算型)

愛称: ゴーゴー・バランス

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「グローバル 5.5 倍バランスファンド（1年決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月21日に関東財務局長に提出しており、2025年3月22日にその効力が発生しております。

|                                      |                        |
|--------------------------------------|------------------------|
| 有価証券届出書提出日                           | : 2025年3月21日           |
| 発行者名                                 | : 日興アセットマネジメント株式会社     |
| 代表者の役職氏名                             | : 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ |
| 本店の所在の場所                             | : 東京都港区赤坂九丁目7番1号       |
| 有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）<br>の写しを縦覧に供する場所 | : 該当事項はありません。          |

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。

社名変更後URL: [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

  
アモーヴァ・アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## － 目 次 －

|                           | 頁   |
|---------------------------|-----|
| 第一部【証券情報】 .....           | 1   |
| 第二部【ファンド情報】 .....         | 3   |
| 第1【ファンドの状況】 .....         | 3   |
| 第2【管理及び運営】 .....          | 35  |
| 第3【ファンドの経理状況】 .....       | 41  |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 ..... | 58  |
| 第三部【委託会社等の情報】 .....       | 59  |
| 約款 .....                  | 117 |

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

グローバル 5.5 倍バランスマネジメントファンド（1 年決算型）（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「ゴーゴー・バランス」および「ゴーゴー・バランス（1 年決算型）」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5 兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は 3.3%（税抜 3%）が上限となっております。

### (6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

2025 年 3 月 22 日から 2025 年 9 月 22 日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

※2025 年 9 月 1 日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025 年 9 月 1 日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

### (9)【払込期日】



- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

主として、日本を含む世界の株式、不動産投信（REIT）、債券および金に実質的に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

###### ② ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信       | 国内     | 株式                |
|             | 海外     | 債券                |
| 追加型投信       |        | 不動産投信             |
|             | 内外     | その他資産<br>( )      |
|             |        | 資産複合              |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### ◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### ◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### ◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

| 投資対象資産                                                                                                                        | 決算頻度                              | 投資対象地域                               | 投資形態             | 為替ヘッジ     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                                                                                                       | 年1回<br>年2回<br>年4回                 | グローバル<br>(含む日本)<br>日本                |                  |           |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( )                                                                               | 年6回<br>(隔月)<br>年12回<br>(毎月)<br>日々 | 北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア             | ファミリーファンド        | あり<br>( ) |
| 不動産投信                                                                                                                         | その他<br>( )                        | 中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>(中東)<br>エマージング | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし        |
| その他資産<br>(投資信託証券(資<br>産複合 資産配分<br>固定型(株式、不<br>動産投資信託証<br>券、債券、その他<br>資産(株価指数先<br>物取引、不動産投<br>信指数先物取引、<br>国債先物取引、金<br>先物取引)))) |                                   |                                      |                  |           |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型                                                                                             |                                   |                                      |                  |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、不動産投資信託証券、債券、その他資産(株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、国債先物取引、金先物取引))))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、不動産投資信託証券、債券およびその他資産(株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、国債先物取引、金先物取引)に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

③ ファンドの特色



**世界の株式、REIT、債券および金の4資産への分散投資により、収益の獲得をめざします。**

■ マザーファンドを通じて、主として世界(日本を含む)の資産(株式、REIT、債券、金)に実質的に投資を行ないます。



**先物取引を積極的に活用し、信託財産の純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。**

■ 株式および金については、主として株価指数先物取引および金先物取引に係る権利などを通じて投資を行ないます。

■ REITについては、主としてETF(上場投資信託証券)を通じて投資を行ないます。

■ 債券については、主として国債先物取引に係る権利および国債を通じて投資を行ないます。

■ 先物取引の買建総額と現物資産の組入総額との合計額が、信託財産の純資産総額の5.5倍相当額となるように投資を行ないます。



**年1回、決算を行ないます。**

■ 毎年12月21日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

世界の株式、REIT、債券および金への分散投資にあたり、先物取引の活用によって純資産総額の5.5倍相当額の投資を行なう運用手法を「5.5倍バランス(ゴーゴー・バランス)」としています。

基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。



## 投資対象資産と実質的な運用について

- 当ファンドは、世界の株式、REIT、債券および金の4資産に、幅広く分散投資を行ないます。株式、債券および金への投資において、先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。



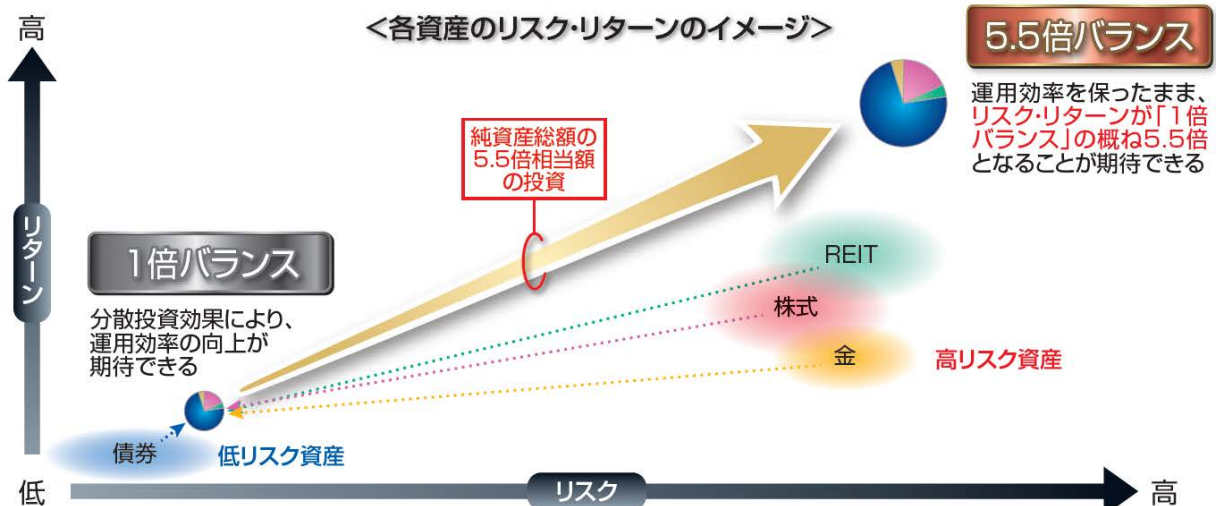
※上記はイメージ図です。

※上記の「1倍バランス」の資産配分比率は、「5.5倍バランス」の実質的な資産配分比率を5.5で除して(端数は四捨五入)計算したものであり、実在するポートフォリオではありません。

※上記は資料作成時点のものであり、投資対象資産および資産配分比率は、変更される可能性があります。

## 「5.5倍バランス」のリスク・リターンイメージ

- 一般に、値動きの異なる複数の資産に分散投資を行なうことで、運用効率(リスクあたりのリターン)が向上し、価格変動リスクの低減とリターンの安定化が期待できます。さらに、当ファンドでは、運用効率を保ったまま、リスク・リターンの引き上げをめざし、先物取引などを活用して純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。



※上記は「5.5倍バランス」についてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際のリスク・リターンなどの運用成果を保証するものではありません。

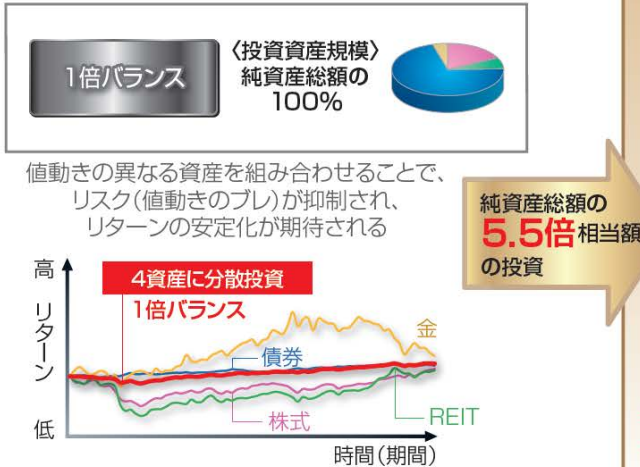
※実際の累積パフォーマンスが5.5倍になる訳ではありません。



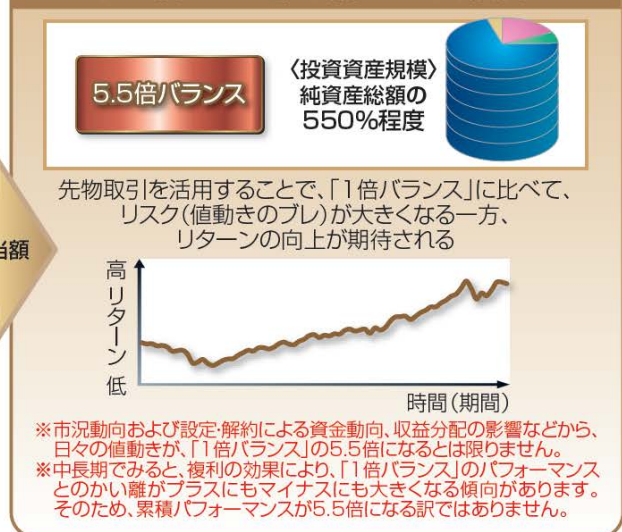
## 当ファンドの値動きのイメージ

- 当ファンドでは、株式、債券および金への投資において、先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。そのため、「1倍バランス」の運用手法に比べて、日々の基準価額の変動が大きくなります。

### 「1倍バランス」の値動きのイメージ



### 「5.5倍バランス」に期待される運用成果



※当ファンドのリスクについては、後述の「投資リスク」をご覧ください。

※上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※世界のREITに投資するETFについては、日興アセットマネジメントグループ\*1が運用する以下のETFを購入する場合があります。

・上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数)隔月分配型 <運用会社:日興アセットマネジメント>

・上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数)隔月分配型(ミニ) <運用会社:日興アセットマネジメント>

・日興AM・ストレイト・トレーディング・アジア(除く日本)リート ETF\*2 <運用会社:日興アセットマネジメント アジア リミテッド\*3>

\*1 2025年9月1日、社名変更に伴ない、日興アセットマネジメントグループは「アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ」に変更となります。

\*2 2025年9月1日、日興AM・ストレイト・トレーディング・アジア(除く日本)リート ETFは「アモーヴァ・ストレイト・トレーディング・アジア(除く日本)リート ETF」に名称変更します。

\*3 2025年9月1日、日興アセットマネジメント アジア リミテッドは「アモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッド」に社名変更します。

※「グローバル5.5倍バランスファンド」の各ファンド間で、スイッチングを行なうことができます。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。

(主な投資制限)

● 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

● 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④ 信託金限度額

- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

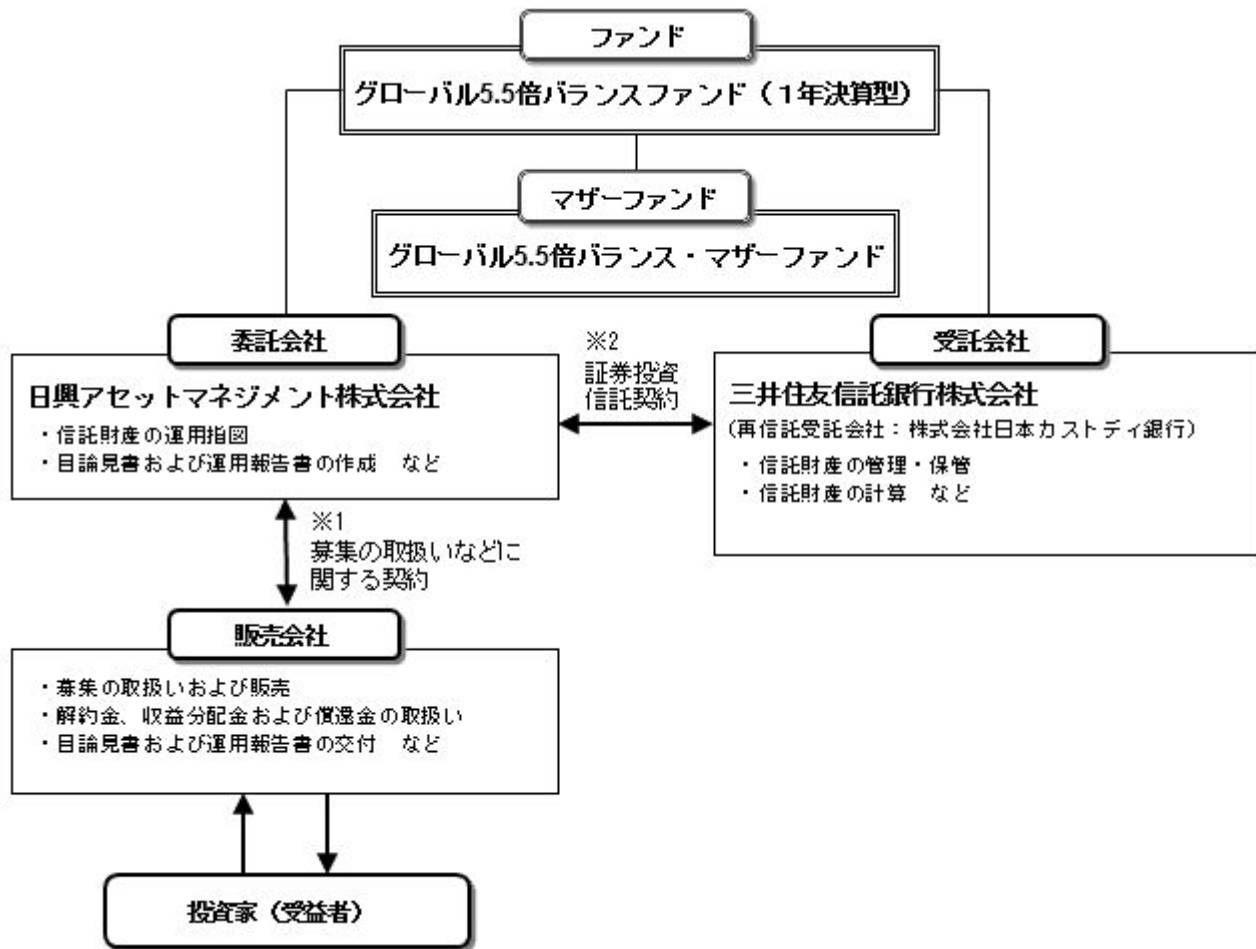
(2) 【ファンドの沿革】

2020年2月12日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024年12月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更予定

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。  
社名変更後URL：www.amova-am.com



### 3) 大株主の状況

| 名 称              | 住 所               | 所有株数          | 所有比率    |
|------------------|-------------------|---------------|---------|
| 三井住友トラストグループ株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 192,211,000 株 | 97.562% |

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

- ・主として、グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド受益証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

＜グローバル 5.5 倍バランスファンド（1 年決算型）＞

グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限りします。）
- 3) 商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条第 10 号に規定するものをいい、約款第 24 条に定めるものに限りします。）
- 4) 金銭債権
- 5) 約束手形
- 6) 為替手形

② 主としてグローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8) の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）で 12) に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引
  - 6) 商品投資等取引
  - 7) 有価証券の貸付
  - 8) 公社債の空売
  - 9) 公社債の借入
  - 10) 外国為替予約取引
  - 11) 資金の借入
- <グローバル5.5倍バランス・マザーファンド>
- 日本を含む世界の株価指数先物取引に係る権利、不動産投資信託証券、国債先物取引に係る権利および国債ならびに金先物取引に係る権利等を主要投資対象とします。
- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 有価証券
  - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）
  - 3) 商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいい、約款第21条に定めるものに限ります。）
  - 4) 金銭債権
  - 5) 約束手形
  - 6) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
  - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるもの以外のもの



- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引
  - 6) 商品投資等取引
  - 7) 有価証券の貸付
  - 8) 公社債の空売
  - 9) 公社債の借入
  - 10) 外国為替予約取引

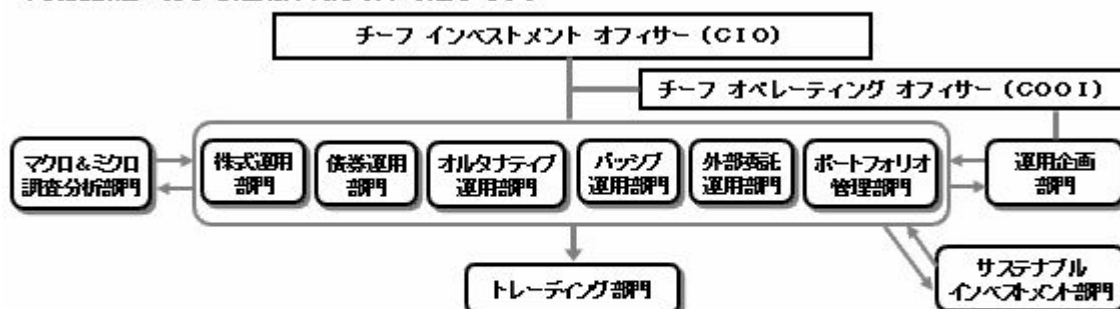
◆投資対象とするマザーファンドの概要  
 <グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド>

| 運用の基本方針   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針      | インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 主な投資対象    | 日本を含む世界の株価指数先物取引に係る権利、不動産投資信託証券、国債先物取引に係る権利および国債ならびに金先物取引に係る権利等を主要投資対象とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 投資方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、日本を含む世界の株式、不動産投信、債券および金に実質的に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。</li> <li>・世界の株式への投資にあたっては、主として株価指数先物取引に係る権利に投資します。また、世界各国の株式市場の動きをとらえる指数に連動を目指す上場投資信託証券に投資を行なう場合や上場株式に直接投資する場合があります。</li> <li>・世界の不動産投信への投資にあたっては、主として不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数に連動を目指す上場投資信託証券に投資します。また、上場不動産投信に直接投資する場合や不動産投信指数先物取引を用いる場合があります。</li> <li>・世界の債券への投資にあたっては、主として国債先物取引に係る権利および国債に投資します。</li> <li>・金への投資にあたっては、主として金先物取引に係る権利に投資します。また、金地金価格への連動を目指す上場投資信託証券に投資を行なう場合があります。</li> <li>・なお、外貨建資産部分に対して、為替変動リスクの低減を図るため、対円での為替ヘッジを行なう場合があります。</li> <li>・各投資対象資産の組入比率は、原則として、市況環境および投資対象資産のリスク水準等を勘案して決定します。また、上記にかかわらず、市況動向やファンドの状況に応じて、各種スワップ取引を行なう場合があります。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の 5 % 以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 収益分配      | 収益分配は行ないません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ファンドに係る費用 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 信託報酬      | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 申込手数料     | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 信託財産留保額   | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| その他の費用など  | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。<br>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

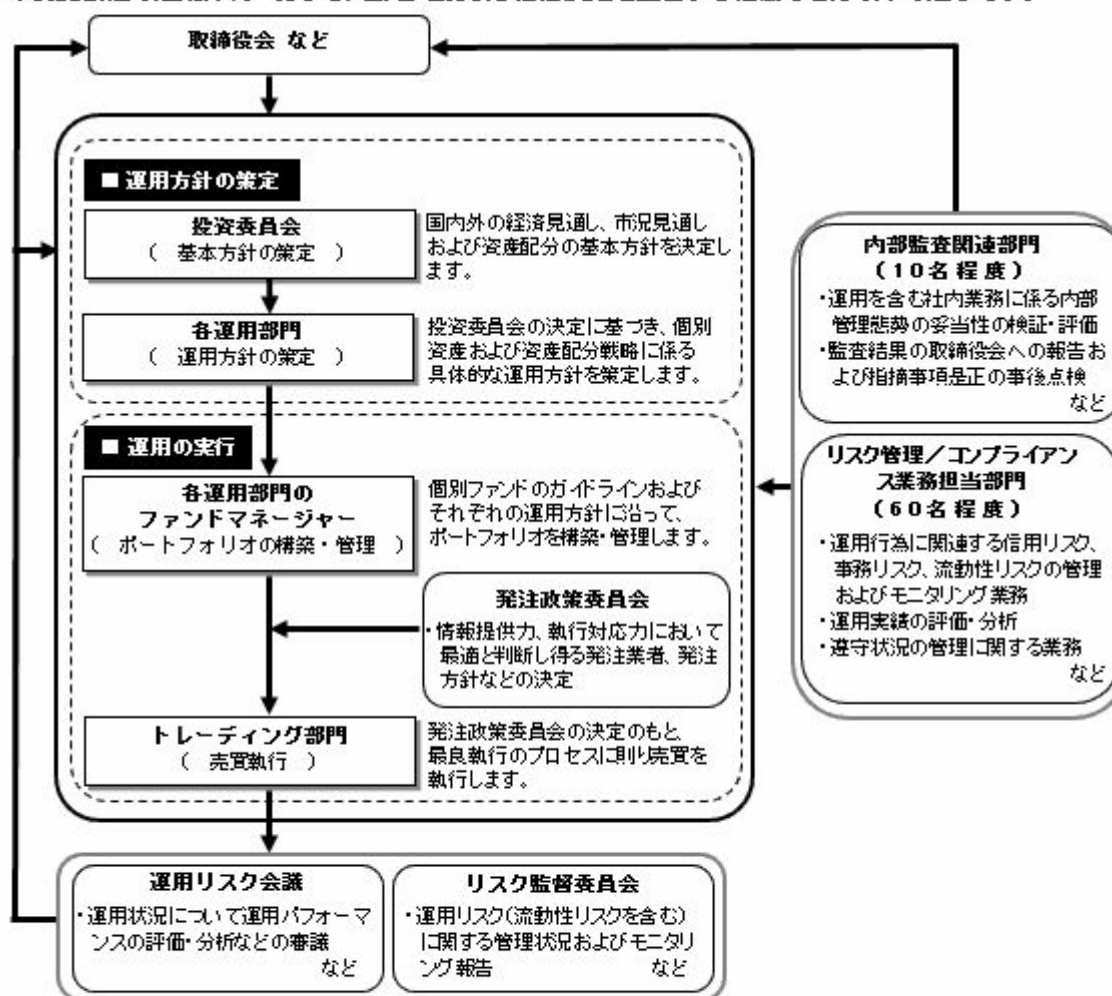
| その他  |                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | 日興アセットマネジメント株式会社<br>※2025 年 9 月 1 日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社                                                   |
| 信託期間 | 無期限（2020 年 2 月 12 日設定）                                         |
| 決算日  | 毎年 12 月 21 日（休業日の場合は翌営業日）                                      |

### (3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

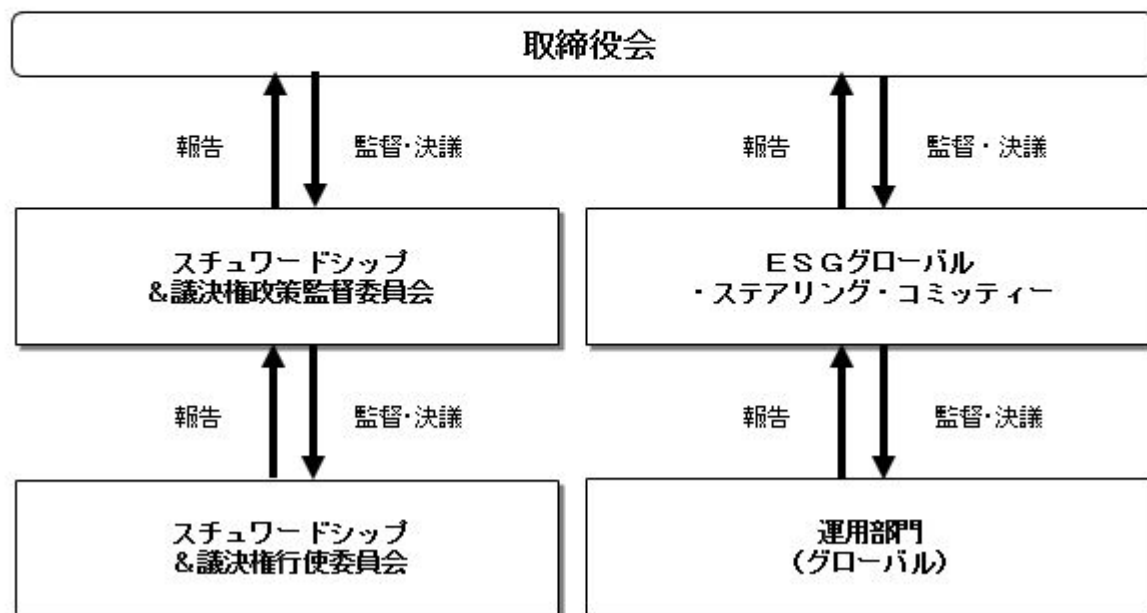
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。



#### ◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

###### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

###### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

###### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

###### <分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

###### <分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

###### <グローバル5.5倍バランスファンド（1年決算型）>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、対象資産の損益と金利、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) わが国の商品取引所における金先物取引および外国の商品取引所における金先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲

内で貸付の指図をすることができます。

イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

13) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

15) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

16) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

17) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

18) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜グローバル5.5倍バランス・マザーファンド＞

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

7) わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

8) わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所

におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、対象資産の損益と金利、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) わが国の商品取引所における金先物取引および外国の商品取引所における金先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 15) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

## 3 【投資リスク】

### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なう必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券、上場投資信託証券および株価指数先物取引・国債先物取引・金先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、債券、上場投資信託証券および株価指数先物取引・国債先物取引・金先物取引にかかる権利の価格の下落や、債券および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産および金地金の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### ① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
  - ・一般に上場投資信託証券の価格は、連動目標とする資産価格および当該資産が関係する市況や市況の変化などの要因により変動します。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じるリスクがあります。不動産投信へ投資を行なう上場投資信託証券の価格については、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。
  - ・一般に株価指数先物取引、国債先物取引および金先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給および金利の動きなどの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
  - ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落する場合、金上場投信の価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ② 流動性リスク
- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券および先物取引にかかる権利などの取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
  - ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。
- ③ 信用リスク
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
  - ・上場投資信託証券について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も上場投資信託証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・格付を有する有価証券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
  - ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ 為替変動リスク
- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
  - ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より



低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

⑥ デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

⑦ レバレッジリスク

株価指数先物取引、国債先物取引および金先物取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、株式、債券および金地金市況の影響を大きく受けます。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

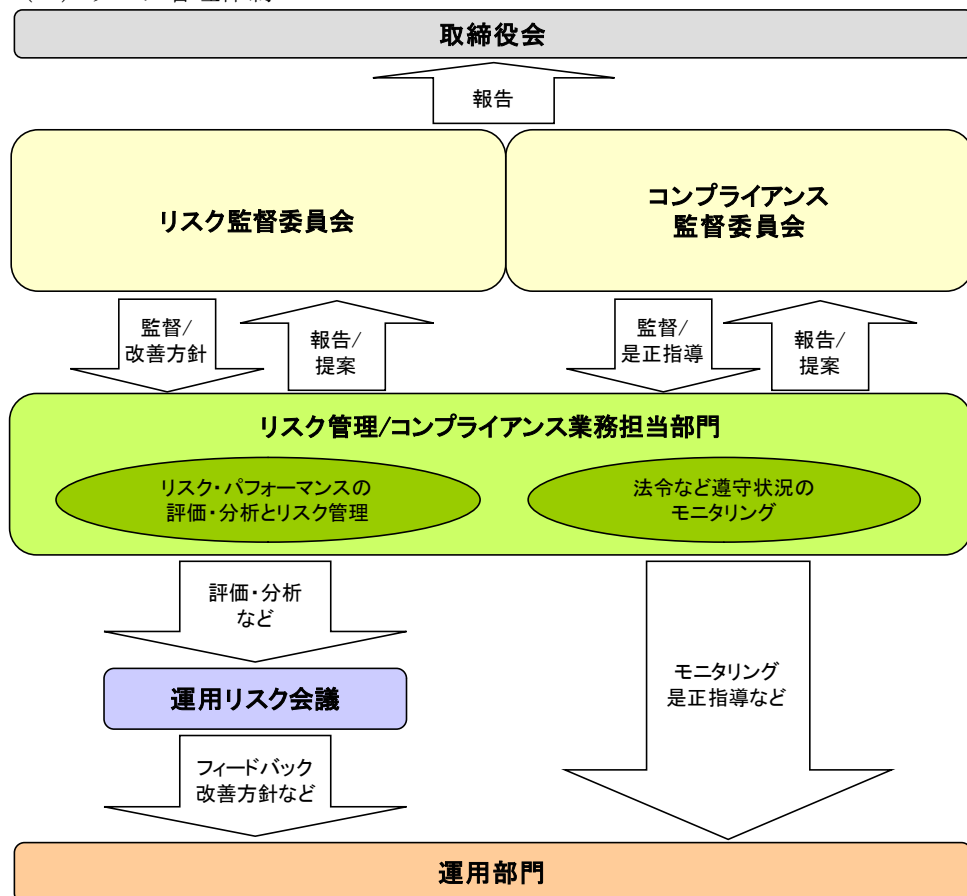
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## (2) リスク管理体制



### ■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### ■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

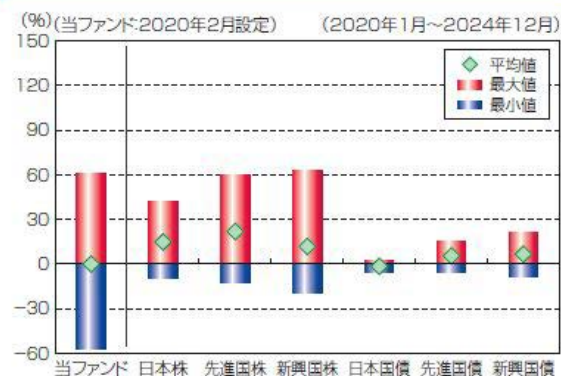
### ■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

|     | 当ファンド  | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平均値 | -0.1%  | 14.7% | 21.7%  | 11.7%  | -1.7% | 5.3%  | 6.6%  |
| 最大値 | 60.4%  | 42.1% | 59.8%  | 62.7%  | 2.3%  | 15.3% | 21.5% |
| 最小値 | -57.8% | -9.5% | -12.4% | -19.4% | -5.5% | -6.1% | -8.8% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX (東証株価指数) 配当込み

先進国株 …… MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI 国債

先進国債 …… FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 …… JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2020年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

### TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

### MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.089%（税抜 0.99%）の率を乗じて得た額とします。

※この他に、投資対象とする上場投資信託証券には運用などに係る費用がかかりますが、投資する上場投資信託証券の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

###### ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

| 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |       |       |       |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 合計                    | 委託会社  | 販売会社  | 受託会社  |
| 0.99%                 | 0.36% | 0.60% | 0.03% |

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価                              |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                   |

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

###### ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

##### (4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）なお、①から⑦までおよび⑬に該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乘じて得た額をかかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けること



ができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。
- ② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑧ 格付の取得に要する費用。
- ⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。
- ⑩ ファンドおよび主要投資対象である「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」の運用において利用する指数の標章使用料。
- ⑪ ファンドおよび主要投資対象である「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」の運用において利用する指数の指数値、構成銘柄、構成比率等の情報および投資対象市場の動向や特性等に関する情報の入手に要する費用。
- ⑫ ファンドおよび主要投資対象である「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」の運用において、クリアリング機構を利用した場合に生じる諸費用（当該関連費用を受託会社から請求された場合も含みます。）
- ⑬ ファンドおよび主要投資対象である「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」の運用において利用するデリバティブ取引の証拠金管理に係る費用

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
  - ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
  - ③ 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として收受する規定のあるもの）に限ります。）における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）に 0.55（税抜 0.5）を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は 4：1 とし、信託報酬と同時期に支払います。
- なお、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、上記に関連する報酬はかかりません。

#### <投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となりま

す。

- ・当ファンドは、NISA の対象ではありません。

#### ① 個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

#### ② 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

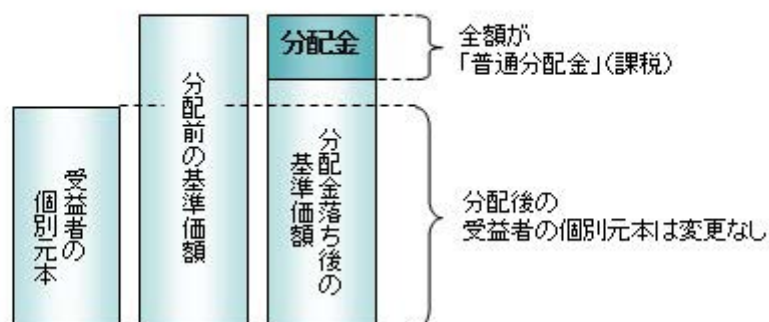
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

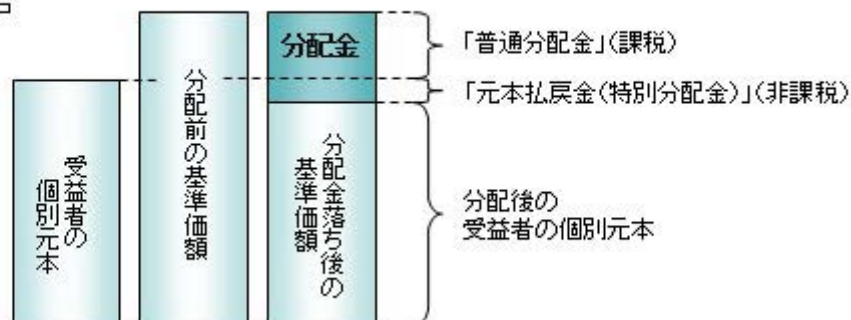
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## <分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 3 月 21 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

対象期間: 2023年12月22日～2024年12月23日

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.15%     | 1.08%      | 0.07%     |

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※ファンド(実質的な保有も含みます)がETF(上場投資信託)等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【グローバル5．5倍バランスファンド（1年決算型）】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。  
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類                 | 国・地域 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券             | 日本   | 11,985,729,729 | 98.89   |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | —    | 134,652,103    | 1.11    |
| 合計（純資産総額）             |      | 12,120,381,832 | 100.00  |

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類        | 銘柄名                   | 数量又は<br>額面総額   | 簿価<br>単価<br>（円） | 簿価<br>金額<br>（円） | 評価<br>単価<br>（円） | 評価<br>金額<br>（円） | 投資<br>比率<br>（％） |
|------|-----------|-----------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本   | 親投資信託受益証券 | グローバル5．5倍バランス・マザーファンド | 13,909,399,709 | 0.8728          | 12,140,124,067  | 0.8617          | 11,985,729,729  | 98.89           |

ロ. 種類別の投資比率

| 種類        | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 98.89   |
| 合 計       | 98.89   |

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

| 期別                   | 純資産総額（百万円） |        | 1口当たり純資産額（円） |        |
|----------------------|------------|--------|--------------|--------|
|                      | 分配落ち       | 分配付き   | 分配落ち         | 分配付き   |
| 第1計算期間末（2020年12月21日） | 10,771     | 10,771 | 1.2375       | 1.2375 |
| 第2計算期間末（2021年12月21日） | 12,494     | 12,494 | 1.4950       | 1.4950 |
| 第3計算期間末（2022年12月21日） | 7,202      | 7,202  | 0.6566       | 0.6566 |
| 第4計算期間末（2023年12月21日） | 13,149     | 13,149 | 0.7926       | 0.7926 |
| 第5計算期間末（2024年12月23日） | 12,334     | 12,334 | 0.8322       | 0.8322 |
| 2023年12月末日           | 13,449     | —      | 0.8141       | —      |
| 2024年1月末日            | 12,952     | —      | 0.7719       | —      |
| 2月末日                 | 12,931     | —      | 0.7627       | —      |
| 3月末日                 | 14,036     | —      | 0.8324       | —      |
| 4月末日                 | 12,904     | —      | 0.7608       | —      |
| 5月末日                 | 12,542     | —      | 0.7555       | —      |
| 6月末日                 | 13,273     | —      | 0.8134       | —      |
| 7月末日                 | 13,428     | —      | 0.8312       | —      |
| 8月末日                 | 14,215     | —      | 0.8860       | —      |
| 9月末日                 | 14,979     | —      | 0.9417       | —      |
| 10月末日                | 14,015     | —      | 0.8885       | —      |
| 11月末日                | 13,785     | —      | 0.8938       | —      |
| 12月末日                | 12,120     | —      | 0.8216       | —      |

② 【分配の推移】

| 期   | 期間                      | 1口当たりの分配金（円） |
|-----|-------------------------|--------------|
| 第1期 | 2020年2月12日～2020年12月21日  | 0.0000       |
| 第2期 | 2020年12月22日～2021年12月21日 | 0.0000       |
| 第3期 | 2021年12月22日～2022年12月21日 | 0.0000       |
| 第4期 | 2022年12月22日～2023年12月21日 | 0.0000       |
| 第5期 | 2023年12月22日～2024年12月23日 | 0.0000       |

③ 【収益率の推移】

| 期   | 期間                      | 収益率（％） |
|-----|-------------------------|--------|
| 第1期 | 2020年2月12日～2020年12月21日  | 23.75  |
| 第2期 | 2020年12月22日～2021年12月21日 | 20.81  |
| 第3期 | 2021年12月22日～2022年12月21日 | △56.08 |



|     |                         |       |
|-----|-------------------------|-------|
| 第4期 | 2022年12月22日～2023年12月21日 | 20.71 |
| 第5期 | 2023年12月22日～2024年12月23日 | 5.00  |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

| 期   | 期間                      | 設定口数（口）        | 解約口数（口）       |
|-----|-------------------------|----------------|---------------|
| 第1期 | 2020年2月12日～2020年12月21日  | 16,824,213,190 | 8,120,476,182 |
| 第2期 | 2020年12月22日～2021年12月21日 | 5,446,650,363  | 5,793,189,313 |
| 第3期 | 2021年12月22日～2022年12月21日 | 4,441,951,567  | 1,828,505,146 |
| 第4期 | 2022年12月22日～2023年12月21日 | 8,243,322,650  | 2,623,209,930 |
| 第5期 | 2023年12月22日～2024年12月23日 | 5,520,362,575  | 7,289,470,534 |

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

## グローバル 5. 5 倍バランス・マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

| 資産の種類                 | 国・地域    | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------|----------------|---------|
| 国債証券                  | 日本      | 3,803,880,500  | 28.32   |
| 投資信託受益証券              | 日本      | 315,674,100    | 2.35    |
|                       | アメリカ    | 2,172,973,429  | 16.18   |
|                       | アイルランド  | 346,795,938    | 2.58    |
|                       | オーストラリア | 457,784,167    | 3.41    |
|                       | シンガポール  | 140,688,353    | 1.05    |
| 小計                    |         | 3,433,915,987  | 25.57   |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | —       | 6,194,286,676  | 46.12   |
| 合計（純資産総額）             |         | 13,432,083,163 | 100.00  |

### その他の資産の投資状況

| 資産の種類    | 建別 | 国・地域 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|----------|----|------|----------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本   | 975,275,000    | 7.26    |
|          | 買建 | アメリカ | 10,689,432,677 | 79.58   |
|          | 買建 | ドイツ  | 1,361,223,293  | 10.13   |
|          | 買建 | イギリス | 519,362,592    | 3.87    |
| 債券先物取引   | 買建 | 日本   | 5,108,400,000  | 38.03   |
|          | 買建 | アメリカ | 27,370,975,678 | 203.77  |
|          | 買建 | ドイツ  | 15,369,566,024 | 114.42  |
|          | 買建 | イギリス | 2,851,367,500  | 21.23   |
| その他先物取引  | 買建 | アメリカ | 3,413,774,324  | 25.42   |

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

| 資産の種類  | 建別 | 国・地域 | 時価合計（円）     | 投資比率（％） |
|--------|----|------|-------------|---------|
| 為替予約取引 | 買建 | —    | 134,492,040 | 1.00    |

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類           | 銘柄名                         | 数量又は<br>額面総額 | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 利率<br>(％) | 償還期限 | 投資<br>比率<br>(％) |
|------|--------------|-----------------------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------|-----------------|
| アメリカ | 投資信託<br>受益証券 | VANGUARD REAL<br>ESTATE-ETF | 154,787      | 14,130.21       | 2,187,174,269   | 14,038.47       | 2,172,973,429   | —         | —    | 16.18           |

|         |              |                                             |               |          |             |          |             |       |            |      |
|---------|--------------|---------------------------------------------|---------------|----------|-------------|----------|-------------|-------|------------|------|
| 日本      | 国債証券         | 第372回利付国債<br>(10年)                          | 1,000,000,000 | 98.86    | 988,690,000 | 98.55    | 985,560,000 | 0.800 | 2033/9/20  | 7.34 |
| 日本      | 国債証券         | 第373回利付国債<br>(10年)                          | 600,000,000   | 96.90    | 581,400,000 | 96.59    | 579,558,000 | 0.600 | 2033/12/20 | 4.31 |
| 日本      | 国債証券         | 第375回利付国債<br>(10年)                          | 550,000,000   | 100.69   | 553,806,000 | 100.38   | 552,123,000 | 1.100 | 2034/6/20  | 4.11 |
| 日本      | 国債証券         | 第370回利付国債<br>(10年)                          | 500,000,000   | 96.93    | 484,665,000 | 96.61    | 483,065,000 | 0.500 | 2033/3/20  | 3.60 |
| 日本      | 国債証券         | 第364回利付国債<br>(10年)                          | 500,000,000   | 95.61    | 478,075,000 | 95.36    | 476,815,000 | 0.100 | 2031/9/20  | 3.55 |
| オーストラリア | 投資信託<br>受益証券 | VANGUARD AU PROP<br>SEC IDX-ETF             | 46,945        | 9,439.25 | 443,125,825 | 9,751.49 | 457,784,167 | —     | —          | 3.41 |
| 日本      | 国債証券         | 第374回利付国債<br>(10年)                          | 400,000,000   | 98.30    | 393,236,000 | 98.02    | 392,100,000 | 0.800 | 2034/3/20  | 2.92 |
| アイルランド  | 投資信託<br>受益証券 | ISHARES UK<br>PROPERTY-ETF                  | 434,002       | 794.23   | 344,701,342 | 799.06   | 346,795,938 | —     | —          | 2.58 |
| 日本      | 国債証券         | 第363回利付国債<br>(10年)                          | 350,000,000   | 95.86    | 335,510,000 | 95.61    | 334,659,500 | 0.100 | 2031/6/20  | 2.49 |
| 日本      | 投資信託<br>受益証券 | 上場インデックスフ<br>ァンドJリート(東<br>証REIT指数)隔<br>月分配型 | 186,900       | 1,656.5  | 309,599,850 | 1,689    | 315,674,100 | —     | —          | 2.35 |
| シンガポール  | 投資信託<br>受益証券 | NIKKOAM-<br>STRAITSTRADING<br>ASIA-ETF      | 1,568,210     | 88.66    | 139,043,944 | 89.71    | 140,688,353 | —     | —          | 1.05 |

## ロ. 種類別の投資比率

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 国債証券     | 28.32   |
| 投資信託受益証券 | 25.57   |
| 合 計      | 53.88   |

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

| 資産の<br>種類        | 地域   | 取引所                            | 名称                           | 建別 | 数量  | 通貨   | 契約額等<br>(各通貨) | 契約額等 (円)       | 評価額<br>(各通貨)  | 評価額 (円)        | 投資<br>比率<br>(%) |
|------------------|------|--------------------------------|------------------------------|----|-----|------|---------------|----------------|---------------|----------------|-----------------|
| 株価指<br>数先物<br>取引 | 日本   | 大阪取引所                          | 東証株価指数先物<br>2025年03月         | 買建 | 35  | 日本円  | 954,800,000   | 954,800,000    | 975,275,000   | 975,275,000    | 7.26            |
|                  | アメリカ | シカゴ商業<br>取引所                   | SP EMINI2503                 | 買建 | 199 | 米ドル  | 59,719,925    | 9,446,497,736  | 59,968,650    | 9,485,841,057  | 70.62           |
|                  | アメリカ | ニューヨーク<br>証券取引<br>所            | MINMSCIE2503                 | 買建 | 140 | 米ドル  | 7,616,700     | 1,204,809,606  | 7,609,000     | 1,203,591,620  | 8.96            |
|                  | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ<br>金融先物取<br>引所      | EUSTX50 2503                 | 買建 | 168 | ユーロ  | 8,225,280     | 1,356,513,178  | 8,253,840     | 1,361,223,293  | 10.13           |
|                  | イギリス | ロンドン国<br>際金融先物<br>オプション<br>取引所 | FTSE100 2503                 | 買建 | 32  | 英ポンド | 2,600,320     | 517,515,686    | 2,609,600     | 519,362,592    | 3.87            |
| 債券先<br>物取引       | 日本   | 大阪取引所                          | 東証長期国債標準<br>物先物 2025<br>年03月 | 買建 | 36  | 日本円  | 5,123,081,650 | 5,123,081,650  | 5,108,400,000 | 5,108,400,000  | 38.03           |
|                  | アメリカ | シカゴ商品<br>取引所                   | TNOTE2Y 2503                 | 買建 | 403 | 米ドル  | 82,779,062.5  | 13,093,992,107 | 82,759,830.14 | 13,090,949,932 | 97.46           |

|         |      |                    |              |    |     |      |               |               |              |               |       |
|---------|------|--------------------|--------------|----|-----|------|---------------|---------------|--------------|---------------|-------|
|         | アメリカ | シカゴ商品取引所           | TNOTE10Y2503 | 買建 | 568 | 米ドル  | 61,894,453.19 | 9,790,464,606 | 61,592,500   | 9,742,701,650 | 72.53 |
|         | アメリカ | シカゴ商品取引所           | TBOND30Y2503 | 買建 | 242 | 米ドル  | 29,084,906.25 | 4,600,650,470 | 28,684,562.5 | 4,537,324,096 | 33.78 |
|         | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所  | FBTP10Y 2503 | 買建 | 162 | ユーロ  | 19,537,060    | 3,222,051,935 | 19,415,700   | 3,202,037,244 | 23.84 |
|         | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所  | BUND10Y 2503 | 買建 | 170 | ユーロ  | 22,803,400    | 3,760,736,728 | 22,613,400   | 3,729,401,928 | 27.76 |
|         | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所  | BUXL30Y 2503 | 買建 | 32  | ユーロ  | 4,295,680     | 708,443,545   | 4,206,720    | 693,772,262   | 5.17  |
|         | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所  | OAT10Y 2503  | 買建 | 381 | ユーロ  | 47,345,880    | 7,808,282,530 | 46,958,250   | 7,744,354,590 | 57.66 |
|         | イギリス | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | GILT10Y 2503 | 買建 | 156 | 英ポンド | 14,494,880    | 2,884,771,017 | 14,327,040   | 2,851,367,500 | 21.23 |
| その他先物取引 | アメリカ | ニューヨーク商品取引所        | GOLD100 2502 | 買建 | 82  | 米ドル  | 21,689,820    | 3,430,895,727 | 21,581,580   | 3,413,774,324 | 25.42 |

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

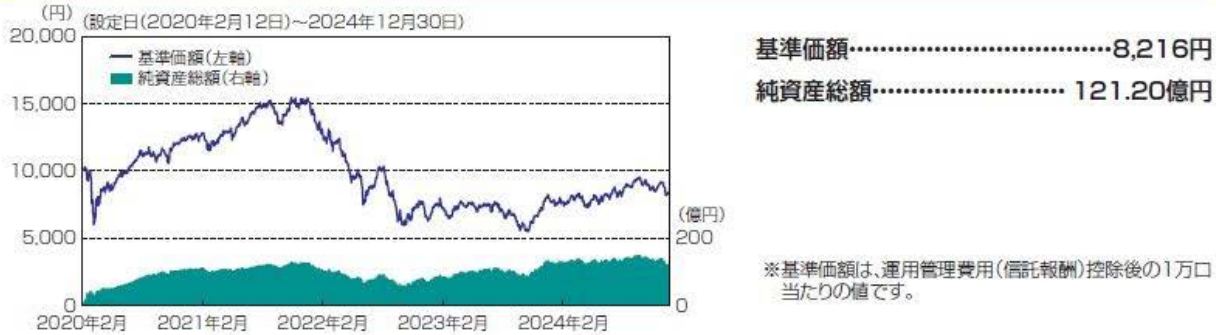
| 資産の種類  | 名称  | 建別 | 数量         | 契約額等 (円)    | 評価額 (円)     | 投資比率 (%) |
|--------|-----|----|------------|-------------|-------------|----------|
| 為替予約取引 | 米ドル | 買建 | 851,000.00 | 134,448,894 | 134,492,040 | 1.00     |

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 運用実績

2024年12月30日現在

### 基準価額・純資産の推移



### 分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2020年12月 | 2021年12月 | 2022年12月 | 2023年12月 | 2024年12月 | 設定来累計 |
|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 0円       | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       | 0円    |

### 主要な資産の状況

#### <資産構成比>

| 資産     | 比率     | 組入上位銘柄               | 国・地域    | 比率    |
|--------|--------|----------------------|---------|-------|
| 世界株式   | 99.7%  | 米国株先物ミニ(S&P500)      | 米国      | 69.8% |
|        |        | 欧州株先物(ユーロ・ストックス50)   | 欧州      | 10.0% |
|        |        | 新興国株先物ミニ(MSCI EM)    | 新興国     | 8.9%  |
| 世界REIT | 25.3%  | VANGUARD REAL ES-ETF | 米国      | 16.0% |
|        |        | VANGUARD AU PROP-ETF | オーストラリア | 3.4%  |
|        |        | ISHARES UK PROPE-ETF | 英国      | 2.6%  |
| 先進国国債  | 401.2% | 米国国債先物2年             | 米国      | 96.4% |
|        |        | 米国国債先物10年            | 米国      | 71.7% |
|        |        | フランス国債先物10年          | フランス    | 57.0% |
| 金      | 25.1%  | 金先物                  | 米国      | 25.1% |
| 合計     | 551.4% |                      |         |       |
| 現金その他  | 46.7%  |                      |         |       |

#### <通貨別構成比>

| 通貨名       | 比率    |
|-----------|-------|
| アメリカドル    | 34.1% |
| ユーロ       | 3.7%  |
| オーストラリアドル | 3.4%  |
| シンガポールドル  | 1.0%  |
| イギリスポンド   | 0.2%  |
| 日本円その他    | 57.6% |

※比率は当ファンドの純資産総額比で、先物取引による建玉は含みません。

※比率は当ファンドの純資産総額比です。

※先物取引にかかる証拠金は「現金その他」に含まれます。

※当ファンドはグローバル5.5倍バランスマザーファンド受益証券を通じて、主な投資対象ごとに次の資産へ投資を行います。

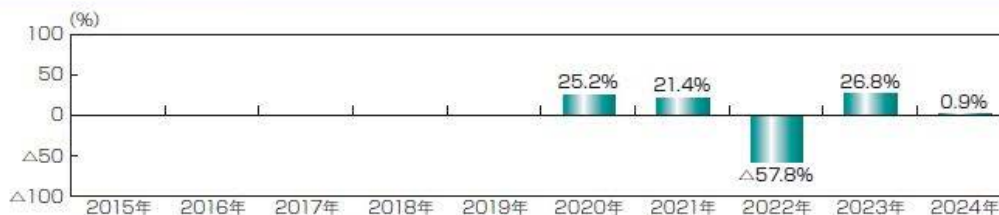
世界株式：世界の株価指数先物取引に係る権利など

世界REIT：世界の不動産投資信託など

先進国国債：世界の国債先物取引に係る権利など

金：世界の金先物取引に係る権利など

### 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2020年は、設定時から2020年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

##### ＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

##### ＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日

●英国証券取引所の休業日

●シカゴ商品取引所の休業日

●ニューヨーク商品取引所の休業日

●ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日

●ニューヨークの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### (7) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所<sup>\*1</sup>における取引の停止、商品取引所<sup>\*2</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※1 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

※2 商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所および商品先物取引法第2条第12項に規定する外国商品市場をいいます。

#### (10) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

#### (11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引と

なる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- 英国証券取引所の休業日
- シカゴ商品取引所の休業日
- ニューヨーク商品取引所の休業日
- ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

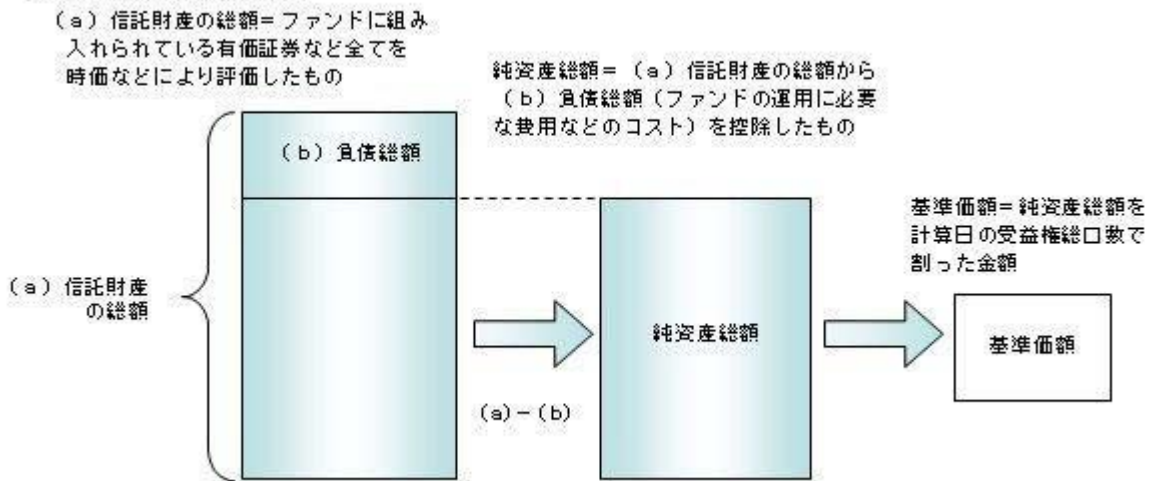
## 3【資産管理等の概要】

## (1) 【資産の評価】

### ① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### <基準価額算出の流れ>



### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### <主な資産の評価方法>

##### ◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### ◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

##### ◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### ◇海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

##### ◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日\*における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

\*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

##### ◇有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

##### ◇有価証券先物取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

##### ◇商品投資等取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

##### ◇商品投資等取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

##### ◇国内上場投資信託証券

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### ◇海外上場投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2029年12月21日までとします（2020年2月12日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年12月22日から翌年12月21日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きま

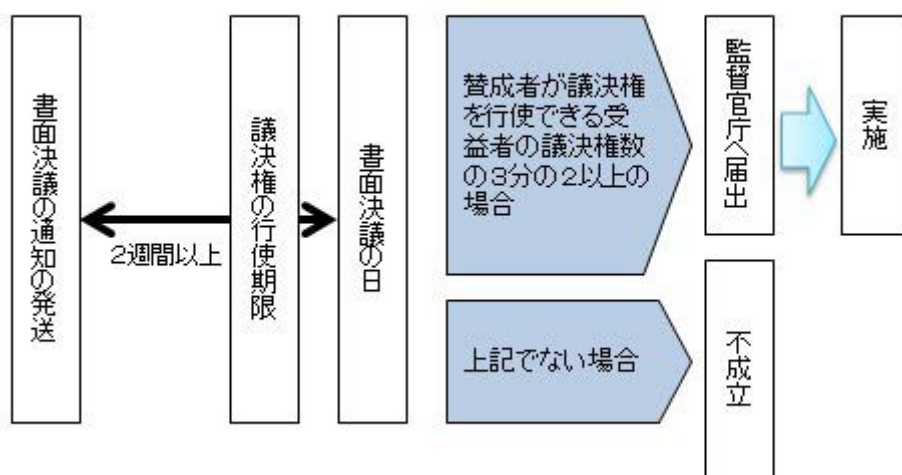
す。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

#### ④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

#### <書面決議の主な流れ>



#### ⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更いたしますが、それ以前に本項に関連して法令改正が見込まれております。今後、法令改正の内容に応じて修正を行なう予定です。

#### ⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容



#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2023年12月22日から2024年12月23日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル5.5倍バランスファンド（1年決算型）の2023年12月22日から2024年12月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル5.5倍バランスファンド（1年決算型）の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【グローバル 5. 5 倍バランスファンド（1 年決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第 4 期<br>2023 年 12 月 21 日現在 | 第 5 期<br>2024 年 12 月 23 日現在 |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部            |                             |                             |
| 流動資産            |                             |                             |
| コール・ローン         | 490, 248, 567               | 230, 936, 856               |
| 親投資信託受益証券       | 12, 875, 715, 848           | 12, 177, 712, 110           |
| 未収入金            | -                           | 181, 051, 380               |
| 未収利息            | -                           | 1, 496                      |
| 流動資産合計          | 13, 365, 964, 415           | 12, 589, 701, 842           |
| 資産合計            | 13, 365, 964, 415           | 12, 589, 701, 842           |
| 負債の部            |                             |                             |
| 流動負債            |                             |                             |
| 未払解約金           | 156, 792, 037               | 175, 282, 070               |
| 未払受託者報酬         | 1, 710, 184                 | 2, 318, 528                 |
| 未払委託者報酬         | 54, 727, 908                | 74, 195, 073                |
| 未払利息            | 71                          | -                           |
| その他未払費用         | 3, 018, 358                 | 3, 237, 831                 |
| 流動負債合計          | 216, 248, 558               | 255, 033, 502               |
| 負債合計            | 216, 248, 558               | 255, 033, 502               |
| 純資産の部           |                             |                             |
| 元本等             |                             |                             |
| 元本              | 16, 590, 757, 199           | 14, 821, 649, 240           |
| 剰余金             |                             |                             |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △3, 441, 041, 342           | △2, 486, 980, 900           |
| （分配準備積立金）       | 1, 800, 374, 891            | 1, 317, 191, 204            |
| 元本等合計           | 13, 149, 715, 857           | 12, 334, 668, 340           |
| 純資産合計           | 13, 149, 715, 857           | 12, 334, 668, 340           |
| 負債純資産合計         | 13, 365, 964, 415           | 12, 589, 701, 842           |



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                            | 第 4 期<br>自 2022 年 12 月 22 日<br>至 2023 年 12 月 21 日 | 第 5 期<br>自 2023 年 12 月 22 日<br>至 2024 年 12 月 23 日 |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 営業収益                                       |                                                   |                                                   |
| 受取利息                                       | 341                                               | 322,695                                           |
| 有価証券売買等損益                                  | 2,129,187,283                                     | 894,008,880                                       |
| 営業収益合計                                     | 2,129,187,624                                     | 894,331,575                                       |
| 営業費用                                       |                                                   |                                                   |
| 支払利息                                       | 59,242                                            | 3,467                                             |
| 受託者報酬                                      | 3,214,284                                         | 4,480,658                                         |
| 委託者報酬                                      | 102,860,956                                       | 143,385,165                                       |
| その他費用                                      | 3,218,899                                         | 3,526,062                                         |
| 営業費用合計                                     | 109,353,381                                       | 151,395,352                                       |
| 営業利益又は営業損失 (△)                             | 2,019,834,243                                     | 742,936,223                                       |
| 経常利益又は経常損失 (△)                             | 2,019,834,243                                     | 742,936,223                                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)                           | 2,019,834,243                                     | 742,936,223                                       |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) | 80,438,929                                        | 322,885,071                                       |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                           | △3,767,752,386                                    | △3,441,041,342                                    |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                             | 860,149,579                                       | 1,496,413,541                                     |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | 860,149,579                                       | 1,496,413,541                                     |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | -                                                 | -                                                 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                             | 2,472,833,849                                     | 962,404,251                                       |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | -                                                 | -                                                 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | 2,472,833,849                                     | 962,404,251                                       |
| 分配金                                        | -                                                 | -                                                 |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)                           | △3,441,041,342                                    | △2,486,980,900                                    |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                         |                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法      | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。                                                                                                                                                  |
| 2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月22日から翌年12月21日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2023年12月22日から2024年12月23日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

|    |                         | 第4期<br>2023年12月21日現在 | 第5期<br>2024年12月23日現在 |
|----|-------------------------|----------------------|----------------------|
| 1. | 期首元本額                   | 10,970,644,479円      | 16,590,757,199円      |
|    | 期中追加設定元本額               | 8,243,322,650円       | 5,520,362,575円       |
|    | 期中一部解約元本額               | 2,623,209,930円       | 7,289,470,534円       |
| 2. | 受益権の総数                  | 16,590,757,199口      | 14,821,649,240口      |
| 3. | 元本の欠損                   |                      |                      |
|    | 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 3,441,041,342円       | 2,486,980,900円       |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第4期<br>自 2022 年 12 月 22 日<br>至 2023 年 12 月 21 日 |                              | 第5期<br>自 2023 年 12 月 22 日<br>至 2024 年 12 月 23 日 |   |                              |                 |
|-------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------|---|------------------------------|-----------------|
| 分配金の計算過程                                        |                              | 分配金の計算過程                                        |   |                              |                 |
| A                                               | 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益      | 159,545,685 円                                   | A | 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益      | 169,360,082 円   |
| B                                               | 費用控除後、繰越欠損金補填後<br>の有価証券売買等損益 | 0 円                                             | B | 費用控除後、繰越欠損金補填後<br>の有価証券売買等損益 | 0 円             |
| C                                               | 信託約款に定める収益調整金                | 4,744,483,837 円                                 | C | 信託約款に定める収益調整金                | 4,703,630,077 円 |
| D                                               | 信託約款に定める分配準備積立<br>金          | 1,640,829,206 円                                 | D | 信託約款に定める分配準備積立<br>金          | 1,147,831,122 円 |
| E                                               | 分配対象収益（A+B+C+D）              | 6,544,858,728 円                                 | E | 分配対象収益（A+B+C+D）              | 6,020,821,281 円 |
| F                                               | 分配対象収益(1 万口当たり)              | 3,944 円                                         | F | 分配対象収益(1 万口当たり)              | 4,062 円         |
| G                                               | 分配金額                         | 0 円                                             | G | 分配金額                         | 0 円             |
| H                                               | 分配金額(1 万口当たり)                | 0 円                                             | H | 分配金額(1 万口当たり)                | 0 円             |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

|                       | 第4期<br>自2022年12月22日<br>至2023年12月21日                                                                                                                                                                    | 第5期<br>自2023年12月22日<br>至2024年12月23日 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                                                                   | 同左                                  |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動 | 同左                                  |

|                |                                                                   |    |
|----------------|-------------------------------------------------------------------|----|
|                | 性リスク、信用リスク等があります。                                                 |    |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。 | 同左 |

## II 金融商品の時価等に関する事項

|                         | 第 4 期<br>2023 年 12 月 21 日現在                                                                                                                                                    | 第 5 期<br>2024 年 12 月 23 日現在                                             |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                            | 同左                                                                      |
| 時価の算定方法                 | (1) 有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2) デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3) 上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1) 有価証券<br><br>同左<br><br>(2) デリバティブ取引<br>同左<br>(3) 上記以外の金融商品<br><br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                                | 同左                                                                      |

(有価証券に関する注記)

第 4 期 (2023 年 12 月 21 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類        | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 2,120,785,960     |
| 合計        | 2,120,785,960     |

第 5 期 (2024 年 12 月 23 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類        | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 704,599,519       |
| 合計        | 704,599,519       |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| 第 4 期<br>2023 年 12 月 21 日現在 | 第 5 期<br>2024 年 12 月 23 日現在 |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 1 口当たり純資産額<br>(1 万口当たり純資産額) | 0.7926 円<br>(7,926 円)       |
| 1 口当たり純資産額<br>(1 万口当たり純資産額) | 0.8322 円<br>(8,322 円)       |

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類        | 銘柄                    | 券面総額           | 評価額            | 備考 |
|-----------|-----------------------|----------------|----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | グローバル５．５倍バランス・マザーファンド | 13,952,465,755 | 12,177,712,110 |    |
| 合計        |                       | 13,952,465,755 | 12,177,712,110 |    |

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「グローバル５．５倍バランス・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

グローバル5．5倍バランス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

|             | 2023年12月21日現在  | 2024年12月23日現在  |
|-------------|----------------|----------------|
| 資産の部        |                |                |
| 流動資産        |                |                |
| 預金          | 29,900,046     | 49,595,717     |
| コール・ローン     | 4,220,522,740  | 3,849,496,524  |
| 国債証券        | 3,911,526,000  | 3,815,382,000  |
| 投資信託受益証券    | 3,608,712,887  | 3,396,885,758  |
| 派生商品評価勘定    | 1,828,508,676  | 982,314        |
| 未収入金        | -              | 144,290,885    |
| 未収利息        | 1,244,042      | 3,763,828      |
| 前払金         | 4,060,000      | 16,490,000     |
| 前払費用        | 1,607,121      | -              |
| 差入委託証拠金     | 1,150,629,356  | 3,626,825,048  |
| 流動資産合計      | 14,756,710,868 | 14,903,712,074 |
| 資産合計        | 14,756,710,868 | 14,903,712,074 |
| 負債の部        |                |                |
| 流動負債        |                |                |
| 派生商品評価勘定    | 22,278,777     | 1,039,631,443  |
| 前受金         | 35,060,000     | -              |
| 未払金         | 29,743,232     | -              |
| 未払解約金       | 13,014,599     | 209,417,006    |
| 未払利息        | 619            | -              |
| 流動負債合計      | 100,097,227    | 1,249,048,449  |
| 負債合計        | 100,097,227    | 1,249,048,449  |
| 純資産の部       |                |                |
| 元本等         |                |                |
| 元本          | 17,836,939,977 | 15,644,651,402 |
| 剰余金         |                |                |
| 剰余金又は欠損金(△) | △3,180,326,336 | △1,989,987,777 |
| 元本等合計       | 14,656,613,641 | 13,654,663,625 |
| 純資産合計       | 14,656,613,641 | 13,654,663,625 |
| 負債純資産合計     | 14,756,710,868 | 14,903,712,074 |

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法      | <p>国債証券は個別法、投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br/>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br/>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br/>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法   | <p>(1) デリバティブ取引<br/>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引<br/>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | <p>外貨建取引等の処理基準<br/>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### (貸借対照表に関する注記)

|    |                                  | 2023 年 12 月 21 日現在 | 2024 年 12 月 23 日現在 |
|----|----------------------------------|--------------------|--------------------|
| 1. | 期首                               | 2022 年 12 月 22 日   | 2023 年 12 月 22 日   |
|    | 期首元本額                            | 12,600,536,813 円   | 17,836,939,977 円   |
|    | 期首からの追加設定元本額                     | 5,567,427,261 円    | 1,260,683,740 円    |
|    | 期首からの一部解約元本額                     | 331,024,097 円      | 3,452,972,315 円    |
|    | 元本の内訳 ※                          |                    |                    |
|    | グローバル 5. 5 倍バランズファンド（1 年決算型）     | 15,669,606,728 円   | 13,952,465,755 円   |
|    | グローバル 5. 5 倍バランズファンド（予想分配金提示型）   | 2,167,333,249 円    | 1,692,185,647 円    |
|    | 計                                | 17,836,939,977 円   | 15,644,651,402 円   |
| 2. | 受益権の総数                           | 17,836,939,977 口   | 15,644,651,402 口   |
| 3. | 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 3,180,326,336 円    | 1,989,987,777 円    |

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

### (金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

|                       | 自 2022 年 12 月 22 日<br>至 2023 年 12 月 21 日                                 | 自 2023 年 12 月 22 日<br>至 2024 年 12 月 23 日 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。     | 同左                                       |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売 | 同左                                       |



|                |                                                                                                                                                 |    |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|                | 買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 |    |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。                                                                               | 同左 |

II 金融商品の時価等に関する事項

|                         | 2023 年 12 月 21 日現在                                                                                                                                                                          | 2024 年 12 月 23 日現在                                       |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                                         | 同左                                                       |
| 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。<br>(3)上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券<br>同左<br>(2)デリバティブ取引<br>同左<br>(3)上記以外の金融商品<br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                                             | 同左                                                       |

（有価証券に関する注記）  
（2023 年 12 月 21 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----------|-------------------|
| 国債証券     | 30,982,500        |
| 投資信託受益証券 | 194,766,569       |
| 合計       | 225,749,069       |

（2024 年 12 月 23 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----------|-------------------|
| 国債証券     | △77,836,000       |
| 投資信託受益証券 | △41,578,598       |
| 合計       | △119,414,598      |

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）  
取引の時価等に関する事項

## (株式関連)

(2023 年 12 月 21 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類            | 契約額等           |         | 時 価            | 評価損益        |
|------|----------------|----------------|---------|----------------|-------------|
|      |                |                | うち 1 年超 |                |             |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買建 | 14,284,933,763 | —       | 14,461,257,602 | 176,323,839 |
| 合計   |                | 14,284,933,763 | —       | 14,461,257,602 | 176,323,839 |

(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類            | 契約額等           |         | 時 価            | 評価損益         |
|------|----------------|----------------|---------|----------------|--------------|
|      |                |                | うち 1 年超 |                |              |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買建 | 13,755,261,233 | —       | 13,493,160,662 | △262,100,571 |
| 合計   |                | 13,755,261,233 | —       | 13,493,160,662 | △262,100,571 |

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (債券関連)

(2023 年 12 月 21 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類          | 契約額等           |         | 時 価            | 評価損益          |
|------|--------------|----------------|---------|----------------|---------------|
|      |              |                | うち 1 年超 |                |               |
| 市場取引 | 債券先物取引<br>買建 | 52,898,557,734 | —       | 54,438,208,162 | 1,539,650,428 |
| 合計   |              | 52,898,557,734 | —       | 54,438,208,162 | 1,539,650,428 |

(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類          | 契約額等           |         | 時 価            | 評価損益         |
|------|--------------|----------------|---------|----------------|--------------|
|      |              |                | うち 1 年超 |                |              |
| 市場取引 | 債券先物取引<br>買建 | 50,456,523,803 | —       | 49,715,788,026 | △740,735,777 |

|    |                |   |                |              |
|----|----------------|---|----------------|--------------|
| 合計 | 50,456,523,803 | — | 49,715,788,026 | △740,735,777 |
|----|----------------|---|----------------|--------------|

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

(2023 年 12 月 21 日現在)

(単位：円)

| 区分        | 種類     | 契約額等        |       | 時価          | 評価損益    |
|-----------|--------|-------------|-------|-------------|---------|
|           |        |             | うち1年超 |             |         |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 |             |       |             |         |
|           | 売建     | 293,061,840 | —     | 292,076,212 | 985,628 |
|           | 米ドル    | 293,061,840 | —     | 292,076,212 | 985,628 |
| 合計        |        | 293,061,840 | —     | 292,076,212 | 985,628 |

(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位：円)

| 区分        | 種類       | 契約額等        |       | 時価          | 評価損益    |
|-----------|----------|-------------|-------|-------------|---------|
|           |          |             | うち1年超 |             |         |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引   |             |       |             |         |
|           | 売建       | 178,486,493 | —     | 178,046,430 | 440,063 |
|           | 米ドル      | 104,033,392 | —     | 103,772,652 | 260,740 |
|           | 英ポンド     | 20,294,665  | —     | 20,285,154  | 9,511   |
|           | 豪ドル      | 33,890,129  | —     | 33,773,456  | 116,673 |
|           | シンガポールドル | 20,268,307  | —     | 20,215,168  | 53,139  |
| 合計        |          | 178,486,493 | —     | 178,046,430 | 440,063 |

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(その他関連)

(2023 年 12 月 21 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種類            | 契約額等          |         | 時価            | 評価損益       |
|------|---------------|---------------|---------|---------------|------------|
|      |               |               | うち 1 年超 |               |            |
| 市場取引 | その他先物取引<br>買建 | 3,524,435,546 | —       | 3,613,789,150 | 89,353,604 |
| 合計   |               | 3,524,435,546 | —       | 3,613,789,150 | 89,353,604 |

(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種類            | 契約額等          |         | 時価            | 評価損益        |
|------|---------------|---------------|---------|---------------|-------------|
|      |               |               | うち 1 年超 |               |             |
| 市場取引 | その他先物取引<br>買建 | 3,435,401,134 | —       | 3,399,228,590 | △36,172,544 |
| 合計   |               | 3,435,401,134 | —       | 3,399,228,590 | △36,172,544 |

(注) 1. 時価の算定方法

その他先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. その他先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| 2023 年 12 月 21 日現在 |           | 2024 年 12 月 23 日現在 |           |
|--------------------|-----------|--------------------|-----------|
| 1 口当たり純資産額         | 0.8217 円  | 1 口当たり純資産額         | 0.8728 円  |
| (1 万口当たり純資産額)      | (8,217 円) | (1 万口当たり純資産額)      | (8,728 円) |

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

| 通貨         | 種類         | 銘柄                              | 券面総額          | 評価額                              | 備考 |
|------------|------------|---------------------------------|---------------|----------------------------------|----|
| 日本円        | 国債証券       | 第 3 6 3 回利付国債（１０年）              | 350,000,000   | 335,510,000                      |    |
|            |            | 第 3 6 4 回利付国債（１０年）              | 500,000,000   | 478,075,000                      |    |
|            |            | 第 3 7 0 回利付国債（１０年）              | 500,000,000   | 484,665,000                      |    |
|            |            | 第 3 7 2 回利付国債（１０年）              | 1,000,000,000 | 988,690,000                      |    |
|            |            | 第 3 7 3 回利付国債（１０年）              | 600,000,000   | 581,400,000                      |    |
|            |            | 第 3 7 4 回利付国債（１０年）              | 400,000,000   | 393,236,000                      |    |
|            |            | 第 3 7 5 回利付国債（１０年）              | 550,000,000   | 553,806,000                      |    |
|            | 国債証券小計     |                                 | 3,900,000,000 | 3,815,382,000                    |    |
|            | 投資信託受益証券   | 上場インデックスファンドＪリート（東証ＲＥＩＴ指数）隔月分配型 | 186,900       | 309,599,850                      |    |
|            | 投資信託受益証券小計 |                                 | 186,900       | 309,599,850                      |    |
| 日本円小計      |            |                                 | 3,900,186,900 | 4,124,981,850                    |    |
| 米ドル        | 投資信託受益証券   | VANGUARD REAL ESTATE-ETF        | 154,787       | 13,827,122.71                    |    |
| 米ドル小計      |            |                                 | 154,787       | 13,827,122.71<br>(2,166,986,671) |    |
| 英ポンド       | 投資信託受益証券   | ISHARES UK PROPERTY-ETF         | 434,002       | 1,731,993.48                     |    |
| 英ポンド小計     |            |                                 | 434,002       | 1,731,993.48<br>(341,393,234)    |    |
| 豪ドル        | 投資信託受益証券   | VANGUARD AU PROP SEC IDX-ETF    | 46,945        | 4,498,739.35                     |    |
| 豪ドル小計      |            |                                 | 46,945        | 4,498,739.35<br>(440,876,456)    |    |
| シンガポールドル   | 投資信託受益証券   | NIKKOAM-STRAITSTRADING ASIA-ETF | 1,568,210     | 1,193,407.81                     |    |
| シンガポールドル小計 |            |                                 | 1,568,210     | 1,193,407.81<br>(138,029,547)    |    |
| 合計         |            |                                 |               | 7,212,267,758<br>(3,087,285,908) |    |

(注 1) 通貨種類毎の小計欄の ( ) 内は、邦貨換算額 ( 単位 : 円 ) であります。

(注 2) 合計金額欄の ( ) 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 外貨建有価証券の内訳

| 種 類 | 銘柄数           | 組入投資信託<br>受益証券時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|-----|---------------|--------------------|----------------|
| 米ドル | 投資信託受益証券 1 銘柄 | 100.0%             | 70.1%          |

|          |          |      |        |       |
|----------|----------|------|--------|-------|
| 英ポンド     | 投資信託受益証券 | 1 銘柄 | 100.0% | 11.1% |
| 豪ドル      | 投資信託受益証券 | 1 銘柄 | 100.0% | 14.3% |
| シンガポールドル | 投資信託受益証券 | 1 銘柄 | 100.0% | 4.5%  |

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。



2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

【グローバル 5．5 倍バランスファンド（1 年決算型）】

【純資産額計算書】

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| I 資産総額              | 12,123,023,299円 |
| II 負債総額             | 2,641,467円      |
| III 純資産総額（I－II）     | 12,120,381,832円 |
| IV 発行済口数            | 14,752,755,004口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.8216円         |

（参考）

グローバル 5．5 倍バランス・マザーファンド

純資産額計算書

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| I 資産総額              | 14,738,075,076円 |
| II 負債総額             | 1,305,991,913円  |
| III 純資産総額（I－II）     | 13,432,083,163円 |
| IV 発行済口数            | 15,588,674,059口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.8617円         |

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

###### ① 譲渡制限はありません。

###### ② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### ③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

|                |          |                  |
|----------------|----------|------------------|
| 2024 年 12 月末現在 | 資本金      | 17,363,045,900 円 |
|                | 発行可能株式総数 | 230,000,000 株    |
|                | 発行済株式総数  | 197,012,500 株    |

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（2024 年 12 月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（2024 年 12 月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024 年 12 月末現在の投資信託などは次の通りです。

| 種 類     | ファンド本数 | 純資産額<br>(単位：億円) |
|---------|--------|-----------------|
| 投資信託総合計 | 771    | 310,893         |
| 株式投資信託  | 726    | 271,544         |
| 単位型     | 265    | 7,083           |
| 追加型     | 461    | 264,461         |
| 公社債投資信託 | 45     | 39,348          |
| 単位型     | 32     | 987             |
| 追加型     | 13     | 38,361          |

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 65 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注



記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

|            | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |         | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日) |         |
|------------|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| 資産の部       |                             |         |                             |         |
| 流動資産       |                             |         |                             |         |
| 現金・預金      |                             | 42,036  |                             | 31,198  |
| 金銭の信託      |                             | —       |                             | 3,899   |
| 有価証券       |                             | 1,025   |                             | 1       |
| 前払費用       |                             | 908     |                             | 814     |
| 未収入金       | ※ 4                         | 410     |                             | 179     |
| 未収委託者報酬    |                             | 21,336  |                             | 21,592  |
| 未収収益       | ※ 3                         | 589     | ※ 3                         | 647     |
| 関係会社短期貸付金  |                             | 3,318   |                             | —       |
| 立替金        |                             | 1,015   |                             | 1,089   |
| その他        | ※ 2                         | 1,233   | ※ 2                         | 2,011   |
| 流動資産合計     |                             | 71,875  |                             | 61,434  |
| 固定資産       |                             |         |                             |         |
| 有形固定資産     |                             |         |                             |         |
| 建物         | ※ 1                         | 245     | ※ 1                         | 233     |
| 器具備品       | ※ 1                         | 122     | ※ 1                         | 134     |
| 有形固定資産合計   |                             | 367     |                             | 368     |
| 無形固定資産     |                             |         |                             |         |
| ソフトウェア     |                             | 390     |                             | 438     |
| 無形固定資産合計   |                             | 390     |                             | 438     |
| 投資その他の資産   |                             |         |                             |         |
| 投資有価証券     |                             | 23,274  |                             | 28,465  |
| 関係会社株式     |                             | 22,366  |                             | 37,647  |
| 長期差入保証金    |                             | 375     |                             | 285     |
| 繰延税金資産     |                             | 448     |                             | —       |
| 投資その他の資産合計 |                             | 46,465  |                             | 66,398  |
| 固定資産合計     |                             | 47,224  |                             | 67,205  |
| 資産合計       |                             | 119,099 |                             | 128,640 |

(単位：百万円)

|              | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |     | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日) |
|--------------|-----------------------------|-----|-----------------------------|
| 負債の部         |                             |     |                             |
| 流動負債         |                             |     |                             |
| 預り金          | 433                         |     | 451                         |
| 未払金          | 7,557                       |     | 9,211                       |
| 未払収益分配金      | 7                           |     | 7                           |
| 未払償還金        | 71                          |     | 71                          |
| 未払手数料        | 6,586                       |     | 8,330                       |
| その他未払金       | 892                         |     | 803                         |
| 未払費用         | ※ 3 4,227                   | ※ 3 | 4,082                       |
| 未払法人税等       | —                           |     | 1,644                       |
| 未払消費税等       | —                           | ※ 4 | 620                         |
| 賞与引当金        | 2,563                       |     | 2,619                       |
| 役員賞与引当金      | 218                         |     | 232                         |
| その他          | 647                         |     | 683                         |
| 流動負債合計       | 15,648                      |     | 19,547                      |
| 固定負債         |                             |     |                             |
| 退職給付引当金      | 1,424                       |     | 1,448                       |
| 賞与引当金        | 437                         |     | 565                         |
| 役員賞与引当金      | 16                          |     | 56                          |
| 繰延税金負債       | —                           |     | 295                         |
| その他          | 181                         |     | 251                         |
| 固定負債合計       | 2,059                       |     | 2,617                       |
| 負債合計         | 17,708                      |     | 22,165                      |
| 純資産の部        |                             |     |                             |
| 株主資本         |                             |     |                             |
| 資本金          | 17,363                      |     | 17,363                      |
| 資本剰余金        |                             |     |                             |
| 資本準備金        | 5,220                       |     | 5,220                       |
| 資本剰余金合計      | 5,220                       |     | 5,220                       |
| 利益剰余金        |                             |     |                             |
| その他利益剰余金     |                             |     |                             |
| 繰越利益剰余金      | 79,307                      |     | 82,591                      |
| 利益剰余金合計      | 79,307                      |     | 82,591                      |
| 自己株式         | △2,067                      |     | △2,067                      |
| 株主資本合計       | 99,823                      |     | 103,107                     |
| 評価・換算差額等     |                             |     |                             |
| その他有価証券評価差額金 | 2,056                       |     | 4,523                       |
| 繰延ヘッジ損益      | △488                        |     | △1,155                      |
| 評価・換算差額等合計   | 1,567                       |     | 3,367                       |
| 純資産合計        | 101,391                     |     | 106,475                     |
| 負債純資産合計      | 119,099                     |     | 128,640                     |

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

|            | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |    | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|------------|---------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------|
| 営業収益       |                                                   |    |                                                   |
| 委託者報酬      | 73,998                                            |    | 75,874                                            |
| その他営業収益    | 3,479                                             | ※1 | 3,714                                             |
| 営業収益合計     | 77,477                                            |    | 79,588                                            |
| 営業費用       |                                                   |    |                                                   |
| 支払手数料      | 30,699                                            |    | 32,917                                            |
| 広告宣伝費      | 755                                               |    | 711                                               |
| 公告費        | 3                                                 |    | 3                                                 |
| 調査費        | 17,479                                            |    | 17,736                                            |
| 調査費        | 1,170                                             |    | 1,266                                             |
| 委託調査費      | 16,282                                            |    | 16,445                                            |
| 図書費        | 26                                                |    | 23                                                |
| 委託計算費      | 581                                               |    | 610                                               |
| 営業雑経費      | 948                                               |    | 881                                               |
| 通信費        | 139                                               |    | 135                                               |
| 印刷費        | 309                                               |    | 308                                               |
| 協会費        | 56                                                |    | 48                                                |
| 諸会費        | 16                                                |    | 11                                                |
| その他        | 427                                               |    | 375                                               |
| 営業費用計      | 50,469                                            |    | 52,860                                            |
| 一般管理費      |                                                   |    |                                                   |
| 給料         | 9,818                                             |    | 10,550                                            |
| 役員報酬       | 314                                               |    | 459                                               |
| 役員賞与引当金繰入額 | 234                                               |    | 273                                               |
| 給料・手当      | 6,544                                             |    | 6,791                                             |
| 賞与         | 147                                               |    | 277                                               |
| 賞与引当金繰入額   | 2,577                                             |    | 2,747                                             |
| 交際費        | 56                                                |    | 71                                                |
| 寄付金        | 24                                                |    | 22                                                |
| 旅費交通費      | 205                                               |    | 260                                               |
| 租税公課       | 433                                               |    | 389                                               |
| 不動産賃借料     | 938                                               |    | 906                                               |
| 退職給付費用     | 383                                               |    | 388                                               |
| 退職金        | 155                                               |    | 36                                                |
| 固定資産減価償却費  | 183                                               |    | 199                                               |
| 福利費        | 1,097                                             |    | 1,208                                             |
| 諸経費        | 4,291                                             |    | 4,661                                             |
| 一般管理費計     | 17,588                                            |    | 18,694                                            |
| 営業利益       | 9,420                                             |    | 8,033                                             |

(単位：百万円)

|                | 第 64 期                                  |        | 第 65 期                                  |        |
|----------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------|--------|
|                | (自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |        | (自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |        |
| 営業外収益          |                                         |        |                                         |        |
| 受取利息           |                                         | 107    |                                         | 4      |
| 受取配当金          | ※2                                      | 9,255  | ※2                                      | 4,946  |
| 有価証券評価益        |                                         | —      | ※3                                      | 1,113  |
| 金銭の信託運用益       |                                         | —      |                                         | 399    |
| 時効成立分配金・償還金    |                                         | 1      |                                         | 2      |
| その他            |                                         | 236    |                                         | 50     |
| 営業外収益合計        |                                         | 9,601  |                                         | 6,517  |
| 営業外費用          |                                         |        |                                         |        |
| 支払利息           |                                         | 407    |                                         | 569    |
| デリバティブ費用       |                                         | 389    |                                         | 3,494  |
| 有価証券償還損        |                                         | 6      |                                         | —      |
| 時効成立後支払分配金・償還金 |                                         | 1      |                                         | 1      |
| 為替差損           |                                         | 342    |                                         | 165    |
| その他            |                                         | 15     |                                         | 0      |
| 営業外費用合計        |                                         | 1,163  |                                         | 4,231  |
| 経常利益           |                                         | 17,858 |                                         | 10,319 |
| 特別利益           |                                         |        |                                         |        |
| 投資有価証券売却益      |                                         | 427    |                                         | 815    |
| 訴訟損失引当金戻入額     | ※4                                      | 4,481  |                                         | —      |
| 特別利益合計         |                                         | 4,909  |                                         | 815    |
| 特別損失           |                                         |        |                                         |        |
| 投資有価証券売却損      |                                         | 347    |                                         | 174    |
| 固定資産処分損        |                                         | 0      |                                         | 52     |
| 損害賠償損失         |                                         | —      |                                         | 167    |
| 特別損失合計         |                                         | 347    |                                         | 394    |
| 税引前当期純利益       |                                         | 22,420 |                                         | 10,740 |
| 法人税、住民税及び事業税   |                                         | 1,340  |                                         | 2,415  |
| 法人税等調整額        |                                         | 3,252  |                                         | △51    |
| 法人税等合計         |                                         | 4,593  |                                         | 2,364  |
| 当期純利益          |                                         | 17,826 |                                         | 8,376  |



(3) 【株主資本等変動計算書】

第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |       |             |              |             |        |            |
|-------------------------|--------|-------|-------------|--------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |             | 利益剰余金        |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |        |       |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |        |            |
| 当期首残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 68,901       | 68,901      | △2,067 | 89,417     |
| 当期変動額                   |        |       |             |              |             |        |            |
| 剰余金の配当                  |        |       |             | △7,420       | △7,420      |        | △7,420     |
| 当期純利益                   |        |       |             | 17,826       | 17,826      |        | 17,826     |
| 自己株式の取得                 |        |       |             |              |             |        |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |             |              |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | －      | －     | －           | 10,406       | 10,406      | －      | 10,406     |
| 当期末残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 79,307       | 79,307      | △2,067 | 99,823     |

|                         | 評価・換算差額等             |             |                    | 純資産合計   |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|---------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |         |
| 当期首残高                   | 2,350                | △731        | 1,618              | 91,035  |
| 当期変動額                   |                      |             |                    |         |
| 剰余金の配当                  |                      |             |                    | △7,420  |
| 当期純利益                   |                      |             |                    | 17,826  |
| 自己株式の取得                 |                      |             |                    |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △294                 | 242         | △51                | △51     |
| 当期変動額合計                 | △294                 | 242         | △51                | 10,355  |
| 当期末残高                   | 2,056                | △488        | 1,567              | 101,391 |

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |       |             |              |             |        |            |
|-------------------------|--------|-------|-------------|--------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |             | 利益剰余金        |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |        |       |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |        |            |
| 当期首残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 79,307       | 79,307      | △2,067 | 99,823     |
| 当期変動額                   |        |       |             |              |             |        |            |
| 剰余金の配当                  |        |       |             | △5,092       | △5,092      |        | △5,092     |
| 当期純利益                   |        |       |             | 8,376        | 8,376       |        | 8,376      |
| 自己株式の取得                 |        |       |             |              |             |        |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |             |              |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | －      | －     | －           | 3,284        | 3,284       | －      | 3,284      |
| 当期末残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 82,591       | 82,591      | △2,067 | 103,107    |

|                         | 評価・換算差額等             |             |                    | 純資産合計   |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|---------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |         |
| 当期首残高                   | 2,056                | △488        | 1,567              | 101,391 |
| 当期変動額                   |                      |             |                    |         |
| 剰余金の配当                  |                      |             |                    | △5,092  |
| 当期純利益                   |                      |             |                    | 8,376   |
| 自己株式の取得                 |                      |             |                    |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 2,467                | △666        | 1,800              | 1,800   |
| 当期変動額合計                 | 2,467                | △666        | 1,800              | 5,084   |
| 当期末残高                   | 4,523                | △1,155      | 3,367              | 106,475 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

| 項目              | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |          |      |          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------|------|----------|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式<br/>総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券<br/>市場価格のない株式等以外のもの<br/>時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)<br/>市場価格のない株式等<br/>総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託<br/>時価法</p> <p>(3) デリバティブ<br/>時価法</p>                                                                                                                                                                                                                        |    |          |      |          |
| 2 固定資産の減価償却の方法  | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。<br/>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                     | 建物 | 3 年～15 年 | 器具備品 | 3 年～20 年 |
| 建物              | 3 年～15 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |          |      |          |
| 器具備品            | 3 年～20 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |          |      |          |
| 3 引当金の計上基準      | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金<br/>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |    |          |      |          |
| 4 収益の計上基準       | <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務<br/>当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務<br/>当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>                 |    |          |      |          |

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 ヘッジ会計の方法                | <p>(3) 成功報酬<br/>当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法<br/>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針<br/>ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法<br/>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> |
| 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理<br/>資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

(重要な会計上の見積り)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)  
該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)  
該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

| 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※ 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,437 百万円</p> <p>器具備品 879 百万円</p> <p>※ 2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客<br/>分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に<br/>信託しております。</p> <p>※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで<br/>あります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>未収収益 263 百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払費用 1,778 百万円</p> <p>※ 4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、<br/>「未収入金」に含めて表示しております。</p> <p>※ 5 保証債務</p> <p>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ<br/>ーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエク<br/>イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ<br/>ミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請<br/>求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ<br/>ジメント・リミテッドは最大 448 百万円（5 百万豪<br/>ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤ<br/>ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う<br/>当該資金提供義務を保証しております。</p> | <p>※ 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,482 百万円</p> <p>器具備品 920 百万円</p> <p>※ 2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客<br/>分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に<br/>信託しております。</p> <p>※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで<br/>あります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>未収収益 248 百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払費用 1,873 百万円</p> <p>※ 4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、<br/>「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>※ 5 保証債務</p> <p>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ<br/>ーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエク<br/>イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ<br/>ミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請<br/>求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ<br/>ジメント・リミテッドは最大 493 百万円（5 百万豪<br/>ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤ<br/>ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う<br/>当該資金提供義務を保証しております。</p> |

## (損益計算書関係)

| 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日)                                                                                                                                          | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>—</p> <p>※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、<br/>次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 9,241 百万円</p> <p>—</p> <p>※ 4 訴訟損失引当金戻入額</p> <p>原告との和解が成立したことにより、前事業年度<br/>に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した<br/>額を計上しております。</p> | <p>※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれ<br/>ております。</p> <p>※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、<br/>次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 4,889 百万円</p> <p>※ 3 有価証券評価益</p> <p>保有している一部の有価証券の区分を、運用方針<br/>の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券<br/>に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振<br/>替時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上し<br/>ております。</p> <p>—</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | —       | —       | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 2,860,000 | —       | —       | 2,860,000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |             |             |            | 当事業年<br>度末残高<br>(百万円) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------|
|                         |                          | 当事業年度<br>期首        | 当事業年度<br>増加 | 当事業年度<br>減少 | 当事業<br>年度末 |                       |
| 2016 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 88,000             | —           | 88,000      | —          | —                     |
| 2016 年度<br>ストックオプション(2) | 普通株式                     | 816,000            | —           | 599,000     | 217,000    | —                     |
| 2017 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 1,536,000          | —           | 784,000     | 752,000    | —                     |
| 合計                      |                          | 2,440,000          | —           | 1,471,000   | 969,000    | —                     |

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2022 年 5 月 27 日<br>取締役会 | 普通株式  | 7,420           | 38.22            | 2022 年 3 月 31 日 | 2022 年 6 月 27 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2023 年 5 月 26 日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 5,092           | 26.23            | 2023 年 3 月 31 日 | 2023 年 6 月 27 日 |

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首       | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末        |
|---------|---------------|---------|---------|---------------|
| 普通株式(株) | 197, 012, 500 | —       | —       | 197, 012, 500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 2, 860, 000 | —       | —       | 2, 860, 000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |             |             |            | 当事業年<br>度末残高<br>(百万円) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------|
|                         |                          | 当事業年度<br>期首        | 当事業年度<br>増加 | 当事業年度<br>減少 | 当事業<br>年度末 |                       |
| 2016 年度<br>ストックオプション(2) | 普通株式                     | 217, 000           | —           | 96, 000     | 121, 000   | —                     |
| 2017 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 752, 000           | —           | 406, 000    | 346, 000   | —                     |
| 合計                      |                          | 969, 000           | —           | 502, 000    | 467, 000   | —                     |

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2023 年 5 月 26 日<br>取締役会 | 普通株式  | 5, 092          | 26. 23           | 2023 年 3 月 31 日 | 2023 年 6 月 27 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2024 年 5 月 29 日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 11, 183         | 57. 60           | 2024 年 3 月 31 日 | 2024 年 6 月 25 日 |

(リース取引関係)

| 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |            | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |            |
|---------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------|------------|
| オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料               |            | オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料               |            |
| 1 年内                                              | 899 百万円    | 1 年内                                              | 891 百万円    |
| 1 年超                                              | 3, 425 百万円 | 1 年超                                              | 2, 613 百万円 |
| 合計                                                | 4, 324 百万円 | 合計                                                | 3, 505 百万円 |



(金融商品関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|                          | 貸借対照表計上額 |        |      |        |
|--------------------------|----------|--------|------|--------|
|                          | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 有価証券<br>其他有価証券<br>投資信託   | 6,238    | 18,045 | —    | 24,283 |
| 資産計                      | 6,238    | 18,045 | —    | 24,283 |
| デリバティブ取引(*1)<br>株式関連(*2) | △246     | —      | —    | △246   |
| 通貨関連(*3)                 | —        | △352   | —    | △352   |
| デリバティブ取引計                | △246     | △352   | —    | △599   |

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資 産

##### 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

##### 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

##### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 非上場株式  | 16       |
| 子会社株式  | 17,183   |
| 関連会社株式 | 5,183    |

### 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金        | 42,036 |             |              |      |
| 未収委託者報酬      | 21,336 |             |              |      |
| 未収収益         | 589    |             |              |      |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| 投資信託         | 1,025  | 204         | 4,520        | 10   |
| 合計           | 64,987 | 204         | 4,520        | 10   |

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### ② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

#### ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|              | 貸借対照表計上額 |        |      |        |
|--------------|----------|--------|------|--------|
|              | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託        | —        | 3,899  | —    | 3,899  |
| 有価証券         |          |        |      |        |
| その他有価証券      |          |        |      |        |
| 投資信託         | 7,785    | 18,141 | —    | 25,927 |
| 資産計          | 7,785    | 22,041 | —    | 29,827 |
| デリバティブ取引(*1) |          |        |      |        |
| 株式関連(*2)     | △309     | —      | —    | △309   |
| 通貨関連(*3)     | —        | △367   | —    | △367   |
| デリバティブ取引計    | △309     | △367   | —    | △677   |

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資 産

##### 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

##### 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

##### 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

##### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 非上場株式  | 2,540    |
| 子会社株式  | 19,011   |
| 関連会社株式 | 18,635   |

#### 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金        | 31,198 |             |              |      |
| 未収委託者報酬      | 21,592 |             |              |      |
| 未収収益         | 647    |             |              |      |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| 投資信託         | 1      | 169         | 2,483        | —    |
| 合計           | 53,440 | 169         | 2,483        | —    |

(有価証券関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式  | 17,183   |
| 関連会社株式 | 5,183    |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                              | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 投資信託 | 17,219   | 13,860 | 3,359 |
|                              | 小計   | 17,219   | 13,860 | 3,359 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 投資信託 | 7,063    | 7,459  | △395  |
|                              | 小計   | 7,063    | 7,459  | △395  |
| 合計                           |      | 24,283   | 21,319 | 2,963 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類   | 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|--------|---------|---------|
| 投資信託 | 11,194 | 1,349   | △221    |
| 合計   | 11,194 | 1,349   | △221    |



第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式  | 19,011   |
| 関連会社株式 | 18,635   |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                              | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 投資信託 | 24,313   | 17,701 | 6,611 |
|                              | 小計   | 24,313   | 17,701 | 6,611 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 投資信託 | 1,613    | 1,769  | △156  |
|                              | 小計   | 1,613    | 1,769  | △156  |
| 合計                           |      | 25,927   | 19,471 | 6,455 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類   | 売却額   | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 投資信託 | 8,145 | 1,057   | △167    |
| 合計   | 8,145 | 1,057   | △167    |

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

|            | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額 |
|------------|----------|-----------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 3,899    | 399                   |

(デリバティブ取引関係)

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |                | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 10,970        | —                         | △ 246       | △ 246         |
| 合計   |                | 10,970        | —                         | △ 246       | △ 246         |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

| 種類            |                              | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|---------------|------------------------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引<br>以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>シンガポール<br>ドル | 3,275         | —                         | △ 24        | △ 24          |
| 合計            |                              | 3,275         | —                         | △ 24        | △ 24          |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的処理<br>方法 | 為替予約取引<br>売建 | 投資有価証券  |               |                         |             |
|             | 米ドル          |         | 6,132         | —                       | △280        |
|             | 豪ドル          |         | 105           | —                       | 0           |
|             | 香港ドル         |         | 699           | —                       | △34         |
|             | 人民元          |         | 5,822         | —                       | △1          |
|             | ユーロ          |         | 234           | —                       | △10         |
| 合計          |              |         | 12,994        | —                       | △328        |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |                | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 15,077        | —                         | △ 309       | △ 309         |
| 合計   |                | 15,077        | —                         | △ 309       | △ 309         |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的処理<br>方法 | 為替予約取引<br>売建 | 投資有価証券  |               |                         |             |
|             | 米ドル          |         | 6,465         | —                       | △268        |
|             | 豪ドル          |         | 84            | —                       | △2          |
|             | 香港ドル         |         | 542           | —                       | △17         |
|             | 人民元          |         | 2,979         | —                       | △17         |
|             | ユーロ          |         | 2,172         | —                       | △60         |
| 合計          |              |         | 12,243        | —                       | △367        |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

| 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |        | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |        |
|---------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------|--------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)                 |        | 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)                 |        |
| (1) 関連会社に対する投資の金額                                 | 5,326  | (1) 関連会社に対する投資の金額                                 | 5,342  |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                              | 16,722 | (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                              | 17,691 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                            | 2,185  | (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                            | 2,474  |

(退職給付関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              | (百万円) |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,352 |
| 勤務費用         | 133   |
| 利息費用         | 4     |
| 数理計算上の差異の発生額 | △16   |
| 退職給付の支払額     | △107  |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,366 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務          | 1,366 |
| 未積立退職給付債務       | 1,366 |
| 未認識数理計算上の差異     | 58    |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,424 |
| 退職給付引当金         | 1,424 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,424 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 勤務費用            | 133 |
| 利息費用            | 4   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | △1  |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 136 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              | (百万円) |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,366 |
| 勤務費用         | 134   |
| 利息費用         | 8     |
| 数理計算上の差異の発生額 | 9     |
| 退職給付の支払額     | △110  |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,407 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務          | 1,407 |
| 未積立退職給付債務       | 1,407 |
| 未認識数理計算上の差異     | 40    |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,448 |
| 退職給付引当金         | 1,448 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,448 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 勤務費用            | 134 |
| 利息費用            | 8   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | △7  |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 134 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

|                              | 2016 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      | 2016 年度ストックオプション(2)                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 16 名                                                                                                                                                                                                                | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 31 名                                                                                                                                                                                                                |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 4, 437, 000 株                                                                                                                                                                                                                       | 普通株式 4, 409, 000 株                                                                                                                                                                                                                       |
| 付与日                          | 2016 年 7 月 15 日                                                                                                                                                                                                                          | 2017 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利確定条件                       | 2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 | 2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間                       | 2018 年 7 月 15 日から<br>2026 年 7 月 31 日まで                                                                                                                                                                                                   | 2019 年 4 月 27 日から<br>2027 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   |

|                              | 2017 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 36 名                                                                                                                                                                                                                |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 4, 422, 000 株                                                                                                                                                                                                                       |
| 付与日                          | 2018 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利確定条件                       | 2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間                       | 2020 年 4 月 27 日から<br>2028 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

|          | 2016 年度ストックオプション(1) | 2016 年度ストックオプション(2) |
|----------|---------------------|---------------------|
| 付与日      | 2016 年 7 月 15 日     | 2017 年 4 月 27 日     |
| 権利確定前(株) |                     |                     |
| 期首       | 88,000              | 816,000             |
| 付与       | 0                   | 0                   |
| 失効       | 88,000              | 599,000             |
| 権利確定     | 0                   | 0                   |
| 権利未確定残   | —                   | 217,000             |
| 権利確定後(株) |                     |                     |
| 期首       | —                   | —                   |
| 権利確定     | —                   | —                   |
| 権利行使     | —                   | —                   |
| 失効       | —                   | —                   |
| 権利未行使残   | —                   | —                   |

|          | 2017 年度ストックオプション(1) |
|----------|---------------------|
| 付与日      | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利確定前(株) |                     |
| 期首       | 1,536,000           |
| 付与       | 0                   |
| 失効       | 784,000             |
| 権利確定     | 0                   |
| 権利未確定残   | 752,000             |
| 権利確定後(株) |                     |
| 期首       | —                   |
| 権利確定     | —                   |
| 権利行使     | —                   |
| 失効       | —                   |
| 権利未行使残   | —                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

|                             | 2016 年度ストックオプション(1) | 2016 年度ストックオプション(2) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2016 年 7 月 15 日     | 2017 年 4 月 27 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 558                 | 553                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   | 0                   |

|                             | 2017 年度ストックオプション(1) |
|-----------------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 694                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   |

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円



第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

|                              | 2016 年度ストックオプション(2)                                                                                                                                                                                                                      | 2017 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 31 名                                                                                                                                                                                                                | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 36 名                                                                                                                                                                                                                |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 4,409,000 株                                                                                                                                                                                                                         | 普通株式 4,422,000 株                                                                                                                                                                                                                         |
| 付与日                          | 2017 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          | 2018 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利確定条件                       | 2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 | 2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間                       | 2019 年 4 月 27 日から<br>2027 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   | 2020 年 4 月 27 日から<br>2028 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

|          | 2016 年度ストックオプション(2) | 2017 年度ストックオプション(1) |
|----------|---------------------|---------------------|
| 付与日      | 2017 年 4 月 27 日     | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利確定前(株) |                     |                     |
| 期首       | 217,000             | 752,000             |
| 付与       | 0                   | 0                   |
| 失効       | 96,000              | 406,000             |
| 権利確定     | 0                   | 0                   |
| 権利未確定残   | 121,000             | 346,000             |
| 権利確定後(株) |                     |                     |
| 期首       | —                   | —                   |
| 権利確定     | —                   | —                   |
| 権利行使     | —                   | —                   |
| 失効       | —                   | —                   |
| 権利未行使残   | —                   | —                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

|                             | 2016 年度ストックオプション(2) | 2017 年度ストックオプション(1) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2017 年 4 月 27 日     | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 553                 | 694                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   | 0                   |

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りにっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 104 百万円

## (税効果会計関係)

| 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |                                                              | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日) |                                                              |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1                           | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br><br>(単位：百万円)                   | 1                           | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br><br>(単位：百万円)                   |
|                             | 繰延税金資産                                                       |                             | 繰延税金資産                                                       |
|                             | 賞与引当金 918                                                    |                             | 賞与引当金 975                                                    |
|                             | 投資有価証券評価損 97                                                 |                             | 投資有価証券評価損 8                                                  |
|                             | 関係会社株式評価損 52                                                 |                             | 関係会社株式評価損 52                                                 |
|                             | 退職給付引当金 436                                                  |                             | 退職給付引当金 443                                                  |
|                             | 固定資産減価償却費 83                                                 |                             | 固定資産減価償却費 80                                                 |
|                             | 繰延ヘッジ損益 215                                                  |                             | 繰延ヘッジ損益 510                                                  |
|                             | その他 672                                                      |                             | その他 679                                                      |
|                             | 繰延税金資産小計 2,478                                               |                             | 繰延税金資産小計 2,750                                               |
|                             | 評価性引当金 △52                                                   |                             | 評価性引当金 △52                                                   |
|                             | 繰延税金資産合計 2,425                                               |                             | 繰延税金資産合計 2,697                                               |
|                             | 繰延税金負債                                                       |                             | 繰延税金負債                                                       |
|                             | その他有価証券評価差額金 1,028                                           |                             | その他有価証券評価差額金 2,044                                           |
|                             | その他 948                                                      |                             | その他 948                                                      |
|                             | 繰延税金負債合計 1,977                                               |                             | 繰延税金負債合計 2,992                                               |
|                             | 繰延税金資産の純額 448                                                |                             | 繰延税金負債の純額 295                                                |
| 2                           | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 2                           | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |
|                             | 法定実効税率 30.6%                                                 |                             | 法定実効税率 30.6%                                                 |
|                             | (調整)                                                         |                             | (調整)                                                         |
|                             | 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0%                                      |                             | 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2%                                      |
|                             | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △12.0%                                  |                             | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △10.9%                                  |
|                             | その他 0.8%                                                     |                             | その他 1.1%                                                     |
|                             | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 20.5%                                      |                             | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0%                                      |

(関連当事者情報)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏名                                    | 所在地         | 資本金<br>又は<br>出資金            | 事業<br>の内容           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連<br>当事者<br>との<br>関係 | 取引の内容                              | 取引金額<br>(百万円)              | 科目                | 期末残高<br>(百万円)              |
|-----|-------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------------------|-------------------|----------------------------|
| 子会社 | Nikko Asset<br>Management<br>International<br>Limited | シンガポ<br>ール国 | 232,369<br>(SGD 千)          | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                  | —                     | 資金の貸付<br>(シンガポール<br>ドル貸建)<br>(注 1) | —                          | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | 3,318<br>(SGD<br>33,000 千) |
|     |                                                       |             |                             |                     |                               |                       | 貸付金利息<br>(シンガポール<br>ドル貸建)<br>(注 1) | 103<br>(SGD<br>1,043 千)    | 未収収益              | 55<br>(SGD<br>551 千)       |
|     |                                                       |             |                             |                     |                               |                       | 資金の返済<br>(米国ドル貸建)<br>(注 2)         | 2,019<br>(USD<br>16,500 千) | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | —                          |
|     |                                                       |             |                             |                     |                               |                       | 貸付金利息<br>(米国ドル貸建)<br>(注 2)         | 3<br>(USD<br>26 千)         | 未収収益              | —                          |
| 子会社 | Nikko AM<br>Americas<br>Holding Co.,<br>Inc.          | 米国          | 131,079<br>(USD 千)<br>(注 3) | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                  | —                     | 配当の受取                              | 7,795<br>(USD<br>58,000 千) | —                 | —                          |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

|       |            |
|-------|------------|
| 資産合計  | 34,828 百万円 |
| 負債合計  | 5,655 百万円  |
| 純資産合計 | 29,173 百万円 |

|          |            |
|----------|------------|
| 営業収益     | 15,864 百万円 |
| 税引前当期純利益 | 4,191 百万円  |
| 当期純利益    | 3,159 百万円  |

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏名                                    | 所在地         | 資本金<br>又は<br>出資金            | 事業<br>の内容           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連<br>当事者<br>との<br>関係 | 取引の内容                              | 取引金額<br>(百万円)              | 科目                | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|---------------------|--------------------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------------------|-------------------|---------------|
| 子会社 | Nikko Asset<br>Management<br>International<br>Limited | シンガポ<br>ール国 | 232,369<br>(SGD 千)          | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                   | —                     | 資金の返済<br>(シンガポール<br>ドル貨建)<br>(注 1) | 3,318<br>(SGD<br>33,000 千) | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | —             |
|     |                                                       |             |                             |                     |                                |                       | 貸付金利息<br>(シンガポール<br>ドル貨建)<br>(注 1) | 22<br>(SGD<br>223 千)       | 未収収益              | —             |
|     |                                                       |             |                             |                     |                                |                       | 関係会社<br>株式の取得<br>(注 2)             | 13,412                     | —                 | —             |
| 子会社 | Nikko AM<br>Americas<br>Holding Co.,<br>Inc.          | 米国          | 131,079<br>(USD 千)<br>(注 3) | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                   | —                     | 配当の受取                              | 2,950<br>(USD<br>20,000 千) | —                 | —             |
| 子会社 | Nikko AM<br>Global<br>Holdings<br>Limited             | 英国          | 3,378                       | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                   | —                     | 増資の引受<br>(注 4)                     | 1,828                      | —                 | —             |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

|       |            |
|-------|------------|
| 資産合計  | 41,322 百万円 |
| 負債合計  | 8,314 百万円  |
| 純資産合計 | 33,008 百万円 |

|          |            |
|----------|------------|
| 営業収益     | 18,682 百万円 |
| 税引前当期純利益 | 6,005 百万円  |
| 当期純利益    | 4,538 百万円  |

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。



報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| 項目            | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|---------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額    | 522 円 22 銭                                        | 548 円 41 銭                                        |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 91 円 81 銭                                         | 43 円 14 銭                                         |

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                                   | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日)             | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日)             |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 当期純利益 (百万円)                                          | 17,826                                                        | 8,376                                                         |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円)                                   | —                                                             | —                                                             |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円)                                   | 17,826                                                        | 8,376                                                         |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株)                                    | 194,152                                                       | 194,152                                                       |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株 | 2016 年度ストックオプション (2) 121,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 346,000 株 |

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日) |
|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 純資産の部の合計額 (百万円)                   | 101,391                     | 106,475                     |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)           | —                           | —                           |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)              | 101,391                     | 106,475                     |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株) | 194,152                     | 194,152                     |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 66 期中間会計期間  
(2024 年 9 月 30 日)

|            |     |         |
|------------|-----|---------|
| 資産の部       |     |         |
| 流動資産       |     |         |
| 現金・預金      |     | 21,631  |
| 金銭の信託      |     | 13,876  |
| 有価証券       |     | 10      |
| 未収委託者報酬    |     | 17,767  |
| 未収収益       |     | 1,082   |
| その他        | ※ 2 | 5,804   |
| 流動資産合計     |     | 60,173  |
| 固定資産       |     |         |
| 有形固定資産     | ※ 1 | 335     |
| 無形固定資産     |     | 470     |
| 投資その他の資産   |     |         |
| 投資有価証券     |     | 20,253  |
| 関係会社株式     |     | 44,647  |
| 長期差入保証金    |     | 244     |
| 繰延税金資産     |     | 50      |
| 投資その他の資産合計 |     | 65,195  |
| 固定資産合計     |     | 66,001  |
| 資産合計       |     | 126,174 |

(単位：百万円)

第 66 期中間会計期間  
(2024 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

|           |         |
|-----------|---------|
| 未払金       | 8,826   |
| 未払費用      | 3,471   |
| 未払法人税等    | 2,272   |
| 未払消費税等    | ※ 3 625 |
| 関係会社短期借入金 | 6,688   |
| 賞与引当金     | 1,764   |
| 役員賞与引当金   | 120     |
| その他       | 700     |
| 流動負債合計    | 24,470  |

固定負債

|         |       |
|---------|-------|
| 退職給付引当金 | 1,489 |
| 賞与引当金   | 358   |
| 役員賞与引当金 | 72    |
| その他     | 158   |
| 固定負債合計  | 2,079 |

負債合計

26,549

純資産の部

株主資本

|         |        |
|---------|--------|
| 資本金     | 17,363 |
| 資本剰余金   |        |
| 資本準備金   | 5,220  |
| 資本剰余金合計 | 5,220  |

利益剰余金

|          |        |
|----------|--------|
| その他利益剰余金 |        |
| 繰越利益剰余金  | 76,524 |
| 利益剰余金合計  | 76,524 |

|      |        |
|------|--------|
| 自己株式 | △2,067 |
|------|--------|

|        |        |
|--------|--------|
| 株主資本合計 | 97,040 |
|--------|--------|

評価・換算差額等

|              |       |
|--------------|-------|
| その他有価証券評価差額金 | 3,213 |
| 繰延ヘッジ損益      | △629  |
| 評価・換算差額等合計   | 2,583 |

純資産合計

99,624

負債純資産合計

126,174

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |     |              |
|---------------------------------------------------------|-----|--------------|
| <hr/>                                                   |     |              |
| 営業収益                                                    |     |              |
| 委託者報酬                                                   |     | 40,928       |
| その他営業収益                                                 |     | 2,050        |
| 営業収益合計                                                  |     | <hr/> 42,979 |
| 営業費用及び一般管理費                                             | ※ 1 | 38,534       |
| 営業利益                                                    |     | <hr/> 4,444  |
| 営業外収益                                                   | ※ 2 | 3,213        |
| 営業外費用                                                   | ※ 3 | 445          |
| 経常利益                                                    |     | <hr/> 7,212  |
| 特別利益                                                    | ※ 4 | 172          |
| 特別損失                                                    | ※ 5 | 50           |
| 税引前中間純利益                                                |     | <hr/> 7,333  |
| 法人税等                                                    | ※ 6 | 2,217        |
| 中間純利益                                                   |     | <hr/> 5,116  |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 66 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：百万円)

|                               | 株主資本   |           |                 |                             |             |         |            |
|-------------------------------|--------|-----------|-----------------|-----------------------------|-------------|---------|------------|
|                               | 資本金    | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金                       |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|                               |        | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
| 当期首残高                         | 17,363 | 5,220     | 5,220           | 82,591                      | 82,591      | △ 2,067 | 103,107    |
| 当中間期変動額                       |        |           |                 |                             |             |         |            |
| 剰余金の配当                        |        |           |                 | △ 11,183                    | △ 11,183    |         | △ 11,183   |
| 中間純利益                         |        |           |                 | 5,116                       | 5,116       |         | 5,116      |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額<br>(純額) |        |           |                 |                             |             |         |            |
| 当中間期変動額合計                     | —      | —         | —               | △ 6,066                     | △ 6,066     | —       | △ 6,066    |
| 当中間期末残高                       | 17,363 | 5,220     | 5,220           | 76,524                      | 76,524      | △ 2,067 | 97,040     |

|                               | 評価・換算差額等             |             |                | 純資産合計    |
|-------------------------------|----------------------|-------------|----------------|----------|
|                               | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |          |
| 当期首残高                         | 4,523                | △ 1,155     | 3,367          | 106,475  |
| 当中間期変動額                       |                      |             |                |          |
| 剰余金の配当                        |                      |             |                | △ 11,183 |
| 中間純利益                         |                      |             |                | 5,116    |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額<br>(純額) | △ 1,310              | 525         | △ 784          | △ 784    |
| 当中間期変動額合計                     | △ 1,310              | 525         | △ 784          | △ 6,851  |
| 当中間期末残高                       | 3,213                | △ 629       | 2,583          | 99,624   |

注記事項

(重要な会計方針)

| 項目              | 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式<br/>総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券<br/>市場価格のない株式等以外のもの<br/>時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等<br/>総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託<br/>時価法</p> <p>(3) デリバティブ<br/>時価法</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2 固定資産の減価償却の方法  | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3 引当金の計上基準      | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金<br/>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |
| 4 収益の計上基準       | <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務<br/>当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ</p>                                                                                                                                                                                                                                 |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | <p>れ、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務</p> <p>当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬</p> <p>当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> |
| 5 ヘッジ会計の方法                  | <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>                                           |
| 6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理</p> <p>資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法</p> <p>税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>                                                                                                               |



## (中間貸借対照表関係)

| 第 66 期中間会計期間<br>(2024 年 9 月 30 日) |                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ 1                               | 有形固定資産の減価償却累計額<br>2,372 百万円                                                                                                                                                                                              |
| ※ 2                               | 信託資産<br>流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。                                                                                                                                                         |
| ※ 3                               | 消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。                                                                                                                                                                    |
| ※ 4                               | 保証債務<br>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド（旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 493 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。 |

## (中間損益計算書関係)

| 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ 1                                                     | 減価償却実施額<br>有形固定資産 46 百万円<br>無形固定資産 48 百万円                                                                                                                                                                |
| ※ 2                                                     | 営業外収益のうち主要なもの<br>有価証券評価益 1,788 百万円<br>受取配当金 1,170 百万円<br>為替差益 132 百万円<br>デリバティブ収益 100 百万円<br><br>有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。 |
| ※ 3                                                     | 営業外費用のうち主要なもの<br>支払利息 420 百万円                                                                                                                                                                            |
| ※ 4                                                     | 特別利益のうち主要なもの<br>投資有価証券売却益 172 百万円                                                                                                                                                                        |
| ※ 5                                                     | 特別損失のうち主要なもの<br>投資有価証券売却損 42 百万円                                                                                                                                                                         |
| ※ 6                                                     | 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。                                                                                                                                         |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首     | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末    |
|----------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 普通株式 (株) | 197,012,500 | —         | —         | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首   | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末  |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 普通株式 (株) | 2,860,000 | —         | —         | 2,860,000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                 | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |                   |                   |              | 当中間会<br>計期間末<br>残高<br>(百万円) |
|--------------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|
|                          |                          | 当事業<br>年度期首        | 当中間<br>会計期間<br>増加 | 当中間<br>会計期間<br>減少 | 当中間<br>会計期間末 |                             |
| 2016 年度<br>ストックオプション (2) | 普通株式                     | 121,000            | —                 | 121,000           | —            | —                           |
| 2017 年度<br>ストックオプション (1) | 普通株式                     | 346,000            | —                 | 154,000           | 192,000      | —                           |
| 合計                       |                          | 467,000            | —                 | 275,000           | 192,000      | —                           |

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                      | 株式の種類 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額 (円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|---------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 2024 年 5 月 29 日<br>取締役会 | 普通株式  | 11,183              | 57.60             | 2024 年 3 月 31 日 | 2024 年 6 月 25 日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

| 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |           |
|---------------------------------------------------------|-----------|
| オペレーティング・リース取引                                          |           |
| 解約不能のものに係る未経過リース料                                       |           |
| 1 年内                                                    | 862 百万円   |
| 1 年超                                                    | 2,187 百万円 |
| 合計                                                      | 3,049 百万円 |

(金融商品関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|                 | 中間貸借対照表計上額 |        |       |        |
|-----------------|------------|--------|-------|--------|
|                 | レベル 1      | レベル 2  | レベル 3 | 合計     |
| 金銭の信託           | —          | 13,876 | —     | 13,876 |
| 有価証券            |            |        |       |        |
| その他有価証券         |            |        |       |        |
| 投資信託            | 6,989      | 10,736 | —     | 17,725 |
| 資産計             | 6,989      | 24,613 | —     | 31,602 |
| デリバティブ取引(※ 1、2) |            |        |       |        |
| 株式関連            | △257       | —      | —     | △257   |
| 通貨関連            | —          | 845    | —     | 845    |
| デリバティブ取引計       | △257       | 845    | —     | 587    |

(※ 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※ 2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 257 百万円は、中間貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 890 百万円は、流動資産のその他に、△45 百万円は流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

### 株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(注２) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 中間貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式  | 2,538      |
| 子会社株式  | 26,011     |
| 関連会社株式 | 18,635     |

## (有価証券関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

### 1 子会社株式及び関連会社株式

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注２)に記載のとおりであります。

### 2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                        | 種類   | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------|------|------------|--------|-------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 投資信託 | 16,629     | 11,861 | 4,767 |
|                        | 小計   | 16,629     | 11,861 | 4,767 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託 | 1,096      | 1,294  | △198  |
|                        | 小計   | 1,096      | 1,294  | △198  |
| 合計                     |      | 17,725     | 13,156 | 4,568 |

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額 2,538 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## (金銭の信託関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

### 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

|            | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 |
|------------|----------|-------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 13,876   | △22               |

(デリバティブ取引関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |                | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 17,372        | -                         | △257        | △257          |
| 合計   |                | 17,372        | -                         | △257        | △257          |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

| 種類            |                          | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|---------------|--------------------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引<br>以外の取引 | 為替予約取引<br>買建<br>シンガポールドル | 6,688         | —                         | △45         | △45           |
| 合計            |                          | 6,688         | —                         | △45         | △45           |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|---------------------|-------------|
| 原則的<br>処理方法 | 為替予約取引<br>売建 | 投資有価証券  |               |                     |             |
|             | 米ドル          |         | 6,664         | —                   | 641         |
|             | 豪ドル          |         | 186           | —                   | 9           |
|             | ユーロ          |         | 2,374         | —                   | 171         |
|             | 香港ドル         |         | 769           | —                   | 61          |
|             | 人民元          |         | 1,456         | —                   | 6           |
| 合計          |              |         | 11,450        | —                   | 890         |

(持分法損益等)

| 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |            |
|---------------------------------------------------------|------------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等                                   |            |
| (1) 関連会社に対する投資の金額                                       | 5,341 百万円  |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                                    | 17,354 百万円 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                                  | 1,083 百万円  |

(収益認識関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目            | 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額    | 513 円 12 銭                                              |
| 1 株当たり中間純利益金額 | 26 円 35 銭                                               |

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                                  | 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 中間純利益 (百万円)                                         | 5,116                                                   |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円)                                  | —                                                       |
| 普通株式に係る中間純利益 (百万円)                                  | 5,116                                                   |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株)                                   | 194,152                                                 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要 | 2017 年度ストックオプション(1)192,000 株                            |

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                     | 第 66 期中間会計期間<br>(2024 年 9 月 30 日) |
|----------------------------------------|-----------------------------------|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)                | 99,624                            |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)                | —                                 |
| 普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)              | 99,624                            |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株) | 194,152                           |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行いません。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## <約 款>

＜追加型証券投資信託 グローバル5.5倍バランスファンド（1年決算型）＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

グローバル5.5倍バランス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、グローバル5.5倍バランス・マザーファンド受益証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

(2)投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

(3)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金5億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年12月21日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については5億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第47条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、英国証券取引所の休業日、シカゴ商品取引所の休業日、ニューヨーク商品取引所の休業日、ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第46条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第46条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託

を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、商品取引所(商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所および商品先物取引法第2条第12項に規定する外国商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
3. 商品投資等取引に係る権利(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定す

るものをいい、第24条に定めるものに限りします。)

4. 金銭債権

5. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 グローバル5.5倍バランス・マザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. コマーシャル・ペーパー

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)

11. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。)で次号に定めるもの以外のもの

12. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

13. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

14. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。)

15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号の証券ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱い、第19条から第27条まで、第29条および第34条から第36条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第27条まで、第29条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決



済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、対象資産の損益と金利、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(商品投資等取引の運用指図)

第24条 委託者は、わが国の商品取引所における金先物取引および外国の商品取引所における金先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公

社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第30条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（信託業務の委託等）

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

#### 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

##### (混蔵寄託)

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

##### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

##### (一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

##### (再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

##### (資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

##### (損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

##### (受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託

者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年12月22日から翌年12月21日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2020年2月12日から2020年12月21日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までおよび第13号に該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
  2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
  3. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
  4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
  7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
  8. 格付の取得に要する費用
  9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
  10. この信託および主要投資対象である「グローバル5.5倍バランス・マザーファンド」の運用において利用する指数の標章使用料
  11. この信託および主要投資対象である「グローバル5.5倍バランス・マザーファンド」の運用において利用する指数の指数値、構成銘柄、構成比率等の情報および投資対象市場の動向や特性等に関する情報の入手に要する費用
  12. この信託および主要投資対象である「グローバル5.5倍バランス・マザーファンド」の運用において、クリアリング機構を利用した場合に生じる諸費用（当該関連費用を受託者から請求された場合も含みます。）
  13. この信託および主要投資対象である「グローバル5.5倍バランス・マザーファンド」の運用において利用するデリバティブ取引の証拠金管理に係る費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができますものとしします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第4条に規定する信託期間の全部または一部において計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしします。
- ⑥ 委託者は、第3項に定める方法または第4項に定める方法のいずれを用いるかについて、第4条に規定する信託期間を通じて随時、見直すことができます。

（信託報酬等の額）

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の99の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（その他報酬の額）

第43条 委託者および受託者は、以下の各号により計算された額の報酬を受けることができます。

- 1. 第25条に規定する有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとしします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50の率を乗じて得た額
- 2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとしします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50の率を乗じて得た額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限りします。他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとしします。）
- ② 前項の報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、第42条および第43条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、第42条および第43条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第45条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第49条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第47条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

-129-

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、英国証券取引所の休業日、シカゴ商品取引所の休業日、ニューヨーク商品取引所の休業日、ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けられないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第51条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

もって行ないます。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該



他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第57条 この信託は、委託者が第49条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第58条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第59条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

[www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第61条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

[www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第46条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2020年2月12日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
受託者 三井住友信託銀行株式会社

◎約款変更実施予定日 2025年9月1日

追加型証券投資信託 グローバル5.5倍バランスファンド（1年決算型） 約款

第1条  
第16条  
第60条

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (信託の種類、委託者および受託者)<br>第1条<br>①この信託は証券投資信託であり、 <u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。<br>②（略）                                                                                                                                                                              | (信託の種類、委託者および受託者)<br>第1条<br>①この信託は証券投資信託であり、 <u>日興アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。<br>②（同 左）                                                                                                                                                                            |
| (運用の指図範囲等)<br>第16条<br>①委託者は、信託金を、主として <u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 <u>グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド</u> （その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。<br>(以下略) | (運用の指図範囲等)<br>第16条<br>①委託者は、信託金を、主として <u>日興アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 <u>グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド</u> （その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。<br>(同 左) |
| (公告)<br>第60条<br>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。<br><u>www.amova-am.com</u><br>②（略）                                                                                                                                                                                              | (公告)<br>第60条<br>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。<br><u>www.nikkoam.com/</u><br>②（同 左）                                                                                                                                                                                        |

※「運用報告書の交付省略」の条文に記載されている当社ホームページアドレスについて 2025 年 9 月 1 日付けで www.amova-am.com へ変更予定ですが、それ以前に当該条文に関連して法令改正が見込まれております。今後、法令改正の内容に応じて修正を行なう予定です。



2025. 3. 22

# グローバル 5.5 倍バランスファンド (予想分配金提示型)

## 愛称: ゴーゴー・バランス(予想分配金提示型)

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「グローバル 5.5 倍バランスファンド(予想分配金提示型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月21日に関東財務局長に提出しており、2025年3月22日にその効力が発生しております。

|                                  |                        |
|----------------------------------|------------------------|
| 有価証券届出書提出日                       | : 2025年3月21日           |
| 発行者名                             | : 日興アセットマネジメント株式会社     |
| 代表者の役職氏名                         | : 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ |
| 本店の所在の場所                         | : 東京都港区赤坂九丁目7番1号       |
| 有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所 | : 該当事項はありません。          |

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。

社名変更後URL: [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

  
アモーヴァ・アセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## － 目 次 －

|                           | 頁   |
|---------------------------|-----|
| 第一部【証券情報】 .....           | 1   |
| 第二部【ファンド情報】 .....         | 3   |
| 第1【ファンドの状況】 .....         | 3   |
| 第2【管理及び運営】 .....          | 37  |
| 第3【ファンドの経理状況】 .....       | 43  |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 ..... | 61  |
| 第三部【委託会社等の情報】 .....       | 62  |
| 約款 .....                  | 120 |

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

グローバル 5.5 倍バランスマネジメントファンド（予想分配金提示型）（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「ゴーゴー・バランス」および「ゴーゴー・バランス（予想分配金提示型）」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5 兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は 3.3%（税抜 3%）が上限となっております。

### (6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

2025 年 3 月 22 日から 2025 年 9 月 22 日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

※2025 年 9 月 1 日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025 年 9 月 1 日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

### (9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

主として、日本を含む世界の株式、不動産投信（REIT）、債券および金に実質的に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

###### ② ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信       | 国内     | 株式                |
|             | 海外     | 債券                |
| 追加型投信       |        | 不動産投信             |
|             | 内外     | その他資産<br>( )      |
|             |        | 資産複合              |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### ◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

###### ◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### ◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

| 投資対象資産                                                                                                                         | 決算頻度                            | 投資対象地域                               | 投資形態             | 為替ヘッジ     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|------------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                                                                                                        | 年 1 回<br>年 2 回<br>年 4 回         | グローバル<br>(含む日本)<br>日本                |                  |           |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( )                                                                                | 年 6 回<br>(隔月)<br>年 12 回<br>(毎月) | 北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア             | ファミリーファンド        | あり<br>( ) |
| 不動産投信                                                                                                                          | 日々<br>その他<br>( )                | 中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>(中東)<br>エマージング | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし        |
| その他資産<br>(投資信託証券(資<br>産複合 資産配分<br>固定型(株式、不<br>動産投資信託証<br>券、債券、その他<br>資産(株価指数先<br>物取引、不動産投<br>信指数先物取引、<br>国債先物取引、金<br>先物取引))) ) |                                 |                                      |                  |           |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型                                                                                              |                                 |                                      |                  |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、不動産投資信託証券、債券、その他資産（株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、国債先物取引、金先物取引））））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、不動産投資信託証券、債券およびその他資産（株価指数先物取引、不動産投信指数先物取引、国債先物取引、金先物取引）に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年 12 回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

### ③ ファンドの特色



**世界の株式、REIT、債券および金の4資産への分散投資により、収益の獲得をめざします。**

■ マザーファンドを通じて、主として世界(日本を含む)の資産(株式、REIT、債券、金)に実質的に投資を行ないます。



**先物取引を積極的に活用し、信託財産の純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。**

- 株式および金については、主として株価指数先物取引および金先物取引に係る権利などを通じて投資を行ないます。
- REITについては、主としてETF(上場投資信託証券)を通じて投資を行ないます。
- 債券については、主として国債先物取引に係る権利および国債を通じて投資を行ないます。
- 先物取引の買建総額と現物資産の組入総額との合計額が、信託財産の純資産総額の5.5倍相当額となるように投資を行ないます。



**毎月決算を行ないます。**

- 毎月21日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、収益分配方針に基づいて収益分配を行ないます。
- 各計算期末の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じて、原則として、以下の金額の収益分配を行なうことをめざします。

| 各計算期末の前営業日の基準価額    | 分配金額(1万口当たり、税引前) |
|--------------------|------------------|
| 11,000円未満          | 基準価額の水準等を勘案して決定  |
| 11,000円以上12,000円未満 | 200円             |
| 12,000円以上13,000円未満 | 300円             |
| 13,000円以上14,000円未満 | 400円             |
| 14,000円以上          | 500円             |

- 分配金額は、毎決算時に、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合や、基準価額水準、市場動向などによっては、委託会社の判断により上記とは異なる分配金額となる場合や、分配を行わない場合もあります。
- 基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を行なうというものではありません。
- 分配金が支払われた場合、その金額相当分、基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。
- あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

世界の株式、REIT、債券および金への分散投資にあたり、先物取引の活用によって純資産総額の5.5倍相当額の投資を行なう運用手法を「5.5倍バランス(ゴーゴー・バランス)」としています。

**基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。**

※ 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 投資対象資産と実質的な運用について

■当ファンドは、世界の株式、REIT、債券および金の4資産に、幅広く分散投資を行ないます。株式、債券および金への投資において、先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。



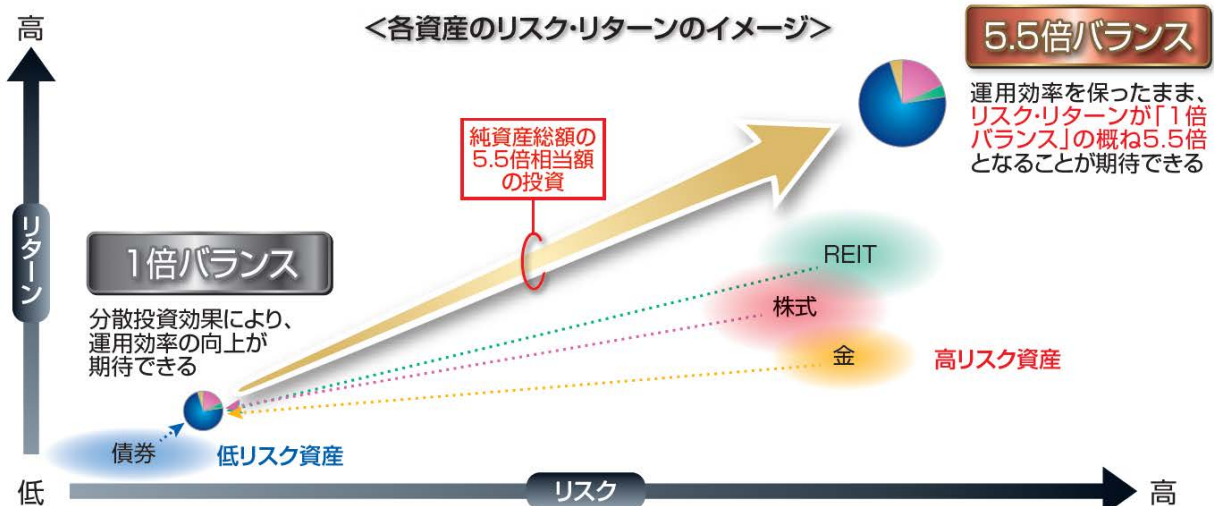
※上記はイメージ図です。

※上記の「1倍バランス」の資産配分比率は、「5.5倍バランス」の実質的な資産配分比率を5.5で除して(端数は四捨五入)計算したものであり、実在するポートフォリオではありません。

※上記は資料作成時点のものであり、投資対象資産および資産配分比率は、変更される可能性があります。

## 「5.5倍バランス」のリスク・リターンイメージ

■一般に、値動きの異なる複数の資産に分散投資を行なうことで、運用効率(リスクあたりのリターン)が向上し、価格変動リスクの低減とリターンの安定化が期待できます。さらに、当ファンドでは、運用効率を保ったまま、リスク・リターンの引き上げをめざし、先物取引などを活用して純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。



※上記は「5.5倍バランス」についてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際のリスク・リターンなどの運用成果を保証するものではありません。

※実際の累積パフォーマンスが5.5倍になる訳ではありません。



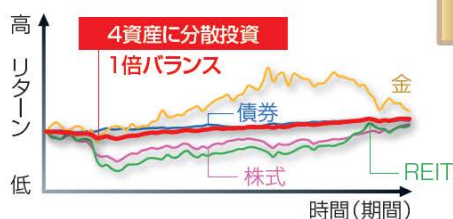
## 当ファンドの値動きのイメージ

■当ファンドでは、株式、債券および金への投資において、先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の5.5倍相当額の投資を行ないます。そのため、「1倍バランス」の運用手法に比べて、日々の基準価額の変動が大きくなります。

### 「1倍バランス」の値動きのイメージ



値動きの異なる資産を組み合わせることで、リスク(値動きのブレ)が抑制され、リターン(安定化)が期待される

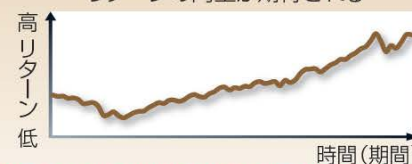


純資産総額の  
**5.5倍**相当額  
の投資

### 「5.5倍バランス」に期待される運用成果



先物取引を活用することで、「1倍バランス」に比べて、リスク(値動きのブレ)が大きくなる一方、リターン(向上)が期待される



※市況動向および設定・解約による資金動向、収益分配の影響などから、日々の値動きが、「1倍バランス」の5.5倍になるとは限りません。  
※中長期で見ると、複利の効果により、「1倍バランス」のパフォーマンスとのかい離がプラスにもマイナスにも大きくなる傾向があります。そのため、累積パフォーマンスが5.5倍になる訳ではありません。

※当ファンドのリスクについては、後述の「投資リスク」をご覧ください。

※上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

## ファンドの仕組み

■当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



※世界のREITに投資するETFについては、日興アセットマネジメントグループ\*1が運用する以下のETFを購入する場合があります。

- ・上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数)隔月分配型 <運用会社:日興アセットマネジメント>
- ・上場インデックスファンドJリート(東証REIT指数)隔月分配型(ミニ) <運用会社:日興アセットマネジメント>
- ・日興AM・ストレイトレーディング・アジア(除く日本)リート ETF\*2 <運用会社:日興アセットマネジメント アジア リミテッド\*3>

\*1 2025年9月1日、社名変更に伴ない、日興アセットマネジメントグループは「アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ」に変更となります。

\*2 2025年9月1日、日興AM・ストレイトレーディング・アジア(除く日本)リート ETFは「アモーヴァ・ストレイトレーディング・アジア(除く日本)リート ETF」に名称変更します。

\*3 2025年9月1日、日興アセットマネジメント アジア リミテッドは「アモーヴァ・アセットマネジメント・アジアリミテッド」に社名変更します。

※「グローバル5.5倍バランスファンド」の各ファンド間で、スイッチングを行なうことができる場合があります。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。

(主な投資制限)

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※詳細については、前述のファンドの特色3をご参照ください。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



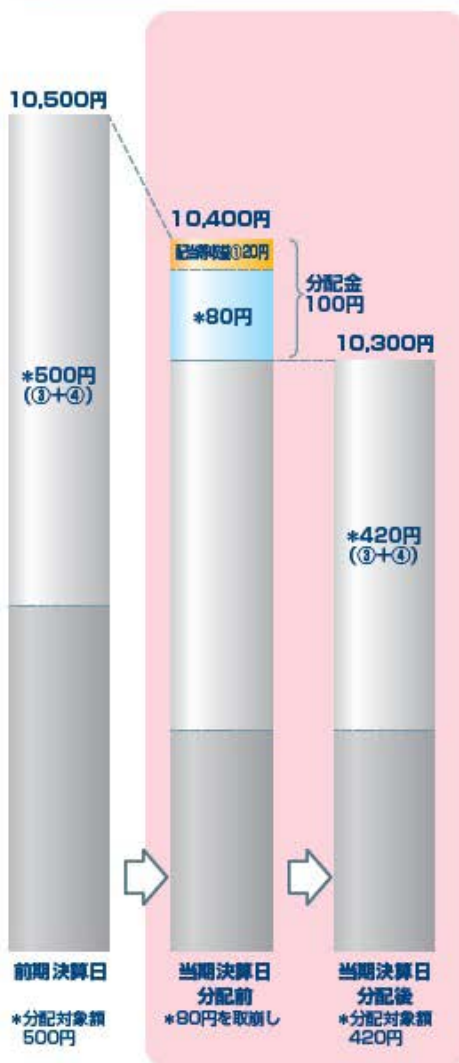
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



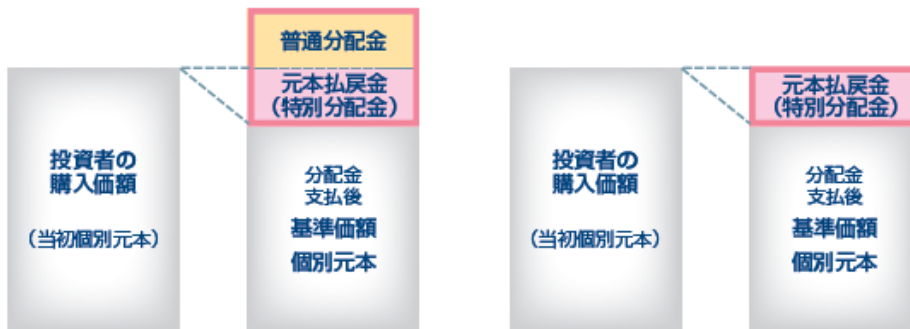
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

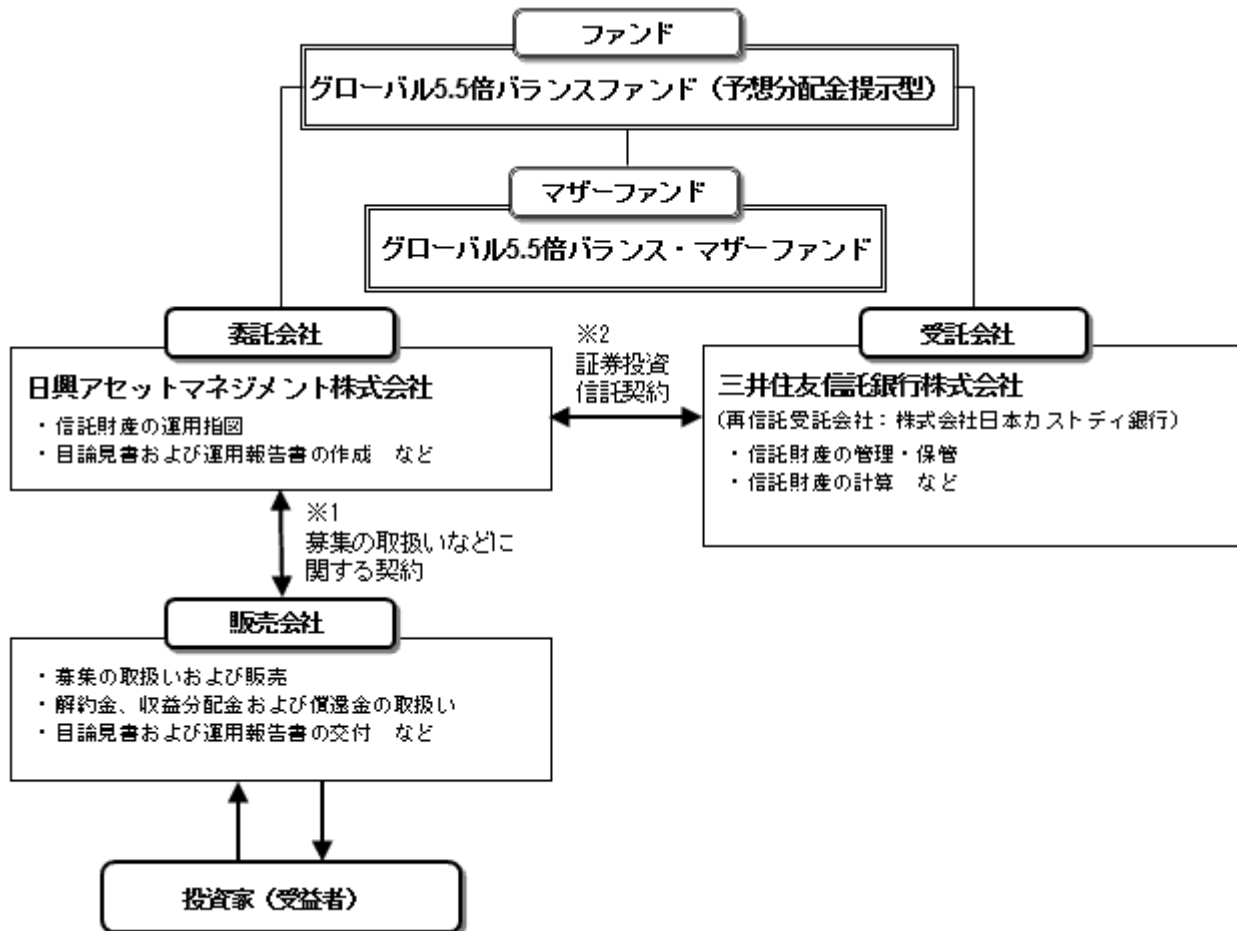
(2) 【ファンドの沿革】

2021年6月23日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2024年12月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更予定

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。

社名変更後URL：www.amova-am.com

**amova**  
アモーヴァ・アセットマネジメント



### 3) 大株主の状況

| 名 称              | 住 所                   | 所有株数          | 所有比率    |
|------------------|-----------------------|---------------|---------|
| 三井住友トラストグループ株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 | 192,211,000 株 | 97.562% |

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

- ・主として、グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド受益証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

＜グローバル 5.5 倍バランスファンド（予想分配金提示型）＞

「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限りします。）
- 3) 商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条第 10 号に規定するものをいい、約款第 24 条に定めるものに限りします。）
- 4) 金銭債権
- 5) 約束手形
- 6) 為替手形

② 主として「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) ～ 8) の証券または証書の性質を有するもの
- 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
- 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）で 12) に定めるもの以外のもの
- 12) 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
  - 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引
  - 6) 商品投資等取引
  - 7) 有価証券の貸付
  - 8) 公社債の空売
  - 9) 公社債の借入
  - 10) 外国為替予約取引
  - 11) 資金の借入

＜グローバル5.5倍バランス・マザーファンド＞

日本を含む世界の株価指数先物取引に係る権利、不動産投資信託証券、国債先物取引に係る権利および国債ならびに金先物取引に係る権利等を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1) 有価証券
  - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）
  - 3) 商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいい、約款第21条に定めるものに限ります。）
  - 4) 金銭債権
  - 5) 約束手形
  - 6) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
  - 1) 株券または新株引受権証書
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
  - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12)に定めるものの以外のもの
  - 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 金利先渡取引
  - 5) 為替先渡取引
  - 6) 商品投資等取引
  - 7) 有価証券の貸付
  - 8) 公社債の空売
  - 9) 公社債の借入
  - 10) 外国為替予約取引

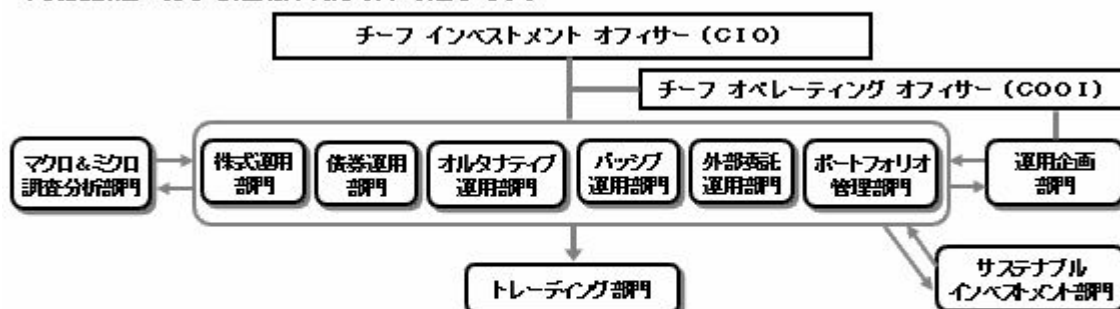
◆投資対象とするマザーファンドの概要  
 <グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド>

| 運用の基本方針   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針      | インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 主な投資対象    | 日本を含む世界の株価指数先物取引に係る権利、不動産投資信託証券、国債先物取引に係る権利および国債ならびに金先物取引に係る権利等を主要投資対象とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 投資方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、日本を含む世界の株式、不動産投信、債券および金に実質的に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。</li> <li>・世界の株式への投資にあたっては、主として株価指数先物取引に係る権利に投資します。また、世界各国の株式市場の動きをとらえる指数に連動を目指す上場投資信託証券に投資を行なう場合や上場株式に直接投資する場合があります。</li> <li>・世界の不動産投信への投資にあたっては、主として不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数に連動を目指す上場投資信託証券に投資します。また、上場不動産投信に直接投資する場合や不動産投信指数先物取引を用いる場合があります。</li> <li>・世界の債券への投資にあたっては、主として国債先物取引に係る権利および国債に投資します。</li> <li>・金への投資にあたっては、主として金先物取引に係る権利に投資します。また、金地金価格への連動を目指す上場投資信託証券に投資を行なう場合があります。</li> <li>・なお、外貨建資産部分に対して、為替変動リスクの低減を図るため、対円での為替ヘッジを行なう場合があります。</li> <li>・各投資対象資産の組入比率は、原則として、市況環境および投資対象資産のリスク水準等を勘案して決定します。また、上記にかかわらず、市況動向やファンドの状況に応じて、各種スワップ取引を行なう場合があります。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> |
| 主な投資制限    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の 5 % 以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 収益分配      | 収益分配は行ないません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ファンドに係る費用 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 信託報酬      | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 申込手数料     | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 信託財産留保額   | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| その他の費用など  | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。<br>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

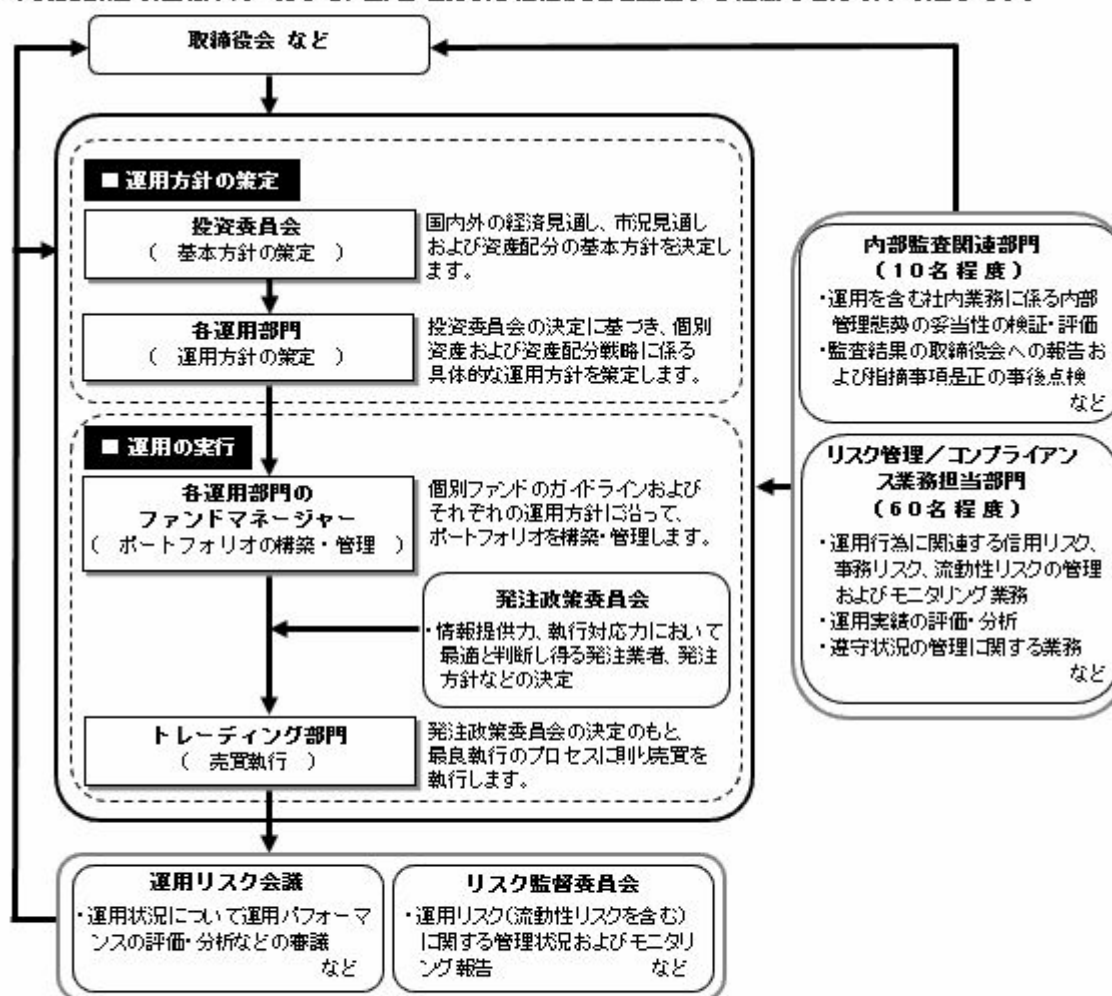
| その他  |                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | 日興アセットマネジメント株式会社<br>※2025 年 9 月 1 日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社                                                   |
| 信託期間 | 無期限（2020 年 2 月 12 日設定）                                         |
| 決算日  | 毎年 12 月 21 日（休業日の場合は翌営業日）                                      |

### (3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



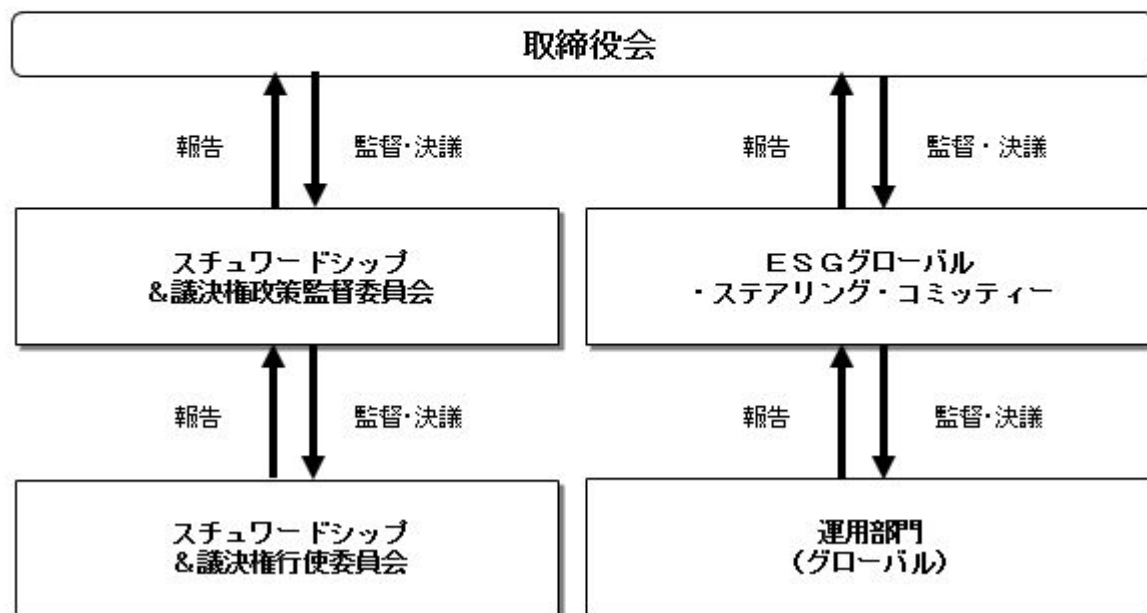
#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

#### ◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

###### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

###### 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

###### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

###### ＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

###### ＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

###### ＜グローバル5.5倍バランスファンド（予想分配金提示型）＞

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、対象資産の損益と金利、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) わが国の商品取引所における金先物取引および外国の商品取引所における金先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲



内で貸付の指図をすることができます。

イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

13) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

15) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

16) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

17) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

18) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

＜グローバル5.5倍バランス・マザーファンド＞

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

7) わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

8) わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所

におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、対象資産の損益と金利、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) わが国の商品取引所における金先物取引および外国の商品取引所における金先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 15) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

## 3【投資リスク】

### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券、上場投資信託証券および株価指数先物取引・国債先物取引・金先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、債券、上場投資信託証券および株価指数先物取引・国債先物取引・金先物取引にかかる権利の価格の下落や、債券および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産および金地金の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### ① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
  - ・一般に上場投資信託証券の価格は、連動目標とする資産価格および当該資産が関係する市況や市況の変化などの要因により変動します。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じるリスクがあります。不動産投信へ投資を行なう上場投資信託証券の価格については、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。
  - ・一般に株価指数先物取引、国債先物取引および金先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給および金利の動きなどの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
  - ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落する場合、金上場投信の価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ② 流動性リスク
- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券および先物取引にかかる権利などの取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
  - ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。
- ③ 信用リスク
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
  - ・上場投資信託証券について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も上場投資信託証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・格付を有する有価証券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
  - ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ 為替変動リスク
- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
  - ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より

低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

⑥ デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

⑦ レバレッジリスク

株価指数先物取引、国債先物取引および金先物取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、株式、債券および金地金市況の影響を大きく受けます。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

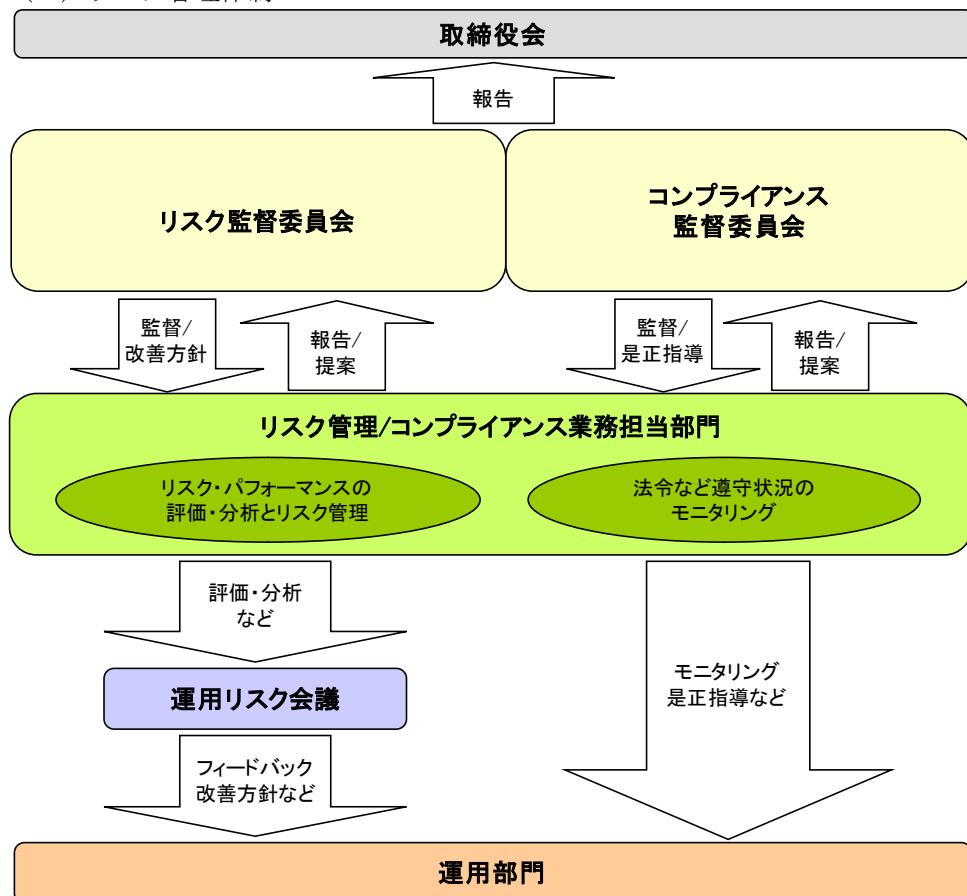
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## (2) リスク管理体制



### ■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### ■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

### ■法令など遵守状況のモニタリング

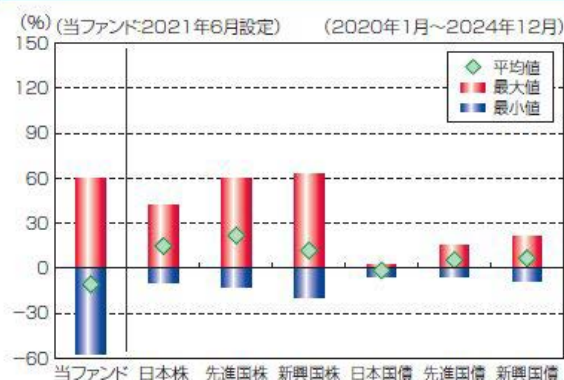
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

|     | 当ファンド  | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平均値 | -10.9% | 14.7% | 21.7%  | 11.7%  | -1.7% | 5.3%  | 6.6%  |
| 最大値 | 59.4%  | 42.1% | 59.8%  | 62.7%  | 2.3%  | 15.3% | 21.5% |
| 最小値 | -57.1% | -9.5% | -12.4% | -19.4% | -5.5% | -6.1% | -8.8% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

### <各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX (東証株価指数) 配当込み

先進国株 …… MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI 国債

先進国債 …… FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 …… JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年6月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

### TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

### MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

### JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

##### (2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬  
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.089%（税抜 0.99%）の率を乗じて得た額とします。  
※この他に、投資対象とする上場投資信託証券には運用などに係る費用がかかりますが、投資する上場投資信託証券の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。
- ② 信託報酬の配分  
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

| 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 |       |       |       |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 合計                    | 委託会社  | 販売会社  | 受託会社  |
| 0.99%                 | 0.36% | 0.60% | 0.03% |

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価                              |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                   |

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

- ③ 支払時期  
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

##### (4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）なお、①から⑦までおよび⑬に該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乘じて得た額をかかるとみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の



設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。
- ② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑧ 格付の取得に要する費用。
- ⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。
- ⑩ ファンドおよび主要投資対象である「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」の運用において利用する指数の標章使用料。
- ⑪ ファンドおよび主要投資対象である「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」の運用において利用する指数の指数値、構成銘柄、構成比率等の情報および投資対象市場の動向や特性等に関する情報の入手に要する費用。
- ⑫ ファンドおよび主要投資対象である「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」の運用において、クリアリング機構を利用した場合に生じる諸費用（当該関連費用を受託会社から請求された場合も含みます。）
- ⑬ ファンドおよび主要投資対象である「グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド」の運用において利用するデリバティブ取引の証拠金管理に係る費用

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
  - ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
  - ③ 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として收受する規定のあるものに限ります。）における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）に 0.55（税抜 0.5）を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は 4：1 とし、信託報酬と同時期に支払います。
- なお、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、上記に関連する報酬はかかりません。

#### <投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

- ・当ファンドは、NISA の対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

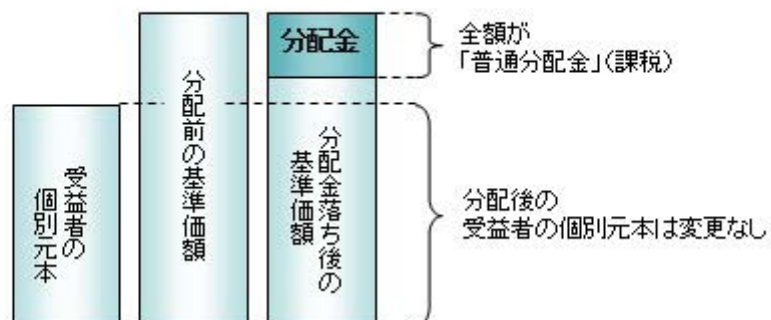
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

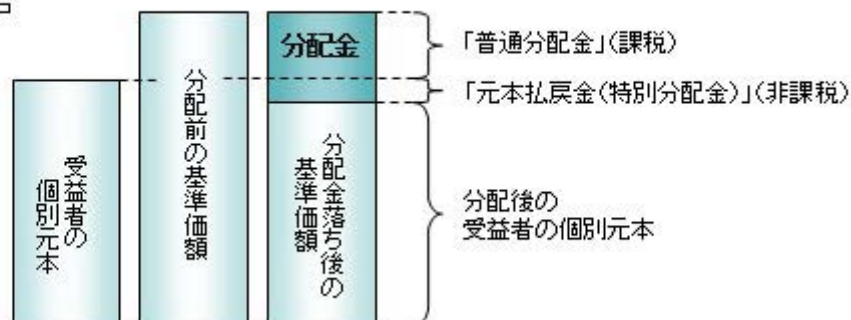
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## <分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 3 月 21 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2024年6月22日~2024年12月23日

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.24%     | 1.09%      | 0.15%     |

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※ファンド(実質的な保有も含みます)がETF(上場投資信託)等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【グローバル5．5倍バランスファンド（予想分配金提示型）】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。  
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類                 | 国・地域 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券             | 日本   | 1,447,030,707 | 97.45   |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | —    | 37,877,952    | 2.55    |
| 合計（純資産総額）             |      | 1,484,908,659 | 100.00  |

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類        | 銘柄名                   | 数量又は<br>額面総額  | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|------|-----------|-----------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本   | 親投資信託受益証券 | グローバル5．5倍バランス・マザーファンド | 1,679,274,350 | 0.8728          | 1,465,670,653   | 0.8617          | 1,447,030,707   | 97.45           |

ロ. 種類別の投資比率

| 種類        | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 97.45   |
| 合 計       | 97.45   |

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

| 期別                    | 純資産総額 (百万円) |       | 1口当たり純資産額 (円) |        |
|-----------------------|-------------|-------|---------------|--------|
|                       | 分配落ち        | 分配付き  | 分配落ち          | 分配付き   |
| 第1特定期間末 (2021年12月21日) | 2,995       | 3,023 | 1.0435        | 1.0535 |
| 第2特定期間末 (2022年6月21日)  | 1,678       | 1,678 | 0.5428        | 0.5428 |
| 第3特定期間末 (2022年12月21日) | 1,488       | 1,488 | 0.4650        | 0.4650 |
| 第4特定期間末 (2023年6月21日)  | 1,730       | 1,730 | 0.5332        | 0.5332 |
| 第5特定期間末 (2023年12月21日) | 1,836       | 1,836 | 0.5598        | 0.5598 |
| 第6特定期間末 (2024年6月21日)  | 1,759       | 1,759 | 0.5827        | 0.5827 |
| 第7特定期間末 (2024年12月23日) | 1,515       | 1,515 | 0.5873        | 0.5873 |
| 2023年12月末日            | 1,880       | —     | 0.5748        | —      |
| 2024年1月末日             | 1,755       | —     | 0.5452        | —      |
| 2月末日                  | 1,737       | —     | 0.5389        | —      |
| 3月末日                  | 1,891       | —     | 0.5876        | —      |
| 4月末日                  | 1,714       | —     | 0.5378        | —      |
| 5月末日                  | 1,664       | —     | 0.5342        | —      |
| 6月末日                  | 1,718       | —     | 0.5744        | —      |
| 7月末日                  | 1,710       | —     | 0.5868        | —      |
| 8月末日                  | 1,784       | —     | 0.6247        | —      |
| 9月末日                  | 1,863       | —     | 0.6635        | —      |
| 10月末日                 | 1,724       | —     | 0.6265        | —      |
| 11月末日                 | 1,689       | —     | 0.6301        | —      |
| 12月末日                 | 1,484       | —     | 0.5799        | —      |

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

| 期      | 期間                     | 1口当たりの分配金 (円) |
|--------|------------------------|---------------|
| 第1特定期間 | 2021年6月23日～2021年12月21日 | 0.0600        |
| 第2特定期間 | 2021年12月22日～2022年6月21日 | 0.0000        |
| 第3特定期間 | 2022年6月22日～2022年12月21日 | 0.0000        |
| 第4特定期間 | 2022年12月22日～2023年6月21日 | 0.0000        |
| 第5特定期間 | 2023年6月22日～2023年12月21日 | 0.0000        |
| 第6特定期間 | 2023年12月22日～2024年6月21日 | 0.0000        |
| 第7特定期間 | 2024年6月22日～2024年12月23日 | 0.0000        |

### ③【収益率の推移】

| 期        | 期間                               | 収益率 (%) |
|----------|----------------------------------|---------|
| 第 1 特定期間 | 2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 21 日 | 10.35   |
| 第 2 特定期間 | 2021 年 12 月 22 日～2022 年 6 月 21 日 | △47.98  |
| 第 3 特定期間 | 2022 年 6 月 22 日～2022 年 12 月 21 日 | △14.33  |
| 第 4 特定期間 | 2022 年 12 月 22 日～2023 年 6 月 21 日 | 14.67   |
| 第 5 特定期間 | 2023 年 6 月 22 日～2023 年 12 月 21 日 | 4.99    |
| 第 6 特定期間 | 2023 年 12 月 22 日～2024 年 6 月 21 日 | 4.09    |
| 第 7 特定期間 | 2024 年 6 月 22 日～2024 年 12 月 23 日 | 0.79    |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

### （４）【設定及び解約の実績】

| 期        | 期間                               | 設定口数（口）       | 解約口数（口）     |
|----------|----------------------------------|---------------|-------------|
| 第 1 特定期間 | 2021 年 6 月 23 日～2021 年 12 月 21 日 | 3,116,732,089 | 246,344,881 |
| 第 2 特定期間 | 2021 年 12 月 22 日～2022 年 6 月 21 日 | 464,532,009   | 242,808,267 |
| 第 3 特定期間 | 2022 年 6 月 22 日～2022 年 12 月 21 日 | 256,793,400   | 148,595,383 |
| 第 4 特定期間 | 2022 年 12 月 22 日～2023 年 6 月 21 日 | 196,414,230   | 151,544,970 |
| 第 5 特定期間 | 2023 年 6 月 22 日～2023 年 12 月 21 日 | 311,932,368   | 277,459,868 |
| 第 6 特定期間 | 2023 年 12 月 22 日～2024 年 6 月 21 日 | 154,819,166   | 414,210,781 |
| 第 7 特定期間 | 2024 年 6 月 22 日～2024 年 12 月 23 日 | 64,422,919    | 504,330,206 |

(注)第 1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

## グローバル 5. 5 倍バランス・マザーファンド

以下の運用状況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

| 資産の種類                 | 国・地域    | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------|----------------|---------|
| 国債証券                  | 日本      | 3,803,880,500  | 28.32   |
| 投資信託受益証券              | 日本      | 315,674,100    | 2.35    |
|                       | アメリカ    | 2,172,973,429  | 16.18   |
|                       | アイルランド  | 346,795,938    | 2.58    |
|                       | オーストラリア | 457,784,167    | 3.41    |
|                       | シンガポール  | 140,688,353    | 1.05    |
| 小計                    |         | 3,433,915,987  | 25.57   |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | —       | 6,194,286,676  | 46.12   |
| 合計（純資産総額）             |         | 13,432,083,163 | 100.00  |

### その他の資産の投資状況

| 資産の種類    | 建別 | 国・地域 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|----------|----|------|----------------|---------|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本   | 975,275,000    | 7.26    |
|          | 買建 | アメリカ | 10,689,432,677 | 79.58   |
|          | 買建 | ドイツ  | 1,361,223,293  | 10.13   |
|          | 買建 | イギリス | 519,362,592    | 3.87    |
| 債券先物取引   | 買建 | 日本   | 5,108,400,000  | 38.03   |
|          | 買建 | アメリカ | 27,370,975,678 | 203.77  |
|          | 買建 | ドイツ  | 15,369,566,024 | 114.42  |
|          | 買建 | イギリス | 2,851,367,500  | 21.23   |
| その他先物取引  | 買建 | アメリカ | 3,413,774,324  | 25.42   |

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

| 資産の種類  | 建別 | 国・地域 | 時価合計（円）     | 投資比率（％） |
|--------|----|------|-------------|---------|
| 為替予約取引 | 買建 | —    | 134,492,040 | 1.00    |

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

### 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

| 国・地域 | 種類           | 銘柄名                         | 数量又は<br>額面総額 | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 利率<br>(％) | 償還期限 | 投資<br>比率<br>(％) |
|------|--------------|-----------------------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------|-----------------|
| アメリカ | 投資信託<br>受益証券 | VANGUARD REAL<br>ESTATE-ETF | 154,787      | 14,130.21       | 2,187,174,269   | 14,038.47       | 2,172,973,429   | —         | —    | 16.18           |

|         |              |                                             |               |          |             |          |             |       |            |      |
|---------|--------------|---------------------------------------------|---------------|----------|-------------|----------|-------------|-------|------------|------|
| 日本      | 国債証券         | 第372回利付国債<br>(10年)                          | 1,000,000,000 | 98.86    | 988,690,000 | 98.55    | 985,560,000 | 0.800 | 2033/9/20  | 7.34 |
| 日本      | 国債証券         | 第373回利付国債<br>(10年)                          | 600,000,000   | 96.90    | 581,400,000 | 96.59    | 579,558,000 | 0.600 | 2033/12/20 | 4.31 |
| 日本      | 国債証券         | 第375回利付国債<br>(10年)                          | 550,000,000   | 100.69   | 553,806,000 | 100.38   | 552,123,000 | 1.100 | 2034/6/20  | 4.11 |
| 日本      | 国債証券         | 第370回利付国債<br>(10年)                          | 500,000,000   | 96.93    | 484,665,000 | 96.61    | 483,065,000 | 0.500 | 2033/3/20  | 3.60 |
| 日本      | 国債証券         | 第364回利付国債<br>(10年)                          | 500,000,000   | 95.61    | 478,075,000 | 95.36    | 476,815,000 | 0.100 | 2031/9/20  | 3.55 |
| オーストラリア | 投資信託<br>受益証券 | VANGUARD AU PROP<br>SEC IDX-ETF             | 46,945        | 9,439.25 | 443,125,825 | 9,751.49 | 457,784,167 | —     | —          | 3.41 |
| 日本      | 国債証券         | 第374回利付国債<br>(10年)                          | 400,000,000   | 98.30    | 393,236,000 | 98.02    | 392,100,000 | 0.800 | 2034/3/20  | 2.92 |
| アイルランド  | 投資信託<br>受益証券 | ISHARES UK<br>PROPERTY-ETF                  | 434,002       | 794.23   | 344,701,342 | 799.06   | 346,795,938 | —     | —          | 2.58 |
| 日本      | 国債証券         | 第363回利付国債<br>(10年)                          | 350,000,000   | 95.86    | 335,510,000 | 95.61    | 334,659,500 | 0.100 | 2031/6/20  | 2.49 |
| 日本      | 投資信託<br>受益証券 | 上場インデックスフ<br>ァンドJリート(東<br>証REIT指数)隔<br>月分配型 | 186,900       | 1,656.5  | 309,599,850 | 1,689    | 315,674,100 | —     | —          | 2.35 |
| シンガポール  | 投資信託<br>受益証券 | NIKKOAM-<br>STRAITSTRADING<br>ASIA-ETF      | 1,568,210     | 88.66    | 139,043,944 | 89.71    | 140,688,353 | —     | —          | 1.05 |

## ロ. 種類別の投資比率

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 国債証券     | 28.32   |
| 投資信託受益証券 | 25.57   |
| 合 計      | 53.88   |

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

| 資産の<br>種類        | 地域   | 取引所                            | 名称                           | 建別 | 数量  | 通貨   | 契約額等<br>(各通貨) | 契約額等 (円)       | 評価額<br>(各通貨)  | 評価額 (円)        | 投資<br>比率<br>(%) |
|------------------|------|--------------------------------|------------------------------|----|-----|------|---------------|----------------|---------------|----------------|-----------------|
| 株価指<br>数先物<br>取引 | 日本   | 大阪取引所                          | 東証株価指数先物<br>2025年03月         | 買建 | 35  | 日本円  | 954,800,000   | 954,800,000    | 975,275,000   | 975,275,000    | 7.26            |
|                  | アメリカ | シカゴ商業<br>取引所                   | SP EMINI2503                 | 買建 | 199 | 米ドル  | 59,719,925    | 9,446,497,736  | 59,968,650    | 9,485,841,057  | 70.62           |
|                  | アメリカ | ニューヨーク<br>証券取引<br>所            | MINMSCIE2503                 | 買建 | 140 | 米ドル  | 7,616,700     | 1,204,809,606  | 7,609,000     | 1,203,591,620  | 8.96            |
|                  | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ<br>金融先物取<br>引所      | EUSTX50 2503                 | 買建 | 168 | ユーロ  | 8,225,280     | 1,356,513,178  | 8,253,840     | 1,361,223,293  | 10.13           |
|                  | イギリス | ロンドン国<br>際金融先物<br>オプション<br>取引所 | FTSE100 2503                 | 買建 | 32  | 英ポンド | 2,600,320     | 517,515,686    | 2,609,600     | 519,362,592    | 3.87            |
| 債券先<br>物取引       | 日本   | 大阪取引所                          | 東証長期国債標準<br>物先物 2025<br>年03月 | 買建 | 36  | 日本円  | 5,123,081,650 | 5,123,081,650  | 5,108,400,000 | 5,108,400,000  | 38.03           |
|                  | アメリカ | シカゴ商品<br>取引所                   | TNOTE2Y 2503                 | 買建 | 403 | 米ドル  | 82,779,062.5  | 13,093,992,107 | 82,759,830.14 | 13,090,949,932 | 97.46           |



|         |      |                    |              |    |     |      |               |               |              |               |       |
|---------|------|--------------------|--------------|----|-----|------|---------------|---------------|--------------|---------------|-------|
|         | アメリカ | シカゴ商品取引所           | TNOTE10Y2503 | 買建 | 568 | 米ドル  | 61,894,453.19 | 9,790,464,606 | 61,592,500   | 9,742,701,650 | 72.53 |
|         | アメリカ | シカゴ商品取引所           | TBOND30Y2503 | 買建 | 242 | 米ドル  | 29,084,906.25 | 4,600,650,470 | 28,684,562.5 | 4,537,324,096 | 33.78 |
|         | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所  | FBTP10Y 2503 | 買建 | 162 | ユーロ  | 19,537,060    | 3,222,051,935 | 19,415,700   | 3,202,037,244 | 23.84 |
|         | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所  | BUND10Y 2503 | 買建 | 170 | ユーロ  | 22,803,400    | 3,760,736,728 | 22,613,400   | 3,729,401,928 | 27.76 |
|         | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所  | BUXL30Y 2503 | 買建 | 32  | ユーロ  | 4,295,680     | 708,443,545   | 4,206,720    | 693,772,262   | 5.17  |
|         | ドイツ  | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所  | OAT10Y 2503  | 買建 | 381 | ユーロ  | 47,345,880    | 7,808,282,530 | 46,958,250   | 7,744,354,590 | 57.66 |
|         | イギリス | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | GILT10Y 2503 | 買建 | 156 | 英ポンド | 14,494,880    | 2,884,771,017 | 14,327,040   | 2,851,367,500 | 21.23 |
| その他先物取引 | アメリカ | ニューヨーク商品取引所        | GOLD100 2502 | 買建 | 82  | 米ドル  | 21,689,820    | 3,430,895,727 | 21,581,580   | 3,413,774,324 | 25.42 |

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

| 資産の種類  | 名称  | 建別 | 数量         | 契約額等 (円)    | 評価額 (円)     | 投資比率 (%) |
|--------|-----|----|------------|-------------|-------------|----------|
| 為替予約取引 | 米ドル | 買建 | 851,000.00 | 134,448,894 | 134,492,040 | 1.00     |

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………5,799円

純資産総額……………14.84億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2024年8月 | 2024年9月 | 2024年10月 | 2024年11月 | 2024年12月 | 直近1年間累計 | 設定来累計 |
|---------|---------|----------|----------|----------|---------|-------|
| 0円      | 0円      | 0円       | 0円       | 0円       | 0円      | 600円  |

## 主要な資産の状況

### <資産構成比>

| 資産     | 比率     | 組入上位銘柄               | 国・地域    | 比率    |
|--------|--------|----------------------|---------|-------|
| 世界株式   | 98.3%  | 米国株先物ミニ(S&P500)      | 米国      | 68.8% |
|        |        | 欧州株先物(ユーロ・ストックス50)   | 欧州      | 9.9%  |
|        |        | 新興国株先物ミニ(MSCI EM)    | 新興国     | 8.7%  |
| 世界REIT | 24.9%  | VANGUARD REAL ES-ETF | 米国      | 15.8% |
|        |        | VANGUARD AU PROP-ETF | オーストラリア | 3.3%  |
|        |        | ISHARES UK PROPE-ETF | 英国      | 2.5%  |
| 先進国国債  | 395.4% | 米国国債先物2年             | 米国      | 95.0% |
|        |        | 米国国債先物10年            | 米国      | 70.7% |
|        |        | フランス国債先物10年          | フランス    | 56.2% |
| 金      | 24.8%  | 金先物                  | 米国      | 24.8% |
| 合計     | 543.3% |                      |         |       |
| 現金その他  | 47.5%  |                      |         |       |

### <通貨別構成比>

| 通貨名       | 比率    |
|-----------|-------|
| アメリカドル    | 34.1% |
| ユーロ       | 3.7%  |
| オーストラリアドル | 3.4%  |
| シンガポールドル  | 1.0%  |
| イギリスポンド   | 0.2%  |
| 日本円その他    | 57.6% |

※比率は当ファンドの純資産総額比で、先物取引による建玉は含みません。

※比率は当ファンドの純資産総額比です。

※先物取引にかかる証拠金は「現金その他」に含まれます。

※当ファンドはグローバル5.5倍バランスマザーファンド受益証券を通じて、主な投資対象ごとに次の資産へ投資を行います。

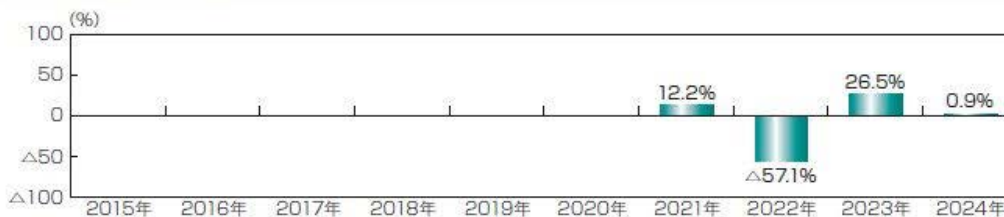
世界株式：世界の株価指数先物取引に係る権利など

世界REIT：世界の不動産投資信託など

先進国国債：世界の国債先物取引に係る権利など

金：世界の金先物取引に係る権利など

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2021年は、設定時から2021年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

##### ＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受け取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります。

##### ＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

#### (3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休業日

●英国証券取引所の休業日

●シカゴ商品取引所の休業日

●ニューヨーク商品取引所の休業日

●ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日

●ニューヨークの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

#### (6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

#### (7) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

#### (8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所<sup>\*1</sup>における取引の停止、商品取引所<sup>\*2</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※1 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

※2 商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所および商品先物取引法第2条第12項に規定する外国商品市場をいいます。

#### (10) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

#### (11) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引と

なる措置の適用を受けることができます場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- 英国証券取引所の休業日
- シカゴ商品取引所の休業日
- ニューヨーク商品取引所の休業日
- ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

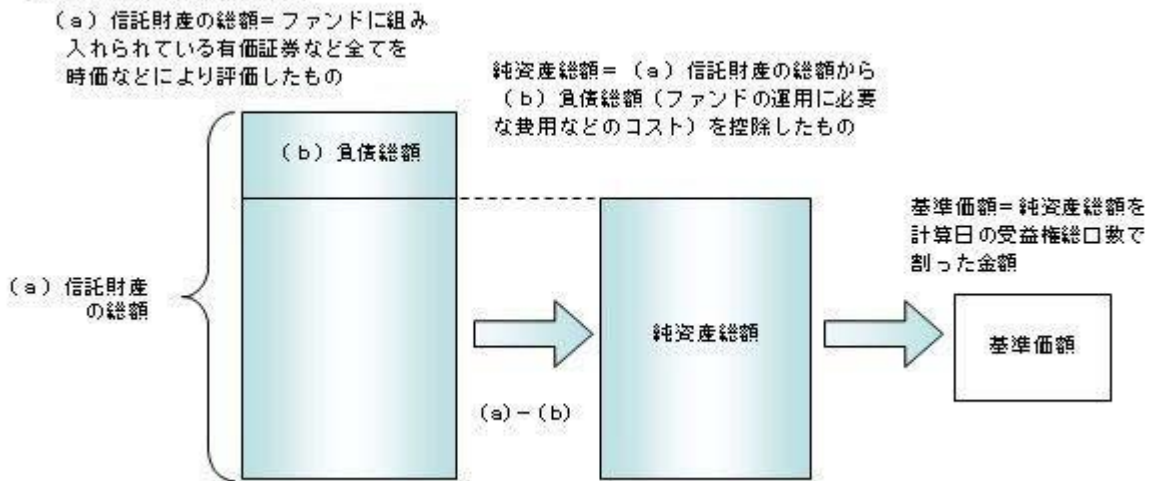
## 3【資産管理等の概要】

## (1) 【資産の評価】

### ① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### <基準価額算出の流れ>



### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### <主な資産の評価方法>

##### ◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### ◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

##### ◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### ◇海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

##### ◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日\*における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

\*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

##### ◇有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

##### ◇有価証券先物取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

##### ◇商品投資等取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

##### ◇商品投資等取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

##### ◇国内上場投資信託証券

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### ◇海外上場投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

※2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2029年12月21日までとします（2021年6月23日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月22日から翌月21日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きま



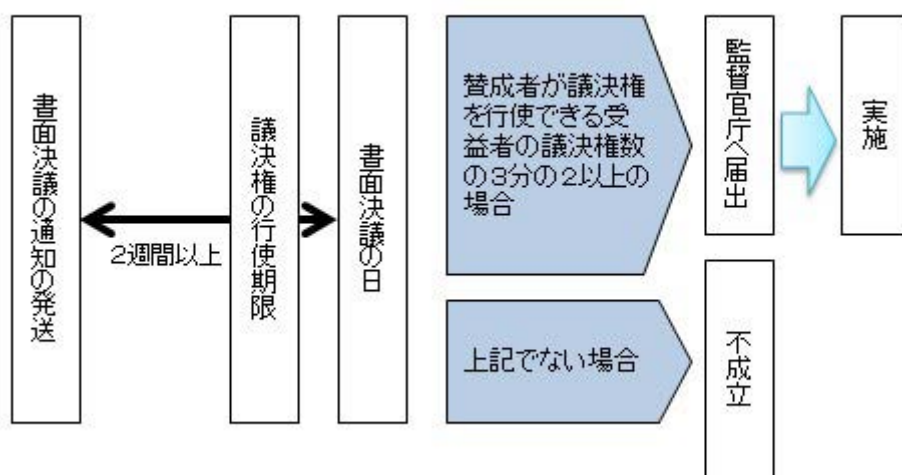
す。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

#### ④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

#### <書面決議の主な流れ>



#### ⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

※2025年9月1日より [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com) に変更いたしますが、それ以前に本項に関連して法令改正が見込まれております。今後、法令改正の内容に応じて修正を行なう予定です。

#### ⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が、収益分配金および信託終了による償還金について、民法第 166 条第 1 項第 1 号または第 2 号に規定する期間が経過する日までにその支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

##### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2024年6月22日から2024年12月23日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年3月5日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル5.5倍バランスファンド（予想分配金提示型）の2024年6月22日から2024年12月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル5.5倍バランスファンド（予想分配金提示型）の2024年12月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【グローバル 5. 5 倍バランズファンド（予想分配金提示型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 前期<br>2024 年 6 月 21 日現在 | 当期<br>2024 年 12 月 23 日現在 |
|-----------------|-------------------------|--------------------------|
| 資産の部            |                         |                          |
| 流動資産            |                         |                          |
| コール・ローン         | 45,316,716              | 42,334,577               |
| 親投資信託受益証券       | 1,720,897,501           | 1,476,939,632            |
| 未収入金            | -                       | 28,365,626               |
| 未収利息            | 107                     | 274                      |
| 流動資産合計          | 1,766,214,324           | 1,547,640,109            |
| 資産合計            | 1,766,214,324           | 1,547,640,109            |
| 負債の部            |                         |                          |
| 流動負債            |                         |                          |
| 未払解約金           | 3,186,883               | 29,697,224               |
| 未払受託者報酬         | 48,474                  | 47,896                   |
| 未払委託者報酬         | 1,551,556               | 1,532,974                |
| その他未払費用         | 1,598,499               | 849,011                  |
| 流動負債合計          | 6,385,412               | 32,127,105               |
| 負債合計            | 6,385,412               | 32,127,105               |
| 純資産の部           |                         |                          |
| 元本等             |                         |                          |
| 元本              | 3,020,259,112           | 2,580,351,825            |
| 剰余金             |                         |                          |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △1,260,430,200          | △1,064,838,821           |
| （分配準備積立金）       | 88,367,555              | 83,804,561               |
| 元本等合計           | 1,759,828,912           | 1,515,513,004            |
| 純資産合計           | 1,759,828,912           | 1,515,513,004            |
| 負債純資産合計         | 1,766,214,324           | 1,547,640,109            |

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                            | 前期<br>自 2023 年 12 月 22 日<br>至 2024 年 6 月 21 日 | 当期<br>自 2024 年 6 月 22 日<br>至 2024 年 12 月 23 日 |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 営業収益                                       |                                               |                                               |
| 受取利息                                       | 10,240                                        | 46,148                                        |
| 有価証券売買等損益                                  | 77,932,343                                    | 36,294,648                                    |
| 営業収益合計                                     | 77,942,583                                    | 36,340,796                                    |
| 営業費用                                       |                                               |                                               |
| 支払利息                                       | 584                                           | -                                             |
| 受託者報酬                                      | 291,688                                       | 290,828                                       |
| 委託者報酬                                      | 9,335,990                                     | 9,308,396                                     |
| その他費用                                      | 883,966                                       | 881,354                                       |
| 営業費用合計                                     | 10,512,228                                    | 10,480,578                                    |
| 営業利益又は営業損失 (△)                             | 67,430,355                                    | 25,860,218                                    |
| 経常利益又は経常損失 (△)                             | 67,430,355                                    | 25,860,218                                    |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)                           | 67,430,355                                    | 25,860,218                                    |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) | 995,018                                       | 490,938                                       |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                           | △1,443,579,842                                | △1,260,430,200                                |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                             | 185,979,360                                   | 194,152,430                                   |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | 185,979,360                                   | 194,152,430                                   |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                    | -                                             | -                                             |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                             | 69,265,055                                    | 23,930,331                                    |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | -                                             | -                                             |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                    | 69,265,055                                    | 23,930,331                                    |
| 分配金                                        | -                                             | -                                             |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)                           | △1,260,430,200                                | △1,064,838,821                                |

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                         |                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法      | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。                                                                                                                                                            |
| 2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 当ファンドの計算期間は原則として、毎月 22 日から翌月 21 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は 2024 年 6 月 22 日から 2024 年 12 月 23 日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

|                                     | 前期<br>2024 年 6 月 21 日現在 | 当期<br>2024 年 12 月 23 日現在 |
|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 1. 期首元本額                            | 3, 279, 650, 727 円      | 3, 020, 259, 112 円       |
| 期中追加設定元本額                           | 154, 819, 166 円         | 64, 422, 919 円           |
| 期中一部解約元本額                           | 414, 210, 781 円         | 504, 330, 206 円          |
| 2. 受益権の総数                           | 3, 020, 259, 112 口      | 2, 580, 351, 825 口       |
| 3. 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 1, 260, 430, 200 円      | 1, 064, 838, 821 円       |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期<br>自 2023 年 12 月 22 日<br>至 2024 年 6 月 21 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 当期<br>自 2024 年 6 月 22 日<br>至 2024 年 12 月 23 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分配金の計算過程<br>自 2023 年 12 月 22 日<br>至 2024 年 1 月 22 日<br>A 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益 3, 567, 412 円<br>B 費用控除後、繰越欠損金補填後<br>の有価証券売買等損益 0 円<br>C 信託約款に定める収益調整金 48, 148, 668 円<br>D 信託約款に定める分配準備積立<br>金 86, 333, 622 円<br>E 分配対象収益 (A+B+C+D) 138, 049, 702 円<br>F 分配対象収益(1 万口当たり) 424 円<br>G 分配金額 0 円<br>H 分配金額(1 万口当たり) 0 円<br>自 2024 年 1 月 23 日<br>至 2024 年 2 月 21 日<br>A 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益 1, 290, 081 円<br>B 費用控除後、繰越欠損金補填後<br>の有価証券売買等損益 0 円<br>C 信託約款に定める収益調整金 49, 194, 566 円<br>D 信託約款に定める分配準備積立<br>金 87, 693, 739 円<br>E 分配対象収益 (A+B+C+D) 138, 178, 386 円<br>F 分配対象収益(1 万口当たり) 428 円<br>G 分配金額 0 円<br>H 分配金額(1 万口当たり) 0 円<br>自 2024 年 2 月 22 日<br>至 2024 年 3 月 21 日<br>A 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益 1, 622, 208 円<br>B 費用控除後、繰越欠損金補填後 | 分配金の計算過程<br>自 2024 年 6 月 22 日<br>至 2024 年 7 月 22 日<br>A 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益 5, 263, 688 円<br>B 費用控除後、繰越欠損金補填後<br>の有価証券売買等損益 0 円<br>C 信託約款に定める収益調整金 46, 643, 238 円<br>D 信託約款に定める分配準備積立<br>金 85, 426, 746 円<br>E 分配対象収益 (A+B+C+D) 137, 333, 672 円<br>F 分配対象収益(1 万口当たり) 468 円<br>G 分配金額 0 円<br>H 分配金額(1 万口当たり) 0 円<br>自 2024 年 7 月 23 日<br>至 2024 年 8 月 21 日<br>A 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益 1, 752, 308 円<br>B 費用控除後、繰越欠損金補填後<br>の有価証券売買等損益 0 円<br>C 信託約款に定める収益調整金 45, 836, 425 円<br>D 信託約款に定める分配準備積立<br>金 88, 713, 010 円<br>E 分配対象収益 (A+B+C+D) 136, 301, 743 円<br>F 分配対象収益(1 万口当たり) 475 円<br>G 分配金額 0 円<br>H 分配金額(1 万口当たり) 0 円<br>自 2024 年 8 月 22 日<br>至 2024 年 9 月 24 日<br>A 計算期末における費用控除後の<br>配当等収益 1, 842, 517 円<br>B 費用控除後、繰越欠損金補填後 |

|            |                          |               |            |                          |               |
|------------|--------------------------|---------------|------------|--------------------------|---------------|
| の有価証券売買等損益 |                          |               | の有価証券売買等損益 |                          |               |
| C          | 信託約款に定める収益調整金            | 49,659,994 円  | C          | 信託約款に定める収益調整金            | 45,693,548 円  |
| D          | 信託約款に定める分配準備積立金          | 88,515,548 円  | D          | 信託約款に定める分配準備積立金          | 87,736,454 円  |
| E          | 分配対象収益（A+B+C+D）          | 139,797,750 円 | E          | 分配対象収益（A+B+C+D）          | 135,272,519 円 |
| F          | 分配対象収益(1 万口当たり)          | 433 円         | F          | 分配対象収益(1 万口当たり)          | 481 円         |
| G          | 分配金額                     | 0 円           | G          | 分配金額                     | 0 円           |
| H          | 分配金額(1 万口当たり)            | 0 円           | H          | 分配金額(1 万口当たり)            | 0 円           |
|            | 自 2024 年 3 月 22 日        |               |            | 自 2024 年 9 月 25 日        |               |
|            | 至 2024 年 4 月 22 日        |               |            | 至 2024 年 10 月 21 日       |               |
| A          | 計算期末における費用控除後の配当等収益      | 2,223,011 円   | A          | 計算期末における費用控除後の配当等収益      | 2,274,008 円   |
| B          | 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 | 0 円           | B          | 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 | 0 円           |
| C          | 信託約款に定める収益調整金            | 50,073,376 円  | C          | 信託約款に定める収益調整金            | 45,137,584 円  |
| D          | 信託約款に定める分配準備積立金          | 89,086,198 円  | D          | 信託約款に定める分配準備積立金          | 87,831,181 円  |
| E          | 分配対象収益（A+B+C+D）          | 141,382,585 円 | E          | 分配対象収益（A+B+C+D）          | 135,242,773 円 |
| F          | 分配対象収益(1 万口当たり)          | 440 円         | F          | 分配対象収益(1 万口当たり)          | 489 円         |
| G          | 分配金額                     | 0 円           | G          | 分配金額                     | 0 円           |
| H          | 分配金額(1 万口当たり)            | 0 円           | H          | 分配金額(1 万口当たり)            | 0 円           |
|            | 自 2024 年 4 月 23 日        |               |            | 自 2024 年 10 月 22 日       |               |
|            | 至 2024 年 5 月 21 日        |               |            | 至 2024 年 11 月 21 日       |               |
| A          | 計算期末における費用控除後の配当等収益      | 1,792,102 円   | A          | 計算期末における費用控除後の配当等収益      | 147,025 円     |
| B          | 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 | 0 円           | B          | 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 | 0 円           |
| C          | 信託約款に定める収益調整金            | 49,390,270 円  | C          | 信託約款に定める収益調整金            | 44,583,550 円  |
| D          | 信託約款に定める分配準備積立金          | 89,276,469 円  | D          | 信託約款に定める分配準備積立金          | 87,944,392 円  |
| E          | 分配対象収益（A+B+C+D）          | 140,458,841 円 | E          | 分配対象収益（A+B+C+D）          | 132,674,967 円 |
| F          | 分配対象収益(1 万口当たり)          | 446 円         | F          | 分配対象収益(1 万口当たり)          | 490 円         |
| G          | 分配金額                     | 0 円           | G          | 分配金額                     | 0 円           |
| H          | 分配金額(1 万口当たり)            | 0 円           | H          | 分配金額(1 万口当たり)            | 0 円           |
|            | 自 2024 年 5 月 22 日        |               |            | 自 2024 年 11 月 22 日       |               |
|            | 至 2024 年 6 月 21 日        |               |            | 至 2024 年 12 月 23 日       |               |
| A          | 計算期末における費用控除後の配当等収益      | 1,294,934 円   | A          | 計算期末における費用控除後の配当等収益      | 0 円           |
| B          | 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 | 0 円           | B          | 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 | 0 円           |
| C          | 信託約款に定める収益調整金            | 47,831,250 円  | C          | 信託約款に定める収益調整金            | 42,767,309 円  |
| D          | 信託約款に定める分配準備積立金          | 87,072,621 円  | D          | 信託約款に定める分配準備積立金          | 83,804,561 円  |
| E          | 分配対象収益（A+B+C+D）          | 136,198,805 円 | E          | 分配対象収益（A+B+C+D）          | 126,571,870 円 |
| F          | 分配対象収益(1 万口当たり)          | 450 円         | F          | 分配対象収益(1 万口当たり)          | 490 円         |
| G          | 分配金額                     | 0 円           | G          | 分配金額                     | 0 円           |
| H          | 分配金額(1 万口当たり)            | 0 円           | H          | 分配金額(1 万口当たり)            | 0 円           |

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

|                       | 前期<br>自 2023 年 12 月 22 日<br>至 2024 年 6 月 21 日                        | 当期<br>自 2024 年 6 月 22 日<br>至 2024 年 12 月 23 日 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左                                            |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注                                 | 同左                                            |

|                |                                                                                                                                                                                     |    |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|                | 記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 |    |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。                                                                                                                   | 同左 |

II 金融商品の時価等に関する事項

|                         | 前期<br>2024 年 6 月 21 日現在                                                                                                                                                     | 当期<br>2024 年 12 月 23 日現在                                             |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                         | 同左                                                                   |
| 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券<br><br>同左<br><br>(2)デリバティブ取引<br>同左<br>(3)上記以外の金融商品<br><br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                             | 同左                                                                   |

（有価証券に関する注記）

前期（2024 年 6 月 21 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類        | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 親投資信託受益証券 | 34,793,883          |
| 合計        | 34,793,883          |

当期（2024 年 12 月 23 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類        | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 親投資信託受益証券 | △39,089,490         |
| 合計        | △39,089,490         |

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| 前期 | 当期 |
|----|----|
|----|----|



| 2024 年 6 月 21 日現在 |           | 2024 年 12 月 23 日現在 |           |
|-------------------|-----------|--------------------|-----------|
| 1 口当たり純資産額        | 0.5827 円  | 1 口当たり純資産額         | 0.5873 円  |
| (1 万口当たり純資産額)     | (5,827 円) | (1 万口当たり純資産額)      | (5,873 円) |

#### (4) 【附属明細表】

##### 第 1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類        | 銘柄                      | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-----------|-------------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | グローバル 5．5 倍バランス・マザーファンド | 1,692,185,647 | 1,476,939,632 |    |
| 合計        |                         | 1,692,185,647 | 1,476,939,632 |    |

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

##### 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「グローバル 5．5 倍バランス・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

グローバル 5. 5 倍バランス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

|              | 2024 年 6 月 21 日現在 | 2024 年 12 月 23 日現在 |
|--------------|-------------------|--------------------|
| 資産の部         |                   |                    |
| 流動資産         |                   |                    |
| 預金           | 19,937,851        | 49,595,717         |
| コール・ローン      | 4,317,456,425     | 3,849,496,524      |
| 国債証券         | 4,035,174,500     | 3,815,382,000      |
| 投資信託受益証券     | 3,802,434,650     | 3,396,885,758      |
| 派生商品評価勘定     | 734,907,811       | 982,314            |
| 未収入金         | -                 | 144,290,885        |
| 未収利息         | 3,216,473         | 3,763,828          |
| 前払金          | 24,445,000        | 16,490,000         |
| 前払費用         | 626,849           | -                  |
| 差入委託証拠金      | 2,460,732,162     | 3,626,825,048      |
| 流動資産合計       | 15,398,931,721    | 14,903,712,074     |
| 資産合計         | 15,398,931,721    | 14,903,712,074     |
| 負債の部         |                   |                    |
| 流動負債         |                   |                    |
| 派生商品評価勘定     | 155,600,210       | 1,039,631,443      |
| 前受金          | 18,880,000        | -                  |
| 未払解約金        | -                 | 209,417,006        |
| 流動負債合計       | 174,480,210       | 1,249,048,449      |
| 負債合計         | 174,480,210       | 1,249,048,449      |
| 純資産の部        |                   |                    |
| 元本等          |                   |                    |
| 元本           | 17,690,230,358    | 15,644,651,402     |
| 剰余金          |                   |                    |
| 剰余金又は欠損金 (△) | △2,465,778,847    | △1,989,987,777     |
| 元本等合計        | 15,224,451,511    | 13,654,663,625     |
| 純資産合計        | 15,224,451,511    | 13,654,663,625     |
| 負債純資産合計      | 15,398,931,721    | 14,903,712,074     |

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法      | <p>国債証券は個別法、投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br/>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br/>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br/>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法   | <p>(1) デリバティブ取引<br/>個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引<br/>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | <p>外貨建取引等の処理基準<br/>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### (貸借対照表に関する注記)

|    |                                  | 2024 年 6 月 21 日現在 | 2024 年 12 月 23 日現在 |
|----|----------------------------------|-------------------|--------------------|
| 1. | 期首                               | 2023 年 12 月 22 日  | 2024 年 6 月 22 日    |
|    | 期首元本額                            | 17,836,939,977 円  | 17,690,230,358 円   |
|    | 期首からの追加設定元本額                     | 977,630,674 円     | 283,053,066 円      |
|    | 期首からの一部解約元本額                     | 1,124,340,293 円   | 2,328,632,022 円    |
|    | 元本の内訳 ※                          |                   |                    |
|    | グローバル 5. 5 倍バランズファンド（1 年決算型）     | 15,690,581,855 円  | 13,952,465,755 円   |
|    | グローバル 5. 5 倍バランズファンド（予想分配金提示型）   | 1,999,648,503 円   | 1,692,185,647 円    |
|    | 計                                | 17,690,230,358 円  | 15,644,651,402 円   |
| 2. | 受益権の総数                           | 17,690,230,358 口  | 15,644,651,402 口   |
| 3. | 元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 2,465,778,847 円   | 1,989,987,777 円    |

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

### (金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

|                       | 自 2023 年 12 月 22 日<br>至 2024 年 6 月 21 日                                  | 自 2024 年 6 月 22 日<br>至 2024 年 12 月 23 日 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。     | 同左                                      |
| 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売 | 同左                                      |

|                |                                                                                                                                                 |    |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|                | 買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 |    |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。                                                                               | 同左 |

II 金融商品の時価等に関する事項

|                         | 2024 年 6 月 21 日現在                                                                                                                                                                           | 2024 年 12 月 23 日現在                                                           |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                                         | 同左                                                                           |
| 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。<br>(3)上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券<br><br>同左<br><br>(2)デリバティブ取引<br><br>同左<br><br>(3)上記以外の金融商品<br><br>同左 |
| 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                                             | 同左                                                                           |

(有価証券に関する注記)

(2024 年 6 月 21 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----------|-------------------|
| 国債証券     | △81,701,500       |
| 投資信託受益証券 | △86,629,677       |
| 合計       | △168,331,177      |

(2024 年 12 月 23 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----------|-------------------|
| 国債証券     | △77,836,000       |
| 投資信託受益証券 | △41,578,598       |
| 合計       | △119,414,598      |

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2024 年 6 月 21 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類            | 契約額等              |         | 時 価               | 評価損益          |
|------|----------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|
|      |                |                   | うち 1 年超 |                   |               |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買建 | 15, 158, 129, 228 | —       | 15, 277, 671, 600 | 119, 542, 372 |
| 合計   |                | 15, 158, 129, 228 | —       | 15, 277, 671, 600 | 119, 542, 372 |

(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類            | 契約額等              |         | 時 価               | 評価損益           |
|------|----------------|-------------------|---------|-------------------|----------------|
|      |                |                   | うち 1 年超 |                   |                |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>買建 | 13, 755, 261, 233 | —       | 13, 493, 160, 662 | △262, 100, 571 |
| 合計   |                | 13, 755, 261, 233 | —       | 13, 493, 160, 662 | △262, 100, 571 |

(注) 1. 時価の算定方法

- 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
- 原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(債券関連)

(2024 年 6 月 21 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類          | 契約額等              |         | 時 価               | 評価損益          |
|------|--------------|-------------------|---------|-------------------|---------------|
|      |              |                   | うち 1 年超 |                   |               |
| 市場取引 | 債券先物取引<br>買建 | 56, 495, 434, 678 | —       | 57, 006, 908, 020 | 511, 473, 342 |
| 合計   |              | 56, 495, 434, 678 | —       | 57, 006, 908, 020 | 511, 473, 342 |

(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種 類          | 契約額等              |         | 時 価               | 評価損益           |
|------|--------------|-------------------|---------|-------------------|----------------|
|      |              |                   | うち 1 年超 |                   |                |
| 市場取引 | 債券先物取引<br>買建 | 50, 456, 523, 803 | —       | 49, 715, 788, 026 | △740, 735, 777 |

|    |                |   |                |              |
|----|----------------|---|----------------|--------------|
| 合計 | 50,456,523,803 | — | 49,715,788,026 | △740,735,777 |
|----|----------------|---|----------------|--------------|

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

(2024年6月21日現在)

該当事項はありません。

(2024年12月23日現在)

(単位：円)

| 区分        | 種類       | 契約額等        |       | 時価          | 評価損益    |
|-----------|----------|-------------|-------|-------------|---------|
|           |          |             | うち1年超 |             |         |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引   |             |       |             |         |
|           | 売建       | 178,486,493 | —     | 178,046,430 | 440,063 |
|           | 米ドル      | 104,033,392 | —     | 103,772,652 | 260,740 |
|           | 英ポンド     | 20,294,665  | —     | 20,285,154  | 9,511   |
|           | 豪ドル      | 33,890,129  | —     | 33,773,456  | 116,673 |
|           | シンガポールドル | 20,268,307  | —     | 20,215,168  | 53,139  |
| 合計        |          | 178,486,493 | —     | 178,046,430 | 440,063 |

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(その他関連)

(2024 年 6 月 21 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種類            | 契約額等          |         | 時価            | 評価損益        |
|------|---------------|---------------|---------|---------------|-------------|
|      |               |               | うち 1 年超 |               |             |
| 市場取引 | その他先物取引<br>買建 | 3,933,768,183 | —       | 3,882,151,370 | △51,616,813 |
| 合計   |               | 3,933,768,183 | —       | 3,882,151,370 | △51,616,813 |

(2024 年 12 月 23 日現在)

(単位：円)

| 区分   | 種類            | 契約額等          |         | 時価            | 評価損益        |
|------|---------------|---------------|---------|---------------|-------------|
|      |               |               | うち 1 年超 |               |             |
| 市場取引 | その他先物取引<br>買建 | 3,435,401,134 | —       | 3,399,228,590 | △36,172,544 |
| 合計   |               | 3,435,401,134 | —       | 3,399,228,590 | △36,172,544 |

(注) 1. 時価の算定方法

その他先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. その他先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

| 2024 年 6 月 21 日現在 |           | 2024 年 12 月 23 日現在 |           |
|-------------------|-----------|--------------------|-----------|
| 1 口当たり純資産額        | 0.8606 円  | 1 口当たり純資産額         | 0.8728 円  |
| (1 万口当たり純資産額)     | (8,606 円) | (1 万口当たり純資産額)      | (8,728 円) |

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 通貨  | 種類   | 銘柄                   | 券面総額        | 評価額         | 備考 |
|-----|------|----------------------|-------------|-------------|----|
| 日本円 | 国債証券 | 第 3 6 3 回利付国債 (10 年) | 350,000,000 | 335,510,000 |    |
|     |      | 第 3 6 4 回利付国債 (10 年) | 500,000,000 | 478,075,000 |    |
|     |      | 第 3 7 0 回利付国債 (10 年) | 500,000,000 | 484,665,000 |    |

|              |            |                                     |                  |                                        |  |
|--------------|------------|-------------------------------------|------------------|----------------------------------------|--|
|              |            | 第 3 7 2 回利付国債（１０年）                  | 1, 000, 000, 000 | 988, 690, 000                          |  |
|              |            | 第 3 7 3 回利付国債（１０年）                  | 600, 000, 000    | 581, 400, 000                          |  |
|              |            | 第 3 7 4 回利付国債（１０年）                  | 400, 000, 000    | 393, 236, 000                          |  |
|              |            | 第 3 7 5 回利付国債（１０年）                  | 550, 000, 000    | 553, 806, 000                          |  |
|              | 国債証券小計     |                                     | 3, 900, 000, 000 | 3, 815, 382, 000                       |  |
|              | 投資信託受益証券   | 上場インデックスファンドＪリート（東証<br>ＲＥＩＴ指数）隔月分配型 | 186, 900         | 309, 599, 850                          |  |
|              | 投資信託受益証券小計 |                                     | 186, 900         | 309, 599, 850                          |  |
| 日本円小計        |            |                                     | 3, 900, 186, 900 | 4, 124, 981, 850                       |  |
| 米ドル          | 投資信託受益証券   | VANGUARD REAL ESTATE-ETF            | 154, 787         | 13, 827, 122. 71                       |  |
| 米ドル小計        |            |                                     | 154, 787         | 13, 827, 122. 71<br>(2, 166, 986, 671) |  |
| 英ポンド         | 投資信託受益証券   | ISHARES UK PROPERTY-ETF             | 434, 002         | 1, 731, 993. 48                        |  |
| 英ポンド小計       |            |                                     | 434, 002         | 1, 731, 993. 48<br>(341, 393, 234)     |  |
| 豪ドル          | 投資信託受益証券   | VANGUARD AU PROP SEC IDX-ETF        | 46, 945          | 4, 498, 739. 35                        |  |
| 豪ドル小計        |            |                                     | 46, 945          | 4, 498, 739. 35<br>(440, 876, 456)     |  |
| シンガポ<br>ールドル | 投資信託受益証券   | NIKKOAM-STRAITSTRADING ASIA-ETF     | 1, 568, 210      | 1, 193, 407. 81                        |  |
| シンガポールドル小計   |            |                                     | 1, 568, 210      | 1, 193, 407. 81<br>(138, 029, 547)     |  |
| 合計           |            |                                     |                  | 7, 212, 267, 758<br>(3, 087, 285, 908) |  |

(注 1)通貨種類毎の小計欄の ( ) 内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注 2)合計金額欄の ( ) 内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注 3)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

| 種 類      | 銘柄数           | 組入投資信託<br>受益証券時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|----------|---------------|--------------------|----------------|
| 米ドル      | 投資信託受益証券 1 銘柄 | 100. 0%            | 70. 1%         |
| 英ポンド     | 投資信託受益証券 1 銘柄 | 100. 0%            | 11. 1%         |
| 豪ドル      | 投資信託受益証券 1 銘柄 | 100. 0%            | 14. 3%         |
| シンガポールドル | 投資信託受益証券 1 銘柄 | 100. 0%            | 4. 5%          |

#### 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。



### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 12 月 30 日現在です。

### 【グローバル 5．5 倍バランスファンド（予想分配金提示型）】

#### 【純資産額計算書】

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| I 資産総額              | 1,486,095,725円 |
| II 負債総額             | 1,187,066円     |
| III 純資産総額（I－II）     | 1,484,908,659円 |
| IV 発行済口数            | 2,560,553,915口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.5799円        |

（参考）

### グローバル 5．5 倍バランス・マザーファンド

#### 純資産額計算書

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| I 資産総額              | 14,738,075,076円 |
| II 負債総額             | 1,305,991,913円  |
| III 純資産総額（I－II）     | 13,432,083,163円 |
| IV 発行済口数            | 15,588,674,059口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.8617円         |

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

###### ① 譲渡制限はありません。

###### ② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### ③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

|                |          |                  |
|----------------|----------|------------------|
| 2024 年 12 月末現在 | 資本金      | 17,363,045,900 円 |
|                | 発行可能株式総数 | 230,000,000 株    |
|                | 発行済株式総数  | 197,012,500 株    |

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（2024 年 12 月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（2024 年 12 月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2024 年 12 月末現在の投資信託などは次の通りです。

| 種 類     | ファンド本数 | 純資産額<br>(単位：億円) |
|---------|--------|-----------------|
| 投資信託総合計 | 771    | 310,893         |
| 株式投資信託  | 726    | 271,544         |
| 単位型     | 265    | 7,083           |
| 追加型     | 461    | 264,461         |
| 公社債投資信託 | 45     | 39,348          |
| 単位型     | 32     | 987             |
| 追加型     | 13     | 38,361          |

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

|            |     | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |     | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日) |
|------------|-----|-----------------------------|-----|-----------------------------|
| 資産の部       |     |                             |     |                             |
| 流動資産       |     |                             |     |                             |
| 現金・預金      |     | 42,036                      |     | 31,198                      |
| 金銭の信託      |     | —                           |     | 3,899                       |
| 有価証券       |     | 1,025                       |     | 1                           |
| 前払費用       |     | 908                         |     | 814                         |
| 未収入金       | ※ 4 | 410                         |     | 179                         |
| 未収委託者報酬    |     | 21,336                      |     | 21,592                      |
| 未収収益       | ※ 3 | 589                         | ※ 3 | 647                         |
| 関係会社短期貸付金  |     | 3,318                       |     | —                           |
| 立替金        |     | 1,015                       |     | 1,089                       |
| その他        | ※ 2 | 1,233                       | ※ 2 | 2,011                       |
| 流動資産合計     |     | 71,875                      |     | 61,434                      |
| 固定資産       |     |                             |     |                             |
| 有形固定資産     |     |                             |     |                             |
| 建物         | ※ 1 | 245                         | ※ 1 | 233                         |
| 器具備品       | ※ 1 | 122                         | ※ 1 | 134                         |
| 有形固定資産合計   |     | 367                         |     | 368                         |
| 無形固定資産     |     |                             |     |                             |
| ソフトウェア     |     | 390                         |     | 438                         |
| 無形固定資産合計   |     | 390                         |     | 438                         |
| 投資その他の資産   |     |                             |     |                             |
| 投資有価証券     |     | 23,274                      |     | 28,465                      |
| 関係会社株式     |     | 22,366                      |     | 37,647                      |
| 長期差入保証金    |     | 375                         |     | 285                         |
| 繰延税金資産     |     | 448                         |     | —                           |
| 投資その他の資産合計 |     | 46,465                      |     | 66,398                      |
| 固定資産合計     |     | 47,224                      |     | 67,205                      |
| 資産合計       |     | 119,099                     |     | 128,640                     |

(単位：百万円)

|              | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |     | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日) |
|--------------|-----------------------------|-----|-----------------------------|
| 負債の部         |                             |     |                             |
| 流動負債         |                             |     |                             |
| 預り金          | 433                         |     | 451                         |
| 未払金          | 7,557                       |     | 9,211                       |
| 未払収益分配金      | 7                           |     | 7                           |
| 未払償還金        | 71                          |     | 71                          |
| 未払手数料        | 6,586                       |     | 8,330                       |
| その他未払金       | 892                         |     | 803                         |
| 未払費用         | ※ 3 4,227                   | ※ 3 | 4,082                       |
| 未払法人税等       | —                           |     | 1,644                       |
| 未払消費税等       | —                           | ※ 4 | 620                         |
| 賞与引当金        | 2,563                       |     | 2,619                       |
| 役員賞与引当金      | 218                         |     | 232                         |
| その他          | 647                         |     | 683                         |
| 流動負債合計       | 15,648                      |     | 19,547                      |
| 固定負債         |                             |     |                             |
| 退職給付引当金      | 1,424                       |     | 1,448                       |
| 賞与引当金        | 437                         |     | 565                         |
| 役員賞与引当金      | 16                          |     | 56                          |
| 繰延税金負債       | —                           |     | 295                         |
| その他          | 181                         |     | 251                         |
| 固定負債合計       | 2,059                       |     | 2,617                       |
| 負債合計         | 17,708                      |     | 22,165                      |
| 純資産の部        |                             |     |                             |
| 株主資本         |                             |     |                             |
| 資本金          | 17,363                      |     | 17,363                      |
| 資本剰余金        |                             |     |                             |
| 資本準備金        | 5,220                       |     | 5,220                       |
| 資本剰余金合計      | 5,220                       |     | 5,220                       |
| 利益剰余金        |                             |     |                             |
| その他利益剰余金     |                             |     |                             |
| 繰越利益剰余金      | 79,307                      |     | 82,591                      |
| 利益剰余金合計      | 79,307                      |     | 82,591                      |
| 自己株式         | △2,067                      |     | △2,067                      |
| 株主資本合計       | 99,823                      |     | 103,107                     |
| 評価・換算差額等     |                             |     |                             |
| その他有価証券評価差額金 | 2,056                       |     | 4,523                       |
| 繰延ヘッジ損益      | △488                        |     | △1,155                      |
| 評価・換算差額等合計   | 1,567                       |     | 3,367                       |
| 純資産合計        | 101,391                     |     | 106,475                     |
| 負債純資産合計      | 119,099                     |     | 128,640                     |

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

|            | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |    | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|------------|---------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------|
| 営業収益       |                                                   |    |                                                   |
| 委託者報酬      | 73,998                                            |    | 75,874                                            |
| その他営業収益    | 3,479                                             | ※1 | 3,714                                             |
| 営業収益合計     | 77,477                                            |    | 79,588                                            |
| 営業費用       |                                                   |    |                                                   |
| 支払手数料      | 30,699                                            |    | 32,917                                            |
| 広告宣伝費      | 755                                               |    | 711                                               |
| 公告費        | 3                                                 |    | 3                                                 |
| 調査費        | 17,479                                            |    | 17,736                                            |
| 調査費        | 1,170                                             |    | 1,266                                             |
| 委託調査費      | 16,282                                            |    | 16,445                                            |
| 図書費        | 26                                                |    | 23                                                |
| 委託計算費      | 581                                               |    | 610                                               |
| 営業雑経費      | 948                                               |    | 881                                               |
| 通信費        | 139                                               |    | 135                                               |
| 印刷費        | 309                                               |    | 308                                               |
| 協会費        | 56                                                |    | 48                                                |
| 諸会費        | 16                                                |    | 11                                                |
| その他        | 427                                               |    | 375                                               |
| 営業費用計      | 50,469                                            |    | 52,860                                            |
| 一般管理費      |                                                   |    |                                                   |
| 給料         | 9,818                                             |    | 10,550                                            |
| 役員報酬       | 314                                               |    | 459                                               |
| 役員賞与引当金繰入額 | 234                                               |    | 273                                               |
| 給料・手当      | 6,544                                             |    | 6,791                                             |
| 賞与         | 147                                               |    | 277                                               |
| 賞与引当金繰入額   | 2,577                                             |    | 2,747                                             |
| 交際費        | 56                                                |    | 71                                                |
| 寄付金        | 24                                                |    | 22                                                |
| 旅費交通費      | 205                                               |    | 260                                               |
| 租税公課       | 433                                               |    | 389                                               |
| 不動産賃借料     | 938                                               |    | 906                                               |
| 退職給付費用     | 383                                               |    | 388                                               |
| 退職金        | 155                                               |    | 36                                                |
| 固定資産減価償却費  | 183                                               |    | 199                                               |
| 福利費        | 1,097                                             |    | 1,208                                             |
| 諸経費        | 4,291                                             |    | 4,661                                             |
| 一般管理費計     | 17,588                                            |    | 18,694                                            |
| 営業利益       | 9,420                                             |    | 8,033                                             |

(単位：百万円)

|                | 第 64 期                                  |        | 第 65 期                                  |        |
|----------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------|--------|
|                | (自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |        | (自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |        |
| 営業外収益          |                                         |        |                                         |        |
| 受取利息           |                                         | 107    |                                         | 4      |
| 受取配当金          | ※2                                      | 9,255  | ※2                                      | 4,946  |
| 有価証券評価益        |                                         | —      | ※3                                      | 1,113  |
| 金銭の信託運用益       |                                         | —      |                                         | 399    |
| 時効成立分配金・償還金    |                                         | 1      |                                         | 2      |
| その他            |                                         | 236    |                                         | 50     |
| 営業外収益合計        |                                         | 9,601  |                                         | 6,517  |
| 営業外費用          |                                         |        |                                         |        |
| 支払利息           |                                         | 407    |                                         | 569    |
| デリバティブ費用       |                                         | 389    |                                         | 3,494  |
| 有価証券償還損        |                                         | 6      |                                         | —      |
| 時効成立後支払分配金・償還金 |                                         | 1      |                                         | 1      |
| 為替差損           |                                         | 342    |                                         | 165    |
| その他            |                                         | 15     |                                         | 0      |
| 営業外費用合計        |                                         | 1,163  |                                         | 4,231  |
| 経常利益           |                                         | 17,858 |                                         | 10,319 |
| 特別利益           |                                         |        |                                         |        |
| 投資有価証券売却益      |                                         | 427    |                                         | 815    |
| 訴訟損失引当金戻入額     | ※4                                      | 4,481  |                                         | —      |
| 特別利益合計         |                                         | 4,909  |                                         | 815    |
| 特別損失           |                                         |        |                                         |        |
| 投資有価証券売却損      |                                         | 347    |                                         | 174    |
| 固定資産処分損        |                                         | 0      |                                         | 52     |
| 損害賠償損失         |                                         | —      |                                         | 167    |
| 特別損失合計         |                                         | 347    |                                         | 394    |
| 税引前当期純利益       |                                         | 22,420 |                                         | 10,740 |
| 法人税、住民税及び事業税   |                                         | 1,340  |                                         | 2,415  |
| 法人税等調整額        |                                         | 3,252  |                                         | △51    |
| 法人税等合計         |                                         | 4,593  |                                         | 2,364  |
| 当期純利益          |                                         | 17,826 |                                         | 8,376  |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |       |             |              |             |        |            |
|-------------------------|--------|-------|-------------|--------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |             | 利益剰余金        |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |        |       |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |        |            |
| 当期首残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 68,901       | 68,901      | △2,067 | 89,417     |
| 当期変動額                   |        |       |             |              |             |        |            |
| 剰余金の配当                  |        |       |             | △7,420       | △7,420      |        | △7,420     |
| 当期純利益                   |        |       |             | 17,826       | 17,826      |        | 17,826     |
| 自己株式の取得                 |        |       |             |              |             |        |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |             |              |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | －      | －     | －           | 10,406       | 10,406      | －      | 10,406     |
| 当期末残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 79,307       | 79,307      | △2,067 | 99,823     |

|                         | 評価・換算差額等             |             |                    | 純資産合計   |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|---------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |         |
| 当期首残高                   | 2,350                | △731        | 1,618              | 91,035  |
| 当期変動額                   |                      |             |                    |         |
| 剰余金の配当                  |                      |             |                    | △7,420  |
| 当期純利益                   |                      |             |                    | 17,826  |
| 自己株式の取得                 |                      |             |                    |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △294                 | 242         | △51                | △51     |
| 当期変動額合計                 | △294                 | 242         | △51                | 10,355  |
| 当期末残高                   | 2,056                | △488        | 1,567              | 101,391 |

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

|                         | 株主資本   |       |             |                             |             |        |            |
|-------------------------|--------|-------|-------------|-----------------------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
| 当期首残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 79,307                      | 79,307      | △2,067 | 99,823     |
| 当期変動額                   |        |       |             |                             |             |        |            |
| 剰余金の配当                  |        |       |             | △5,092                      | △5,092      |        | △5,092     |
| 当期純利益                   |        |       |             | 8,376                       | 8,376       |        | 8,376      |
| 自己株式の取得                 |        |       |             |                             |             |        |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |       |             |                             |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | —      | —     | —           | 3,284                       | 3,284       | —      | 3,284      |
| 当期末残高                   | 17,363 | 5,220 | 5,220       | 82,591                      | 82,591      | △2,067 | 103,107    |

|                         | 評価・換算差額等             |             |                    | 純資産合計   |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------------|---------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |         |
| 当期首残高                   | 2,056                | △488        | 1,567              | 101,391 |
| 当期変動額                   |                      |             |                    |         |
| 剰余金の配当                  |                      |             |                    | △5,092  |
| 当期純利益                   |                      |             |                    | 8,376   |
| 自己株式の取得                 |                      |             |                    |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 2,467                | △666        | 1,800              | 1,800   |
| 当期変動額合計                 | 2,467                | △666        | 1,800              | 5,084   |
| 当期末残高                   | 4,523                | △1,155      | 3,367              | 106,475 |



[注記事項]

(重要な会計方針)

| 項目              | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |          |      |          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------|------|----------|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式<br/>総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券<br/>市場価格のない株式等以外のもの<br/>時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)<br/>市場価格のない株式等<br/>総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託<br/>時価法</p> <p>(3) デリバティブ<br/>時価法</p>                                                                                                                                                                                                                        |    |          |      |          |
| 2 固定資産の減価償却の方法  | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。<br/>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="512 882 1018 954"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                   | 建物 | 3 年～15 年 | 器具備品 | 3 年～20 年 |
| 建物              | 3 年～15 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |          |      |          |
| 器具備品            | 3 年～20 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |          |      |          |
| 3 引当金の計上基準      | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金<br/>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |    |          |      |          |
| 4 収益の計上基準       | <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務<br/>当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務<br/>当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>                 |    |          |      |          |

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 ヘッジ会計の方法                | <p>(3) 成功報酬<br/>当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法<br/>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針<br/>ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法<br/>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> |
| 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理<br/>資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

(重要な会計上の見積り)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)  
該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)  
該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

| 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※ 1 有形固定資産の減価償却累計額<br/>建物 1,437 百万円<br/>器具備品 879 百万円</p> <p>※ 2 信託資産<br/>流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客<br/>分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に<br/>信託しております。</p> <p>※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで<br/>あります。<br/>(流動資産)<br/>未収収益 263 百万円<br/>(流動負債)<br/>未払費用 1,778 百万円</p> <p>※ 4 消費税等の取扱い<br/>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、<br/>「未収入金」に含めて表示しております。</p> <p>※ 5 保証債務<br/>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ<br/>ーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエク<br/>イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ<br/>ミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請<br/>求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ<br/>ジメント・リミテッドは最大 448 百万円（5 百万豪<br/>ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤ<br/>ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う<br/>当該資金提供義務を保証しております。</p> | <p>※ 1 有形固定資産の減価償却累計額<br/>建物 1,482 百万円<br/>器具備品 920 百万円</p> <p>※ 2 信託資産<br/>流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客<br/>分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に<br/>信託しております。</p> <p>※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで<br/>あります。<br/>(流動資産)<br/>未収収益 248 百万円<br/>(流動負債)<br/>未払費用 1,873 百万円</p> <p>※ 4 消費税等の取扱い<br/>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、<br/>「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>※ 5 保証債務<br/>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ<br/>ーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエク<br/>イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ<br/>ミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請<br/>求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ<br/>ジメント・リミテッドは最大 493 百万円（5 百万豪<br/>ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤ<br/>ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う<br/>当該資金提供義務を保証しております。</p> |

## (損益計算書関係)

| 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日)                                                                                                                                    | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日)                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>—</p> <p>※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、<br/>次のとおりであります。<br/>受取配当金 9,241 百万円</p> <p>—</p> <p>※ 4 訴訟損失引当金戻入額<br/>原告との和解が成立したことにより、前事業年度<br/>に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した<br/>額を計上しております。</p> | <p>※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれ<br/>ております。</p> <p>※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、<br/>次のとおりであります。<br/>受取配当金 4,889 百万円</p> <p>※ 3 有価証券評価益<br/>保有している一部の有価証券の区分を、運用方針<br/>の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券<br/>に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振<br/>替時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上し<br/>ております。</p> <p>—</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | —       | —       | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 2,860,000 | —       | —       | 2,860,000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |             |             |            | 当事業年<br>度末残高<br>(百万円) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------|
|                         |                          | 当事業年度<br>期首        | 当事業年度<br>増加 | 当事業年度<br>減少 | 当事業<br>年度末 |                       |
| 2016 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 88,000             | —           | 88,000      | —          | —                     |
| 2016 年度<br>ストックオプション(2) | 普通株式                     | 816,000            | —           | 599,000     | 217,000    | —                     |
| 2017 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 1,536,000          | —           | 784,000     | 752,000    | —                     |
| 合計                      |                          | 2,440,000          | —           | 1,471,000   | 969,000    | —                     |

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2022 年 5 月 27 日<br>取締役会 | 普通株式  | 7,420           | 38.22            | 2022 年 3 月 31 日 | 2022 年 6 月 27 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2023 年 5 月 26 日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 5,092           | 26.23            | 2023 年 3 月 31 日 | 2023 年 6 月 27 日 |

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首     | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末      |
|---------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 197,012,500 | —       | —       | 197,012,500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 2,860,000 | —       | —       | 2,860,000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |             |             |            | 当事業年<br>度末残高<br>(百万円) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------|
|                         |                          | 当事業年度<br>期首        | 当事業年度<br>増加 | 当事業年度<br>減少 | 当事業<br>年度末 |                       |
| 2016 年度<br>ストックオプション(2) | 普通株式                     | 217,000            | —           | 96,000      | 121,000    | —                     |
| 2017 年度<br>ストックオプション(1) | 普通株式                     | 752,000            | —           | 406,000     | 346,000    | —                     |
| 合計                      |                          | 969,000            | —           | 502,000     | 467,000    | —                     |

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2023 年 5 月 26 日<br>取締役会 | 普通株式  | 5,092           | 26.23            | 2023 年 3 月 31 日 | 2023 年 6 月 27 日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                      | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額(円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 2024 年 5 月 29 日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 11,183          | 57.60            | 2024 年 3 月 31 日 | 2024 年 6 月 25 日 |

(リース取引関係)

| 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |           | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |           |
|---------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------|-----------|
| オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料               |           | オペレーティング・リース取引<br>解約不能のものに係る未経過リース料               |           |
| 1 年内                                              | 899 百万円   | 1 年内                                              | 891 百万円   |
| 1 年超                                              | 3,425 百万円 | 1 年超                                              | 2,613 百万円 |
| 合計                                                | 4,324 百万円 | 合計                                                | 3,505 百万円 |

(金融商品関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|                          | 貸借対照表計上額 |        |      |        |
|--------------------------|----------|--------|------|--------|
|                          | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 有価証券<br>其他有価証券<br>投資信託   | 6,238    | 18,045 | —    | 24,283 |
| 資産計                      | 6,238    | 18,045 | —    | 24,283 |
| デリバティブ取引(*1)<br>株式関連(*2) | △246     | —      | —    | △246   |
| 通貨関連(*3)                 | —        | △352   | —    | △352   |
| デリバティブ取引計                | △246     | △352   | —    | △599   |

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資 産

##### 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

##### 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

##### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 非上場株式  | 16       |
| 子会社株式  | 17,183   |
| 関連会社株式 | 5,183    |

### 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金        | 42,036 |             |              |      |
| 未収委託者報酬      | 21,336 |             |              |      |
| 未収収益         | 589    |             |              |      |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| 投資信託         | 1,025  | 204         | 4,520        | 10   |
| 合計           | 64,987 | 204         | 4,520        | 10   |



## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### ② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

#### ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|              | 貸借対照表計上額 |        |      |        |
|--------------|----------|--------|------|--------|
|              | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託        | —        | 3,899  | —    | 3,899  |
| 有価証券         |          |        |      |        |
| その他有価証券      |          |        |      |        |
| 投資信託         | 7,785    | 18,141 | —    | 25,927 |
| 資産計          | 7,785    | 22,041 | —    | 29,827 |
| デリバティブ取引(*1) |          |        |      |        |
| 株式関連(*2)     | △309     | —      | —    | △309   |
| 通貨関連(*3)     | —        | △367   | —    | △367   |
| デリバティブ取引計    | △309     | △367   | —    | △677   |

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資 産

##### 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

##### 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

##### 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

##### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 非上場株式  | 2,540    |
| 子会社株式  | 19,011   |
| 関連会社株式 | 18,635   |

#### 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金        | 31,198 |             |              |      |
| 未収委託者報酬      | 21,592 |             |              |      |
| 未収収益         | 647    |             |              |      |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| 投資信託         | 1      | 169         | 2,483        | —    |
| 合計           | 53,440 | 169         | 2,483        | —    |

(有価証券関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式  | 17,183   |
| 関連会社株式 | 5,183    |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                              | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 投資信託 | 17,219   | 13,860 | 3,359 |
|                              | 小計   | 17,219   | 13,860 | 3,359 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 投資信託 | 7,063    | 7,459  | △395  |
|                              | 小計   | 7,063    | 7,459  | △395  |
| 合計                           |      | 24,283   | 21,319 | 2,963 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類   | 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|--------|---------|---------|
| 投資信託 | 11,194 | 1,349   | △221    |
| 合計   | 11,194 | 1,349   | △221    |

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

|        | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 子会社株式  | 19,011   |
| 関連会社株式 | 18,635   |

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                              | 種類   | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------------|------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>るもの  | 投資信託 | 24,313   | 17,701 | 6,611 |
|                              | 小計   | 24,313   | 17,701 | 6,611 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得原価を超え<br>ないもの | 投資信託 | 1,613    | 1,769  | △156  |
|                              | 小計   | 1,613    | 1,769  | △156  |
| 合計                           |      | 25,927   | 19,471 | 6,455 |

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類   | 売却額   | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 投資信託 | 8,145 | 1,057   | △167    |
| 合計   | 8,145 | 1,057   | △167    |

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

|            | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額 |
|------------|----------|-----------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 3,899    | 399                   |

(デリバティブ取引関係)

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |                | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 10,970        | —                         | △ 246       | △ 246         |
| 合計   |                | 10,970        | —                         | △ 246       | △ 246         |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

| 種類            |                              | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|---------------|------------------------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引<br>以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>シンガポール<br>ドル | 3,275         | —                         | △ 24        | △ 24          |
| 合計            |                              | 3,275         | —                         | △ 24        | △ 24          |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的処理<br>方法 | 為替予約取引<br>売建 | 投資有価証券  |               |                         |             |
|             | 米ドル          |         | 6,132         | —                       | △280        |
|             | 豪ドル          |         | 105           | —                       | 0           |
|             | 香港ドル         |         | 699           | —                       | △34         |
|             | 人民元          |         | 5,822         | —                       | △1          |
|             | ユーロ          |         | 234           | —                       | △10         |
| 合計          |              |         | 12,994        | —                       | △328        |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |                | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 15,077        | —                         | △ 309       | △ 309         |
| 合計   |                | 15,077        | —                         | △ 309       | △ 309         |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等<br>のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的処理<br>方法 | 為替予約取引<br>売建 | 投資有価証券  |               |                         |             |
|             | 米ドル          |         | 6,465         | —                       | △268        |
|             | 豪ドル          |         | 84            | —                       | △2          |
|             | 香港ドル         |         | 542           | —                       | △17         |
|             | 人民元          |         | 2,979         | —                       | △17         |
|             | ユーロ          |         | 2,172         | —                       | △60         |
| 合計          |              |         | 12,243        | —                       | △367        |

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

| 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |        | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |        |
|---------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------|--------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)                 |        | 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等<br>(単位：百万円)                 |        |
| (1) 関連会社に対する投資の金額                                 | 5,326  | (1) 関連会社に対する投資の金額                                 | 5,342  |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                              | 16,722 | (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                              | 17,691 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                            | 2,185  | (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                            | 2,474  |

(退職給付関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              | (百万円) |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,352 |
| 勤務費用         | 133   |
| 利息費用         | 4     |
| 数理計算上の差異の発生額 | △16   |
| 退職給付の支払額     | △107  |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,366 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務          | 1,366 |
| 未積立退職給付債務       | 1,366 |
| 未認識数理計算上の差異     | 58    |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,424 |
| 退職給付引当金         | 1,424 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,424 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 勤務費用            | 133 |
| 利息費用            | 4   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | △1  |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 136 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。



第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              | (百万円) |
|--------------|-------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,366 |
| 勤務費用         | 134   |
| 利息費用         | 8     |
| 数理計算上の差異の発生額 | 9     |
| 退職給付の支払額     | △110  |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,407 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 退職給付債務          | 1,407 |
| 未積立退職給付債務       | 1,407 |
| 未認識数理計算上の差異     | 40    |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,448 |
| 退職給付引当金         | 1,448 |
| 貸借対照表に計上された負債の額 | 1,448 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 勤務費用            | 134 |
| 利息費用            | 8   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | △7  |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 134 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎<br>割引率 | 0.7% |
|--------------------------------|------|

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

|                              | 2016 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      | 2016 年度ストックオプション(2)                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 16 名                                                                                                                                                                                                                | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 31 名                                                                                                                                                                                                                |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 4,437,000 株                                                                                                                                                                                                                         | 普通株式 4,409,000 株                                                                                                                                                                                                                         |
| 付与日                          | 2016 年 7 月 15 日                                                                                                                                                                                                                          | 2017 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利確定条件                       | 2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 | 2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間                       | 2018 年 7 月 15 日から<br>2026 年 7 月 31 日まで                                                                                                                                                                                                   | 2019 年 4 月 27 日から<br>2027 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   |

|                              | 2017 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 36 名                                                                                                                                                                                                                |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 4,422,000 株                                                                                                                                                                                                                         |
| 付与日                          | 2018 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利確定条件                       | 2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間                       | 2020 年 4 月 27 日から<br>2028 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

|          | 2016 年度ストックオプション(1) | 2016 年度ストックオプション(2) |
|----------|---------------------|---------------------|
| 付与日      | 2016 年 7 月 15 日     | 2017 年 4 月 27 日     |
| 権利確定前(株) |                     |                     |
| 期首       | 88,000              | 816,000             |
| 付与       | 0                   | 0                   |
| 失効       | 88,000              | 599,000             |
| 権利確定     | 0                   | 0                   |
| 権利未確定残   | —                   | 217,000             |
| 権利確定後(株) |                     |                     |
| 期首       | —                   | —                   |
| 権利確定     | —                   | —                   |
| 権利行使     | —                   | —                   |
| 失効       | —                   | —                   |
| 権利未行使残   | —                   | —                   |

|          | 2017 年度ストックオプション(1) |
|----------|---------------------|
| 付与日      | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利確定前(株) |                     |
| 期首       | 1,536,000           |
| 付与       | 0                   |
| 失効       | 784,000             |
| 権利確定     | 0                   |
| 権利未確定残   | 752,000             |
| 権利確定後(株) |                     |
| 期首       | —                   |
| 権利確定     | —                   |
| 権利行使     | —                   |
| 失効       | —                   |
| 権利未行使残   | —                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

|                             | 2016 年度ストックオプション(1) | 2016 年度ストックオプション(2) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2016 年 7 月 15 日     | 2017 年 4 月 27 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 558                 | 553                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   | 0                   |

|                             | 2017 年度ストックオプション(1) |
|-----------------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 694                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   |

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

|                              | 2016 年度ストックオプション(2)                                                                                                                                                                                                                      | 2017 年度ストックオプション(1)                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数                 | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 31 名                                                                                                                                                                                                                | 当社及び関係会社の<br>取締役・従業員 36 名                                                                                                                                                                                                                |
| 株式の種類別のストックオプション<br>の付与数 (注) | 普通株式 4, 409, 000 株                                                                                                                                                                                                                       | 普通株式 4, 422, 000 株                                                                                                                                                                                                                       |
| 付与日                          | 2017 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          | 2018 年 4 月 27 日                                                                                                                                                                                                                          |
| 権利確定条件                       | 2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 | 2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使<br>可能初日」といいます。)、当該権利<br>行使可能初日から 1 年経過した日の<br>翌日、及び当該権利行使可能初日か<br>ら 2 年経過した日の翌日まで原則と<br>して従業員等の地位にあることを要<br>し、それぞれ保有する新株予約権の<br>3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ<br>権利確定する。ただし、本新株予約<br>権の行使時において、当社が株式公<br>開していることを要する。 |
| 対象勤務期間                       | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          | 付与日から、権利行使可能初日から<br>2 年を経過した日まで                                                                                                                                                                                                          |
| 権利行使期間                       | 2019 年 4 月 27 日から<br>2027 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   | 2020 年 4 月 27 日から<br>2028 年 4 月 30 日まで                                                                                                                                                                                                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

|          | 2016 年度ストックオプション(2) | 2017 年度ストックオプション(1) |
|----------|---------------------|---------------------|
| 付与日      | 2017 年 4 月 27 日     | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利確定前(株) |                     |                     |
| 期首       | 217,000             | 752,000             |
| 付与       | 0                   | 0                   |
| 失効       | 96,000              | 406,000             |
| 権利確定     | 0                   | 0                   |
| 権利未確定残   | 121,000             | 346,000             |
| 権利確定後(株) |                     |                     |
| 期首       | —                   | —                   |
| 権利確定     | —                   | —                   |
| 権利行使     | —                   | —                   |
| 失効       | —                   | —                   |
| 権利未行使残   | —                   | —                   |

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

|                             | 2016 年度ストックオプション(2) | 2017 年度ストックオプション(1) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 付与日                         | 2017 年 4 月 27 日     | 2018 年 4 月 27 日     |
| 権利行使価格(円)                   | 553                 | 694                 |
| 付与日における公正な評価単価<br>(円) (注) 1 | 0                   | 0                   |

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 104 百万円

## (税効果会計関係)

| 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) |                                                              | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日) |                                                              |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1                           | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br><br>(単位：百万円)                   | 1                           | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br><br>(単位：百万円)                   |
|                             | 繰延税金資産                                                       |                             | 繰延税金資産                                                       |
|                             | 賞与引当金 918                                                    |                             | 賞与引当金 975                                                    |
|                             | 投資有価証券評価損 97                                                 |                             | 投資有価証券評価損 8                                                  |
|                             | 関係会社株式評価損 52                                                 |                             | 関係会社株式評価損 52                                                 |
|                             | 退職給付引当金 436                                                  |                             | 退職給付引当金 443                                                  |
|                             | 固定資産減価償却費 83                                                 |                             | 固定資産減価償却費 80                                                 |
|                             | 繰延ヘッジ損益 215                                                  |                             | 繰延ヘッジ損益 510                                                  |
|                             | その他 672                                                      |                             | その他 679                                                      |
|                             | 繰延税金資産小計 2,478                                               |                             | 繰延税金資産小計 2,750                                               |
|                             | 評価性引当金 △52                                                   |                             | 評価性引当金 △52                                                   |
|                             | 繰延税金資産合計 2,425                                               |                             | 繰延税金資産合計 2,697                                               |
|                             | 繰延税金負債                                                       |                             | 繰延税金負債                                                       |
|                             | その他有価証券評価差額金 1,028                                           |                             | その他有価証券評価差額金 2,044                                           |
|                             | その他 948                                                      |                             | その他 948                                                      |
|                             | 繰延税金負債合計 1,977                                               |                             | 繰延税金負債合計 2,992                                               |
|                             | 繰延税金資産の純額 448                                                |                             | 繰延税金負債の純額 295                                                |
| 2                           | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 2                           | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |
|                             | 法定実効税率 30.6%                                                 |                             | 法定実効税率 30.6%                                                 |
|                             | (調整)                                                         |                             | (調整)                                                         |
|                             | 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0%                                      |                             | 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2%                                      |
|                             | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △12.0%                                  |                             | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △10.9%                                  |
|                             | その他 0.8%                                                     |                             | その他 1.1%                                                     |
|                             | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 20.5%                                      |                             | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0%                                      |

## (関連当事者情報)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏名                                    | 所在地         | 資本金<br>又は<br>出資金            | 事業<br>の内容           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連<br>当事者<br>との<br>関係 | 取引の内容                              | 取引金額<br>(百万円)              | 科目                | 期末残高<br>(百万円)              |
|-----|-------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------------------|-------------------|----------------------------|
| 子会社 | Nikko Asset<br>Management<br>International<br>Limited | シンガポ<br>ール国 | 232,369<br>(SGD 千)          | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                  | —                     | 資金の貸付<br>(シンガポール<br>ドル貸建)<br>(注 1) | —                          | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | 3,318<br>(SGD<br>33,000 千) |
|     |                                                       |             |                             |                     |                               |                       | 貸付金利息<br>(シンガポール<br>ドル貸建)<br>(注 1) | 103<br>(SGD<br>1,043 千)    | 未収収益              | 55<br>(SGD<br>551 千)       |
|     |                                                       |             |                             |                     |                               |                       | 資金の返済<br>(米国ドル貸建)<br>(注 2)         | 2,019<br>(USD<br>16,500 千) | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | —                          |
|     |                                                       |             |                             |                     |                               |                       | 貸付金利息<br>(米国ドル貸建)<br>(注 2)         | 3<br>(USD<br>26 千)         | 未収収益              | —                          |
| 子会社 | Nikko AM<br>Americas<br>Holding Co.,<br>Inc.          | 米国          | 131,079<br>(USD 千)<br>(注 3) | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                  | —                     | 配当の受取                              | 7,795<br>(USD<br>58,000 千) | —                 | —                          |

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。



## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

|       |            |
|-------|------------|
| 資産合計  | 34,828 百万円 |
| 負債合計  | 5,655 百万円  |
| 純資産合計 | 29,173 百万円 |

|          |            |
|----------|------------|
| 営業収益     | 15,864 百万円 |
| 税引前当期純利益 | 4,191 百万円  |
| 当期純利益    | 3,159 百万円  |

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類  | 会社等の<br>名称又は<br>氏名                                    | 所在地         | 資本金<br>又は<br>出資金            | 事業<br>の内容           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連<br>当事者<br>との<br>関係 | 取引の内容                              | 取引金額<br>(百万円)              | 科目                | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------|---------------------|--------------------------------|-----------------------|------------------------------------|----------------------------|-------------------|---------------|
| 子会社 | Nikko Asset<br>Management<br>International<br>Limited | シンガポ<br>ール国 | 232,369<br>(SGD 千)          | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                   | —                     | 資金の返済<br>(シンガポール<br>ドル貨建)<br>(注 1) | 3,318<br>(SGD<br>33,000 千) | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | —             |
|     |                                                       |             |                             |                     |                                |                       | 貸付金利息<br>(シンガポール<br>ドル貨建)<br>(注 1) | 22<br>(SGD<br>223 千)       | 未収収益              | —             |
|     |                                                       |             |                             |                     |                                |                       | 関係会社<br>株式の取得<br>(注 2)             | 13,412                     | —                 | —             |
| 子会社 | Nikko AM<br>Americas<br>Holding Co.,<br>Inc.          | 米国          | 131,079<br>(USD 千)<br>(注 3) | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                   | —                     | 配当の受取                              | 2,950<br>(USD<br>20,000 千) | —                 | —             |
| 子会社 | Nikko AM<br>Global<br>Holdings<br>Limited             | 英国          | 3,378                       | アセット<br>マネジメン<br>ト業 | 直接<br>100.00                   | —                     | 増資の引受<br>(注 4)                     | 1,828                      | —                 | —             |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

|       |            |
|-------|------------|
| 資産合計  | 41,322 百万円 |
| 負債合計  | 8,314 百万円  |
| 純資産合計 | 33,008 百万円 |

|          |            |
|----------|------------|
| 営業収益     | 18,682 百万円 |
| 税引前当期純利益 | 6,005 百万円  |
| 当期純利益    | 4,538 百万円  |

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

| 項目           | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|--------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 522 円 22 銭                                        | 548 円 41 銭                                        |
| 1株当たり当期純利益金額 | 91 円 81 銭                                         | 43 円 14 銭                                         |

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                                   | 第 64 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日)             | 第 65 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日)             |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 当期純利益 (百万円)                                          | 17,826                                                        | 8,376                                                         |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円)                                   | —                                                             | —                                                             |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円)                                   | 17,826                                                        | 8,376                                                         |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株)                                    | 194,152                                                       | 194,152                                                       |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株 | 2016 年度ストックオプション (2) 121,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 346,000 株 |

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                               | 第 64 期<br>(2023 年 3 月 31 日) | 第 65 期<br>(2024 年 3 月 31 日) |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 純資産の部の合計額 (百万円)                  | 101,391                     | 106,475                     |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)          | —                           | —                           |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)             | 101,391                     | 106,475                     |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株) | 194,152                     | 194,152                     |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 66 期中間会計期間  
(2024 年 9 月 30 日)

|            |     |         |
|------------|-----|---------|
| 資産の部       |     |         |
| 流動資産       |     |         |
| 現金・預金      |     | 21,631  |
| 金銭の信託      |     | 13,876  |
| 有価証券       |     | 10      |
| 未収委託者報酬    |     | 17,767  |
| 未収収益       |     | 1,082   |
| その他        | ※ 2 | 5,804   |
| 流動資産合計     |     | 60,173  |
| 固定資産       |     |         |
| 有形固定資産     | ※ 1 | 335     |
| 無形固定資産     |     | 470     |
| 投資その他の資産   |     |         |
| 投資有価証券     |     | 20,253  |
| 関係会社株式     |     | 44,647  |
| 長期差入保証金    |     | 244     |
| 繰延税金資産     |     | 50      |
| 投資その他の資産合計 |     | 65,195  |
| 固定資産合計     |     | 66,001  |
| 資産合計       |     | 126,174 |

(単位：百万円)

第 66 期中間会計期間  
(2024 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

|           |         |
|-----------|---------|
| 未払金       | 8,826   |
| 未払費用      | 3,471   |
| 未払法人税等    | 2,272   |
| 未払消費税等    | ※ 3 625 |
| 関係会社短期借入金 | 6,688   |
| 賞与引当金     | 1,764   |
| 役員賞与引当金   | 120     |
| その他       | 700     |
| 流動負債合計    | 24,470  |

固定負債

|         |       |
|---------|-------|
| 退職給付引当金 | 1,489 |
| 賞与引当金   | 358   |
| 役員賞与引当金 | 72    |
| その他     | 158   |
| 固定負債合計  | 2,079 |

負債合計

26,549

純資産の部

株主資本

|         |        |
|---------|--------|
| 資本金     | 17,363 |
| 資本剰余金   |        |
| 資本準備金   | 5,220  |
| 資本剰余金合計 | 5,220  |

利益剰余金

|          |        |
|----------|--------|
| その他利益剰余金 |        |
| 繰越利益剰余金  | 76,524 |
| 利益剰余金合計  | 76,524 |

|      |        |
|------|--------|
| 自己株式 | △2,067 |
|------|--------|

|        |        |
|--------|--------|
| 株主資本合計 | 97,040 |
|--------|--------|

評価・換算差額等

|              |       |
|--------------|-------|
| その他有価証券評価差額金 | 3,213 |
| 繰延ヘッジ損益      | △629  |
| 評価・換算差額等合計   | 2,583 |

純資産合計

99,624

負債純資産合計

126,174



(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |     |              |
|---------------------------------------------------------|-----|--------------|
| <hr/>                                                   |     |              |
| 営業収益                                                    |     |              |
| 委託者報酬                                                   |     | 40,928       |
| その他営業収益                                                 |     | 2,050        |
| 営業収益合計                                                  |     | <hr/> 42,979 |
| 営業費用及び一般管理費                                             | ※ 1 | 38,534       |
| 営業利益                                                    |     | <hr/> 4,444  |
| 営業外収益                                                   | ※ 2 | 3,213        |
| 営業外費用                                                   | ※ 3 | 445          |
| 経常利益                                                    |     | <hr/> 7,212  |
| 特別利益                                                    | ※ 4 | 172          |
| 特別損失                                                    | ※ 5 | 50           |
| 税引前中間純利益                                                |     | <hr/> 7,333  |
| 法人税等                                                    | ※ 6 | 2,217        |
| 中間純利益                                                   |     | <hr/> 5,116  |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 66 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：百万円)

（単位：百万円）

|                               | 株主資本   |           |                 |              |             |         |            |
|-------------------------------|--------|-----------|-----------------|--------------|-------------|---------|------------|
|                               | 資本金    | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金        |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|                               |        | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
|                               |        |           |                 | 繰越利益<br>剰余金  |             |         |            |
| 当期首残高                         | 17,363 | 5,220     | 5,220           | 82,591       | 82,591      | △ 2,067 | 103,107    |
| 当中間期変動額                       |        |           |                 |              |             |         |            |
| 剰余金の配当                        |        |           |                 | △ 11,183     | △ 11,183    |         | △ 11,183   |
| 中間純利益                         |        |           |                 | 5,116        | 5,116       |         | 5,116      |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額<br>（純額） |        |           |                 |              |             |         |            |
| 当中間期変動額合計                     | －      | －         | －               | △ 6,066      | △ 6,066     | －       | △ 6,066    |
| 当中間期末残高                       | 17,363 | 5,220     | 5,220           | 76,524       | 76,524      | △ 2,067 | 97,040     |

|                               | 評価・換算差額等             |             |                | 純資産合計    |
|-------------------------------|----------------------|-------------|----------------|----------|
|                               | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |          |
| 当期首残高                         | 4,523                | △ 1,155     | 3,367          | 106,475  |
| 当中間期変動額                       |                      |             |                |          |
| 剰余金の配当                        |                      |             |                | △ 11,183 |
| 中間純利益                         |                      |             |                | 5,116    |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額<br>(純額) | △ 1,310              | 525         | △ 784          | △ 784    |
| 当中間期変動額合計                     | △ 1,310              | 525         | △ 784          | △ 6,851  |
| 当中間期末残高                       | 3,213                | △ 629       | 2,583          | 99,624   |

注記事項

(重要な会計方針)

| 項目              | 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式<br/>総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券<br/>市場価格のない株式等以外のもの<br/>時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等<br/>総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託<br/>時価法</p> <p>(3) デリバティブ<br/>時価法</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2 固定資産の減価償却の方法  | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3 引当金の計上基準      | <p>(1) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金<br/>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法<br/>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |
| 4 収益の計上基準       | <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務<br/>当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ</p>                                                                                                                                                                                                                                 |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | <p>れ、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務</p> <p>当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬</p> <p>当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> |
| 5 ヘッジ会計の方法                  | <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>                                           |
| 6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理</p> <p>資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法</p> <p>税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>                                                                                                               |

## (中間貸借対照表関係)

| 第 66 期中間会計期間<br>(2024 年 9 月 30 日) |                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ 1                               | 有形固定資産の減価償却累計額<br>2,372 百万円                                                                                                                                                                                              |
| ※ 2                               | 信託資産<br>流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。                                                                                                                                                         |
| ※ 3                               | 消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。                                                                                                                                                                    |
| ※ 4                               | 保証債務<br>ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーフワイ・リミテッド（旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティーフワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 493 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。 |

## (中間損益計算書関係)

| 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ 1                                                     | 減価償却実施額<br>有形固定資産 46 百万円<br>無形固定資産 48 百万円                                                                                                                                                                |
| ※ 2                                                     | 営業外収益のうち主要なもの<br>有価証券評価益 1,788 百万円<br>受取配当金 1,170 百万円<br>為替差益 132 百万円<br>デリバティブ収益 100 百万円<br><br>有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。 |
| ※ 3                                                     | 営業外費用のうち主要なもの<br>支払利息 420 百万円                                                                                                                                                                            |
| ※ 4                                                     | 特別利益のうち主要なもの<br>投資有価証券売却益 172 百万円                                                                                                                                                                        |
| ※ 5                                                     | 特別損失のうち主要なもの<br>投資有価証券売却損 42 百万円                                                                                                                                                                         |
| ※ 6                                                     | 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。                                                                                                                                         |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 66 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首       | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末      |
|----------|---------------|-----------|-----------|---------------|
| 普通株式 (株) | 197, 012, 500 | —         | —         | 197, 012, 500 |

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首     | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末    |
|----------|-------------|-----------|-----------|-------------|
| 普通株式 (株) | 2, 860, 000 | —         | —         | 2, 860, 000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳                 | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |                   |                   |              | 当中間会<br>計期間末<br>残高<br>(百万円) |
|--------------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|-----------------------------|
|                          |                          | 当事業<br>年度期首        | 当中間<br>会計期間<br>増加 | 当中間<br>会計期間<br>減少 | 当中間<br>会計期間末 |                             |
| 2016 年度<br>ストックオプション (2) | 普通株式                     | 121, 000           | —                 | 121, 000          | —            | —                           |
| 2017 年度<br>ストックオプション (1) | 普通株式                     | 346, 000           | —                 | 154, 000          | 192, 000     | —                           |
| 合計                       |                          | 467, 000           | —                 | 275, 000          | 192, 000     | —                           |

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017 年度ストックオプション(1) 192, 000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                      | 株式の種類 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 1 株当たり<br>配当額 (円) | 基準日             | 効力発生日           |
|-------------------------|-------|---------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 2024 年 5 月 29 日<br>取締役会 | 普通株式  | 11, 183             | 57. 60            | 2024 年 3 月 31 日 | 2024 年 6 月 25 日 |

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

| 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |            |
|---------------------------------------------------------|------------|
| オペレーティング・リース取引                                          |            |
| 解約不能のものに係る未経過リース料                                       |            |
| 1 年内                                                    | 862 百万円    |
| 1 年超                                                    | 2, 187 百万円 |
| 合計                                                      | 3, 049 百万円 |

(金融商品関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|                 | 中間貸借対照表計上額 |        |       |        |
|-----------------|------------|--------|-------|--------|
|                 | レベル 1      | レベル 2  | レベル 3 | 合計     |
| 金銭の信託           | —          | 13,876 | —     | 13,876 |
| 有価証券            |            |        |       |        |
| その他有価証券         |            |        |       |        |
| 投資信託            | 6,989      | 10,736 | —     | 17,725 |
| 資産計             | 6,989      | 24,613 | —     | 31,602 |
| デリバティブ取引(※ 1、2) |            |        |       |        |
| 株式関連            | △257       | —      | —     | △257   |
| 通貨関連            | —          | 845    | —     | 845    |
| デリバティブ取引計       | △257       | 845    | —     | 587    |

(※ 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※ 2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 257 百万円は、中間貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 890 百万円は、流動資産のその他に、△45 百万円は流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分     | 中間貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式  | 2,538      |
| 子会社株式  | 26,011     |
| 関連会社株式 | 18,635     |

(有価証券関係)

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

|                        | 種類   | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額    |
|------------------------|------|------------|--------|-------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 投資信託 | 16,629     | 11,861 | 4,767 |
|                        | 小計   | 16,629     | 11,861 | 4,767 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 投資信託 | 1,096      | 1,294  | △198  |
|                        | 小計   | 1,096      | 1,294  | △198  |
| 合計                     |      | 17,725     | 13,156 | 4,568 |

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額2,538百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第66期中間会計期間(2024年9月30日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

|            | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 |
|------------|----------|-------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 13,876   | △22               |



(デリバティブ取引関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

| 種類   |                | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|------|----------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 17,372        | -                         | △257        | △257          |
| 合計   |                | 17,372        | -                         | △257        | △257          |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

| 種類            |                          | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち 1 年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|---------------|--------------------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引<br>以外の取引 | 為替予約取引<br>買建<br>シンガポールドル | 6,688         | —                         | △45         | △45           |
| 合計            |                          | 6,688         | —                         | △45         | △45           |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-------------|--------------|---------|---------------|---------------------|-------------|
| 原則的<br>処理方法 | 為替予約取引<br>売建 | 投資有価証券  |               |                     |             |
|             | 米ドル          |         | 6,664         | —                   | 641         |
|             | 豪ドル          |         | 186           | —                   | 9           |
|             | ユーロ          |         | 2,374         | —                   | 171         |
|             | 香港ドル         |         | 769           | —                   | 61          |
|             | 人民元          |         | 1,456         | —                   | 6           |
| 合計          |              |         | 11,450        | —                   | 890         |

(持分法損益等)

| 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |            |
|---------------------------------------------------------|------------|
| 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等                                   |            |
| (1) 関連会社に対する投資の金額                                       | 5,341 百万円  |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額                                    | 17,354 百万円 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額                                  | 1,083 百万円  |

(収益認識関係)

第 66 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 66 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 項目            | 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額    | 513 円 12 銭                                              |
| 1 株当たり中間純利益金額 | 26 円 35 銭                                               |

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                                  | 第 66 期中間会計期間<br>(自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 9 月 30 日) |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 中間純利益 (百万円)                                         | 5,116                                                   |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円)                                  | —                                                       |
| 普通株式に係る中間純利益 (百万円)                                  | 5,116                                                   |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株)                                   | 194,152                                                 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要 | 2017 年度ストックオプション(1)192,000 株                            |

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                                     | 第 66 期中間会計期間<br>(2024 年 9 月 30 日) |
|----------------------------------------|-----------------------------------|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)                | 99,624                            |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)                | —                                 |
| 普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)              | 99,624                            |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株) | 194,152                           |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行いません。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## <約 款>

＜追加型証券投資信託 グローバル5.5倍バランスファンド（予想分配金提示型）＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

グローバル5.5倍バランス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、グローバル5.5倍バランス・マザーファンド受益証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

(2)投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

(3)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行ないます。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けません。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年12月21日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消さ



れた場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者とその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第47条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、英国証券取引所の休業日、シカゴ商品取引所の休業日、ニューヨーク商品取引所の休業日、ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第46条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第46条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前

の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、商品取引所（商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所および商品先物取引法第2条第12項に規定する外国商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

3. 商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいい、第24条に定めるものに限りします。）
4. 金銭債権
5. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 グローバル5.5倍バランス・マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
12. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号の証券ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。
- ② 前項の取扱い、第19条から第27条まで、第29条および第34条から第36条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第27条まで、第29条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総

額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、対象資産の損益と金利、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(商品投資等取引の運用指図)

第24条 委託者は、わが国の商品取引所における金先物取引および外国の商品取引所における金先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さな

い公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第30条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（信託業務の委託等）

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  - 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為

に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の

配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎月22日から翌月21日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2021年6月23日から2021年7月21日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までおよび第13号に該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
10. この信託および主要投資対象である「グローバル5.5倍バランス・マザーファンド」の運用において利用する指数の標章使用料
11. この信託および主要投資対象である「グローバル5.5倍バランス・マザーファンド」の運用において利用する指数の指数値、構成銘柄、構成比率等の情報および投資対象市場の動向や特性等に関する情報の入手に要する費用
12. この信託および主要投資対象である「グローバル5.5倍バランス・マザーファンド」の運用において、クリアリング機構を利用した場合に生じる諸費用（当該関連費用を受託者から請求された場合も含みます。）
13. この信託および主要投資対象である「グローバル5.5倍バランス・マザーファンド」の運用にお



いて利用するデリバティブ取引の証拠金管理に係る費用

- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができますものとしします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第4条に規定する信託期間の全部または一部において計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしします。
- ⑥ 委託者は、第3項に定める方法または第4項に定める方法のいずれを用いるかについて、第4条に規定する信託期間を通じて随時、見直すことができます。

（信託報酬等の額）

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の99の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（その他報酬の額）

第43条 委託者および受託者は、以下の各号により計算された額の報酬を受けることができます。

- 1. 第25条に規定する有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとしします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50の率を乗じて得た額
- 2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行なった場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとしします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に100分の50の率を乗じて得た額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限りします。他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとしします。）
- ② 前項の報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の報酬に係る消費税等に相当する金額を、報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、第42条および第43条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、第42条および第43条に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第49条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第47条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第47条 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金および信託終了による償還金について、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、英国証券取引所の休業日、シカゴ商品取引所の休業日、ニューヨーク商品取引所の休業日、ユーレックスにおけるすべてのデリバティブ取引に共通の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けられないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第51条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合

ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第57条 この信託は、委託者が第49条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第58条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第59条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

[www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書の交付省略)

第61条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

[www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第46条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ② 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2021年6月23日

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
受託者 三井住友信託銀行株式会社

◎約款変更実施予定日 2025年9月1日

追加型証券投資信託 グローバル5.5倍バランスファンド（予想分配金提示型） 約款

第1条  
第16条  
第60条

## 約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (信託の種類、委託者および受託者)<br>第1条<br>①この信託は証券投資信託であり、 <u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。<br>②（略）                                                                                                                                                                              | (信託の種類、委託者および受託者)<br>第1条<br>①この信託は証券投資信託であり、 <u>日興アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。<br>②（同 左）                                                                                                                                                                            |
| (運用の指図範囲等)<br>第16条<br>①委託者は、信託金を、主として <u>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 <u>グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド</u> （その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。<br>(以下略) | (運用の指図範囲等)<br>第16条<br>①委託者は、信託金を、主として <u>日興アセットマネジメント株式会社</u> を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 <u>グローバル 5.5 倍バランス・マザーファンド</u> （その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。<br>(同 左) |
| (公告)<br>第60条<br>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。<br><u>www.amova-am.com</u><br>②（略）                                                                                                                                                                                              | (公告)<br>第60条<br>①委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。<br><u>www.nikkoam.com/</u><br>②（同 左）                                                                                                                                                                                        |

※「運用報告書の交付省略」の条文に記載されている当社ホームページアドレスについて 2025 年 9 月 1 日付けで www.amova-am.com へ変更予定ですが、それ以前に当該条文に関連して法令改正が見込まれております。今後、法令改正の内容に応じて修正を行なう予定です。

